

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域は鹿児島県西部の薩摩半島に位置し、海岸部は東シナ海に面し温暖な気候となっているが、内陸部はやや気温が低い傾向が見られる。

対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所として、表3.1-1及び図3.1-1のとおり、川内地域気象観測所、八重山地域気象観測所及び東市来地域気象観測所が存在する。

表3.1-1 対象事業実施区域及びその周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	温度計の 高さ	観測種目				
						気温	風	降水量	日照	積雪
川内	薩摩川内市中郷	緯度 31° 50.0' 経度 130° 18.9'	5m	6.4m	1.5m	○	○	○	○	—
八重山	薩摩川内市入来町 浦之名字大谷	緯度 31° 44.8' 経度 130° 26.3'	533m	—	—	—	—	○	—	—
東市来	日置市東市来町 湯田	緯度 31° 40.1' 経度 130° 19.7'	40m	6.5m	1.5m	○	○	○	○	—

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和3年10月5日現在）」（気象庁、令和3年）より作成〕

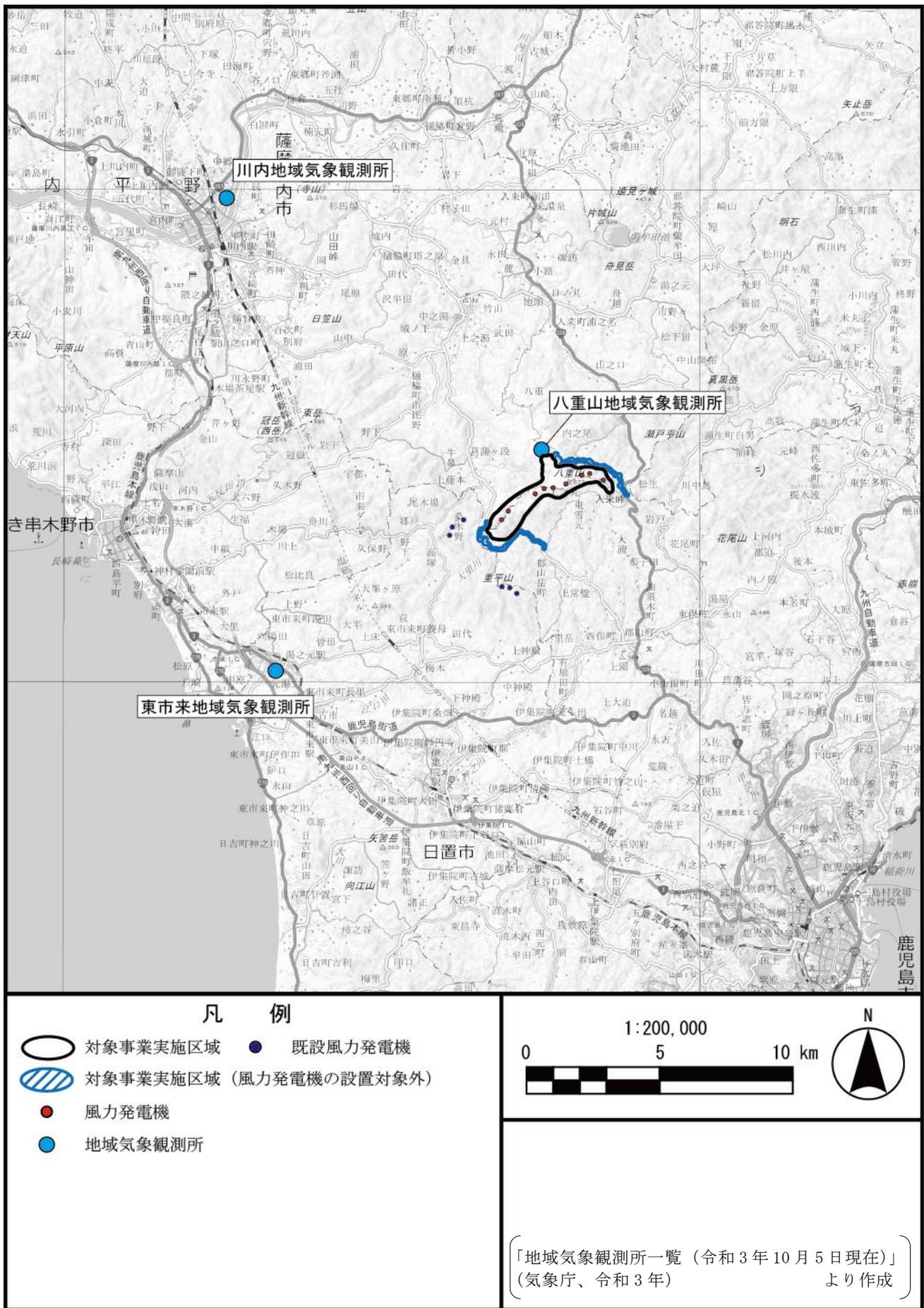


図 3.1-1 地域気象観測所位置

川内地域気象観測所における平年値及び令和2年の気象概況は表3.1-2、令和2年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりである。令和2年の年平均気温は17.2℃、年降水量は2,935.5mm、年平均風速は1.8m/s、年間日照時間は1,942.9時間である。令和2年の風向出現頻度は、年間を通して北北東が高い。年間の風向出現頻度は最も高い北北東が20.6%、次いで北西が10.1%である。

表3.1-2(1) 川内地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	17.1	6.6	7.9	11.0	15.5	19.6	23.1	27.0	27.6	24.7	19.3	13.8	8.6
日最高気温(℃)	22.3	11.8	13.3	16.5	21.0	25.0	27.3	31.3	32.5	29.9	25.3	19.8	14.2
日最低気温(℃)	12.6	2.0	2.8	5.8	10.2	14.8	19.6	23.6	24.0	20.7	14.6	8.8	3.8
平均風速(m/s)	1.8	1.7	1.9	2.1	2.1	1.9	1.8	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3	1.5
最多風向	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	西北西	西北西	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東
日照時間(時間)	1,858.2	111.3	125.8	159.1	177.5	177.8	107.5	173.2	202.9	172.8	182.0	147.6	120.8
降水量(mm)	2,368.8	85.0	114.0	156.5	179.2	208.6	506.5	334.0	239.5	231.4	95.2	110.7	105.3

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和3年10月)より作成〕

表3.1-2(2) 川内地域気象観測所の気象概況(令和2年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	最大			平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
		日	1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	101.0	25.5	11.5	8.0	8.9	14.2	4.6	20.8	-2.4	1.6	16.9	東	29.0	東北東	104.8
2	171.5	47.0	13.5	5.5	9.2	14.8	4.0	21.5	-1.9	1.8	8.5	西北西	19.0	西北西	145.6
3	125.5	26.5	10.5	3.0	12.1	17.2	7.0	23.1	-0.6	2.0	10.7	東北東	17.3	東	167.5
4	91.5	32.0	9.5	3.0	13.3	19.1	7.7	24.1	3.4	2.2	8.3	西北西	15.3	北西	225.2
5	410.5	171.0	47.0	17.5	20.2	25.1	15.8	29.0	9.5	2.0	9.1	南南東	17.3	南	174.6
6	571.5	142.0	40.5	19.0	24.1	28.1	20.7	33.0	17.2	1.9	7.6	南南西	16.4	西	109.3
7	750.0	180.0	53.0	20.5	25.7	29.4	22.6	34.4	17.7	2.0	8.0	南	16.2	南西	115.8
8	144.5	69.5	34.5	13.0	28.2	33.7	24.4	36.3	22.5	2.0	7.6	東	15.6	南南東	249.4
9	366.0	113.0	24.0	8.0	23.8	28.6	20.3	32.8	12.0	1.9	15.0	南南東	31.0	南東	124.9
10	68.0	42.0	8.5	3.5	18.6	25.2	13.5	29.9	7.1	1.5	8.4	東北東	14.4	東北東	223.5
11	114.5	37.0	15.0	6.0	14.5	20.7	9.4	26.1	4.0	1.4	6.6	南	12.1	北西	154.7
12	21.0	11.0	3.5	1.0	7.3	13.9	2.0	19.9	-2.7	1.5	9.8	北西	18.8	北西	147.6
年間	2,935.5	180.0	53.0	20.5	17.2	22.5	12.7	36.3	-2.7	1.8	16.9	東	31.0	南東	1,942.9

注：「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和3年10月)より作成〕

表 3.1-3 川内地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和2年）

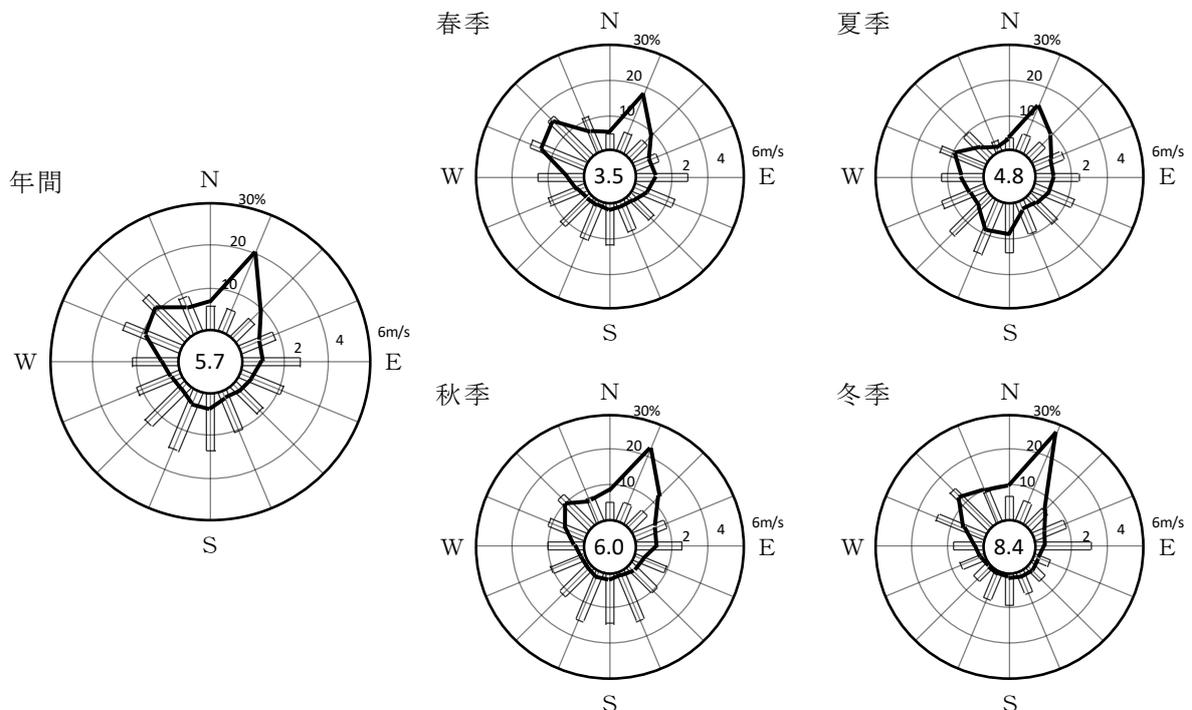
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1, 2, 12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	18.0	1.2	14.0	1.0	22.7	1.1	27.7	1.2	20.6	1.1
北東	9.5	1.2	9.0	1.1	12.4	1.2	7.1	1.3	9.5	1.2
東北東	4.8	1.4	5.4	1.7	6.7	1.9	3.4	1.9	5.1	1.7
東	5.8	2.9	5.3	2.4	6.1	2.6	2.7	3.1	5.0	2.7
東南東	4.2	2.4	4.7	2.4	2.8	1.9	1.7	0.9	3.4	2.1
南東	2.2	1.8	3.5	2.1	2.5	2.0	2.2	1.1	2.6	1.8
南南東	1.8	1.8	2.9	1.9	1.6	3.0	1.9	1.3	2.0	2.0
南	2.2	2.4	9.1	2.8	2.4	2.9	1.6	1.8	3.8	2.7
南南西	1.3	2.3	9.2	3.2	2.3	3.0	1.1	1.7	3.5	3.0
南西	1.2	2.3	4.4	3.0	1.3	2.3	0.8	1.1	1.9	2.6
西南西	2.1	2.2	4.3	2.6	1.2	2.0	1.3	1.4	2.2	2.2
西	4.1	2.6	5.9	2.3	2.2	2.0	2.2	1.6	3.6	2.2
西北西	13.1	3.3	9.1	2.7	5.7	2.2	6.0	2.9	8.5	2.9
北西	14.8	3.2	3.8	1.9	9.7	2.4	12.0	3.0	10.1	2.8
北北西	6.3	2.2	1.4	0.7	6.3	1.5	9.8	1.9	6.0	1.8
北	5.0	0.9	3.2	0.7	8.2	1.0	9.8	1.3	6.5	1.1
静穏	3.5	0.1	4.8	0.1	6.0	0.1	8.4	0.1	5.7	0.1
合計・平均	100	2.1	100	2.0	100	1.6	100	1.6	100	1.8
欠測	0.1		0		0		0		0.0	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第2位を四捨五入して0.1に満たなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕

図 3.1-2 川内地域気象観測所の風配図（令和2年）

八重山地域気象観測所では降水量のみの観測となっており、平年値及び令和2年の気象状況は表3.1-4のとおりである。令和2年の年降水量は3,863.0mmである。

表 3.1-4 八重山地域気象観測所の気象概況（平年値及び令和2年）

月	降水量 (mm)				
	平年値	令和2年			
	合 計	合 計	日最大	最 大	
				1 時間	10 分間
1	///	109.5	25.5	11.5	6.5
2	///	229.5	63.0	18.0	7.0
3	///	168.5	36.0	13.5	4.5
4	193.2	152.5	69.5	29.0	10.5
5	226.1	347.5	118.5	41.5	14.0
6	574.3	977.5	193.5	63.5	17.0
7	386.6	883.0	267.5	94.5	21.0
8	259.8	214.0	72.0	30.5	15.0
9	227.8	487.5	123.5	27.0	7.5
10	108.8	95.0	57.5	12.5	5.0
11	119.9	167.5	51.5	30.5	9.5
12	106.9	31.0	17.5	5.0	1.5
年	///	3,863.0	267.5	94.5	21.0

注：1. 平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

2. 「///」は、欠測または観測を行っていない場合、欠測または観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合に表示する。

〔「各種データ・資料」（気象庁HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕

東市来地域気象観測所における平年値及び令和2年の気象概況は表3.1-5、令和2年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-6、風配図は図3.1-3のとおりである。令和2年の年平均気温は18.0℃、年降水量は2,680.5mm、年平均風速は1.7m/s、年間日照時間は2,009.4時間である。令和2年の風向出現頻度は、春季、夏季及び秋季は東南東、冬季は北北西が高い。年間の風向出現頻度は最も高い東南東が15.9%、次いで東が10.6%である。

表3.1-5(1) 東市来地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	17.3	7.5	8.6	11.5	15.6	19.4	22.8	26.6	27.3	24.6	19.8	14.6	9.5
日最高気温(℃)	21.9	12.0	13.3	16.1	20.4	24.1	26.4	30.2	31.6	29.3	25.1	19.8	14.4
日最低気温(℃)	12.9	2.9	3.6	6.4	10.5	14.8	19.6	23.6	23.9	20.7	15.0	9.5	4.7
平均風速(m/s)	2.0	2.2	2.3	2.4	2.3	2.0	1.9	1.8	2.0	1.8	1.8	1.7	2.0
最多風向	東南東	北北西	北北西	東南東	北北西								
日照時間(時間)	1,964.9	116.1	133.3	162.3	180.6	183.9	112.0	192.5	220.8	186.7	191.2	156.1	126.2
降水量(mm)	2,265.0	75.8	99.4	151.1	174.3	187.1	516.3	310.2	204.6	243.6	92.2	111.4	98.4

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和3年10月)より作成〕

表3.1-5(2) 東市来地域気象観測所の気象概況(令和2年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	最大			平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
		日	1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	79.5	16.5	9.5	5.5	10.0	14.7	5.4	21.0	-3.3	1.7	10.9	東	21.9	西	110.4
2	162.5	47.0	23.0	8.5	10.3	15.2	5.2	22.4	-2.3	1.9	7.8	北西	16.8	北西	147.6
3	126.5	26.5	11.5	5.0	12.9	17.6	7.7	22.4	0.3	2.0	7.9	西	15.6	西北西	166.9
4	114.5	44.0	25.5	7.5	14.0	19.5	8.2	23.0	4.6	2.0	7.2	北西	15.9	北北西	231.3
5	249.0	75.5	32.5	12.0	20.6	25.2	16.2	30.4	10.9	1.9	6.6	東南東	14.8	西	178.6
6	643.0	114.5	48.5	13.0	24.1	27.6	21.0	32.5	17.6	1.6	6.3	東	17.1	南西	113.0
7	619.5	168.5	98.5	23.5	26.0	29.2	23.5	32.7	17.7	1.5	5.1	南西	13.7	南西	133.6
8	139.5	58.0	22.5	13.5	28.5	33.0	24.9	35.8	23.0	1.5	6.5	東南東	12.9	東	277.2
9	322.5	100.5	24.0	10.5	24.5	28.7	21.1	32.7	15.2	1.6	13.2	東南東	30.7	東南東	124.2
10	75.5	54.0	15.5	6.5	19.8	25.6	14.2	30.1	7.9	1.4	6.1	東	11.6	北	218.9
11	124.0	37.0	26.0	10.0	15.9	21.3	10.7	26.9	5.3	1.5	5.7	東南東	12.2	北西	159.0
12	24.5	13.0	4.5	1.0	9.0	14.5	3.5	19.8	-2.4	1.6	7.5	北西	17.3	西北西	148.7
年間	2,680.5	168.5	98.5	23.5	18.0	22.7	13.5	35.8	-3.3	1.7	13.2	東南東	30.7	東南東	2,009.4

注：「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和3年10月)より作成〕

表 3.1-6 東市来地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 2 年）

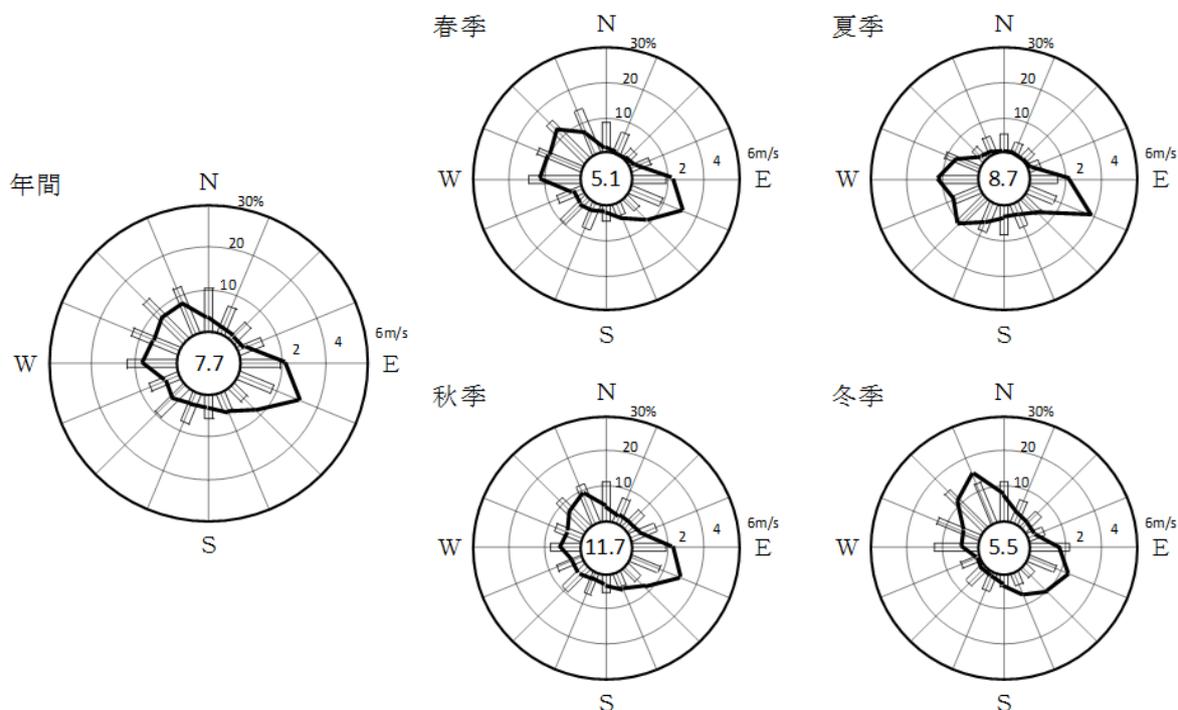
風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1, 2, 12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	0.5	1.3	0.5	0.7	2.2	1.5	3.0	1.4	1.5	1.4
北東	0.8	0.7	0.5	0.7	2.0	1.3	2.3	1.2	1.4	1.1
東北東	1.8	1.2	1.0	0.7	3.0	1.5	2.3	0.9	2.0	1.2
東	11.4	1.9	11.3	1.5	11.4	1.9	8.5	2.2	10.6	1.9
東南東	16.0	1.9	19.8	1.6	15.3	1.7	12.7	1.6	15.9	1.7
南東	9.1	0.9	6.4	1.2	8.4	1.0	10.2	0.7	8.6	0.9
南南東	4.7	0.7	3.8	1.4	5.5	0.9	7.0	0.8	5.2	0.9
南	2.0	0.9	3.7	1.7	3.3	1.0	3.3	0.7	3.1	1.1
南南西	2.4	1.5	5.9	1.7	2.2	1.3	1.6	1.1	3.0	1.5
南西	2.9	1.9	10.6	1.9	3.1	1.8	1.3	1.3	4.4	1.9
西南西	2.5	1.5	7.6	1.6	2.6	1.5	0.6	1.1	3.3	1.5
西	10.8	2.9	11.1	2.1	5.3	1.7	4.2	2.4	7.8	2.3
西北西	9.8	2.7	6.9	2.1	4.0	1.6	4.5	2.6	6.3	2.4
北西	12.2	3.0	1.2	0.9	6.8	2.3	10.7	3.0	7.8	2.7
北北西	6.6	2.7	0.7	1.1	9.1	2.3	15.0	2.5	7.9	2.4
北	1.3	1.7	0.3	1.0	4.2	2.2	7.4	2.3	3.3	2.1
静穏	5.1	0.1	8.7	0.1	11.7	0.1	5.5	0.1	7.7	0.1
合計・平均	100	2.0	100	1.5	100	1.5	100	1.8	100	1.7
欠測	0.1		5.9		0		0		1.5	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕

図 3.1-3 東市来地域気象観測所の風配図（令和 2 年）

2. 大気質の状況

鹿児島県における大気質の状況として、令和元年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）17局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2局の計19局で「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：令和2年6月5日）に基づく常時監視測定が実施されている。

対象事業実施区域の周囲の測定局として、一般局の「鹿児島市役所局」及び「環境保健センター局」が鹿児島市に、「環境放射線監視センター局」が薩摩川内市に設置されている。また、自排局の「鴨池局」が鹿児島市に、「薩摩川内局」が薩摩川内市に設置されている。

各測定局の概要及び測定項目は表3.1-7、位置は図3.1-4のとおりである。

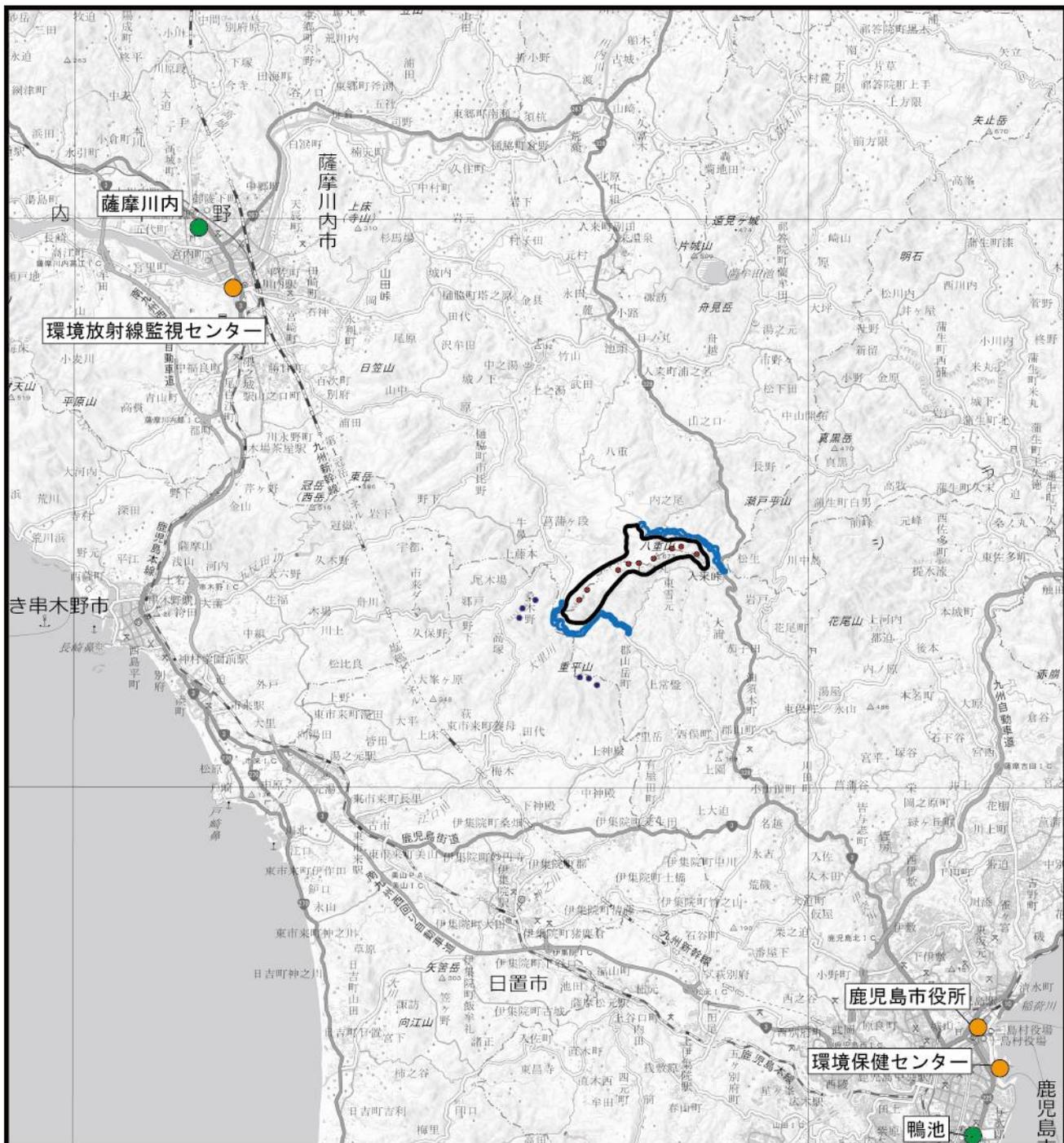
表 3.1-7 測定局の概要及び測定項目（令和元年度）

区分	市名	測定局	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	一酸化炭素 (CO)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O _x)
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	○	○	○	—	○	○
		環境保健センター	○	—	○	—	—	○
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	○	○	○	—	—	○
自排局	鹿児島市	鴨池	○	○	○	○	○	—
	薩摩川内市	薩摩川内	○	○	○	○	○	—

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

2. 「環境放射線監視センター局」は令和2年度に廃止され、「隈之城局」に移設されている。

〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和2年）より作成



凡 例		1:200,000		
	対象事業実施区域		既設風力発電機	
	対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)		風力発電機	
	一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	

「令和元年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成

図 3.1-4 大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

令和元年度における二酸化硫黄の測定結果は表 3.1-8 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間に於ける年平均値の経年変化は、表 3.1-9 及び図 3.1-5 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 時間値の 1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-8 二酸化硫黄の測定結果（令和元年度）

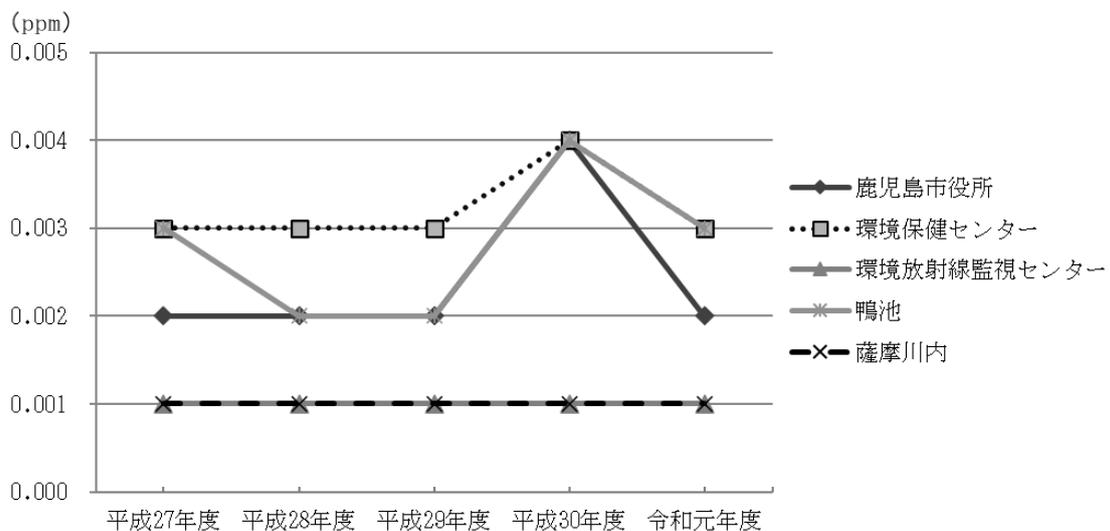
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値の最高値	1 日平均値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数	
				日	ppm	時間	%					日
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	362	0.002	0	0.0	0	0.0	0.098	0.009	○	0
		環境保健センター	364	0.003	6	0.1	1	0.3	0.325	0.012	○	0
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	364	0.001	0	0.0	0	0.0	0.057	0.006	○	0
自排局	鹿児島市	鴨池	365	0.003	1	0.0	0	0.0	0.106	0.010	○	0
	薩摩川内市	薩摩川内	364	0.001	0	0.0	0	0.0	0.052	0.005	○	0

〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成

表 3.1-9 二酸化硫黄の経年変化（平成 27～令和元年度）

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002
		環境保健センター	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	鹿児島市	鴨池	0.003	0.002	0.002	0.004	0.003
	薩摩川内市	薩摩川内	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成



〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成

図 3.1-5 二酸化硫黄の経年変化（平成 27～令和元年度）

(2) 二酸化窒素

令和元年度における二酸化窒素の測定結果は表 3.1-10 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-11 及び図 3.1-6 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表 3.1-10 二酸化窒素の測定結果（令和元年度）

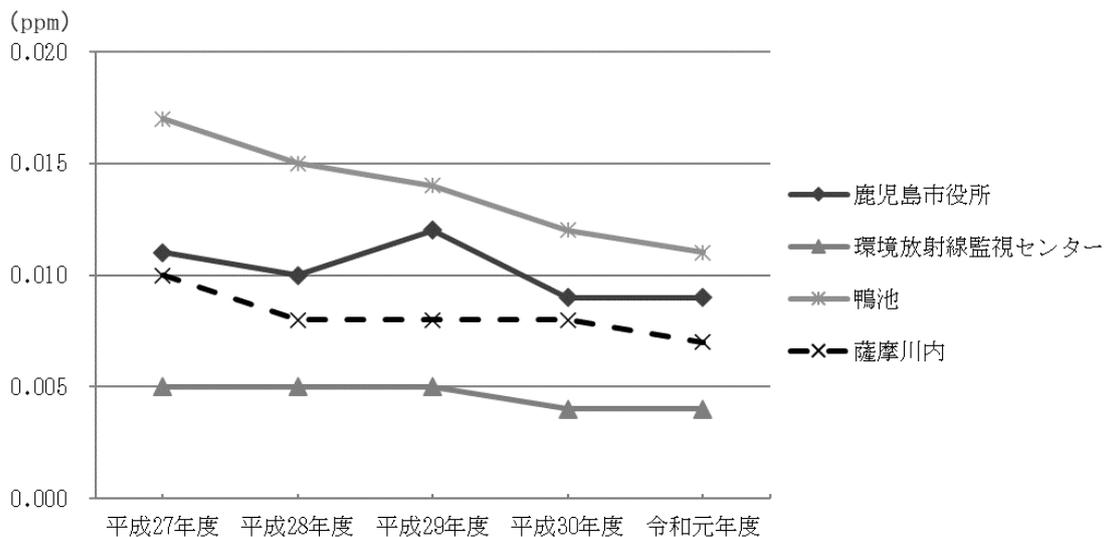
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値					98%値評価による1日平均値が0.06ppmを超えた日数
						0.06ppmを超えた日数とその割合		0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年間98%値	
						日	%	日	%		
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	362	0.009	0.048	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	366	0.004	0.032	0	0.0	0	0.0	0.009	0
自排局	鹿児島市	鴨池	366	0.011	0.057	0	0.0	0	0.0	0.022	0
	薩摩川内市	薩摩川内	366	0.007	0.047	0	0.0	0	0.0	0.013	0

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕

表 3.1-11 二酸化窒素の経年変化（平成27～令和元年度）

区分	市	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	0.011	0.010	0.012	0.009	0.009
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
自排局	鹿児島市	鴨池	0.017	0.015	0.014	0.012	0.011
	薩摩川内市	薩摩川内	0.010	0.008	0.008	0.008	0.007

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕



〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕

図 3.1-6 二酸化窒素の経年変化（平成27～令和元年度）

(3) 浮遊粒子状物質

令和元年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表 3.1-12 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-13 及び図 3.1-7 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-12 浮遊粒子状物質の測定結果（令和元年度）

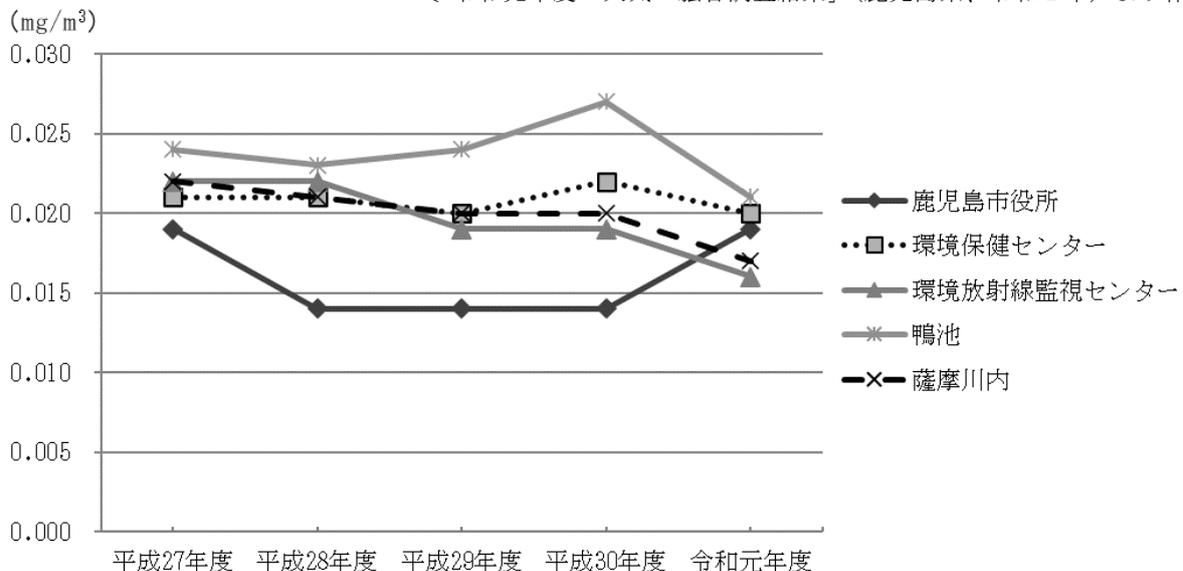
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の年間2%除外値	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
					日	時間	%	日				
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	360	0.019	0	0.0	0	0.0	0.132	0.036	○	0
		環境保健センター	365	0.020	0	0.0	0	0.0	0.162	0.038	○	0
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	365	0.016	0	0.0	0	0.0	0.095	0.033	○	0
自排局	鹿児島市	鴨池	365	0.021	0	0.0	0	0.0	0.175	0.052	○	0
	薩摩川内市	薩摩川内	364	0.017	1	0.0	0	0.0	0.332	0.049	○	0

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕

表 3.1-13 浮遊粒子状物質の経年変化（平成27～令和元年度）

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m ³)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	0.019	0.014	0.014	0.014	0.019
		環境保健センター	0.021	0.021	0.020	0.022	0.020
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	0.022	0.022	0.019	0.019	0.016
自排局	鹿児島市	鴨池	0.024	0.023	0.024	0.027	0.021
	薩摩川内市	薩摩川内	0.022	0.021	0.020	0.020	0.017

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕



〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕

図 3.1-7 浮遊粒子状物質の経年変化（平成27～令和元年度）

(4)一酸化炭素

令和元年度における一酸化炭素の測定結果は表 3.1-14 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-15及び図3.1-8のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-14 一酸化炭素の測定結果（令和元年度）

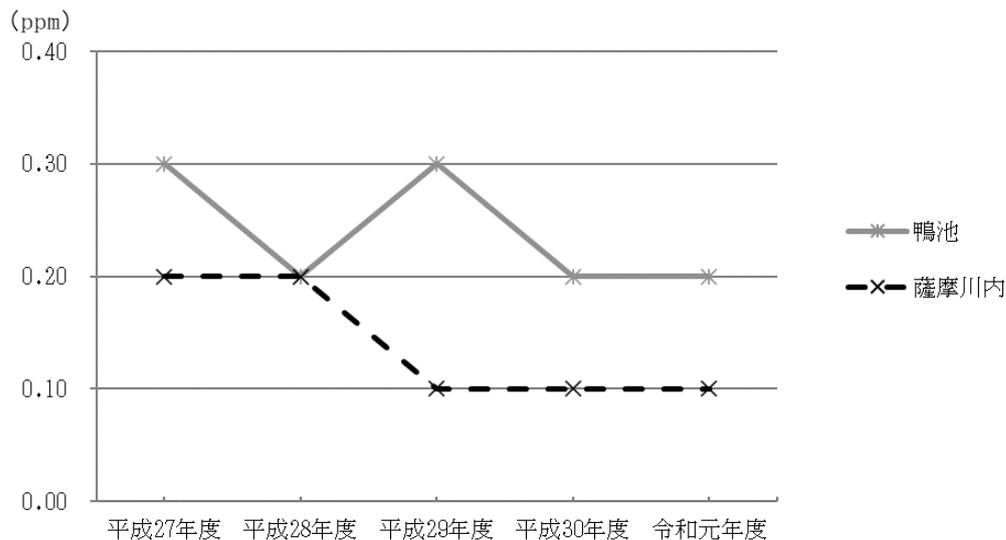
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	1日平均値の2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による1日平均値が10ppmを超えた日数
					回	%	日	%				
自排局	鹿児島市	鴨池	365	0.2	0	0.0	0	0.0	2.3	0.5	○	0
	薩摩川内市	薩摩川内	308	0.1	0	0.0	0	0.0	3.2	0.4	○	0

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕

表 3.1-15 一酸化炭素の経年変化（平成27～令和元年度）

区分	市	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自排局	鹿児島市	鴨池	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
	薩摩川内市	薩摩川内	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕



〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和2年)より作成〕

図 3.1-8 一酸化炭素の経年変化（平成27～令和元年度）

(5) 微小粒子状物質

令和元年度における微小粒子状物質の測定結果は表 3.1-16 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間ににおける 1 年平均値の経年変化は、表 3.1-17 及び図 3.1-9 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1 日平均値のうち年間 98 パーセントイル値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.1-16 微小粒子状物質の測定結果（令和元年度）

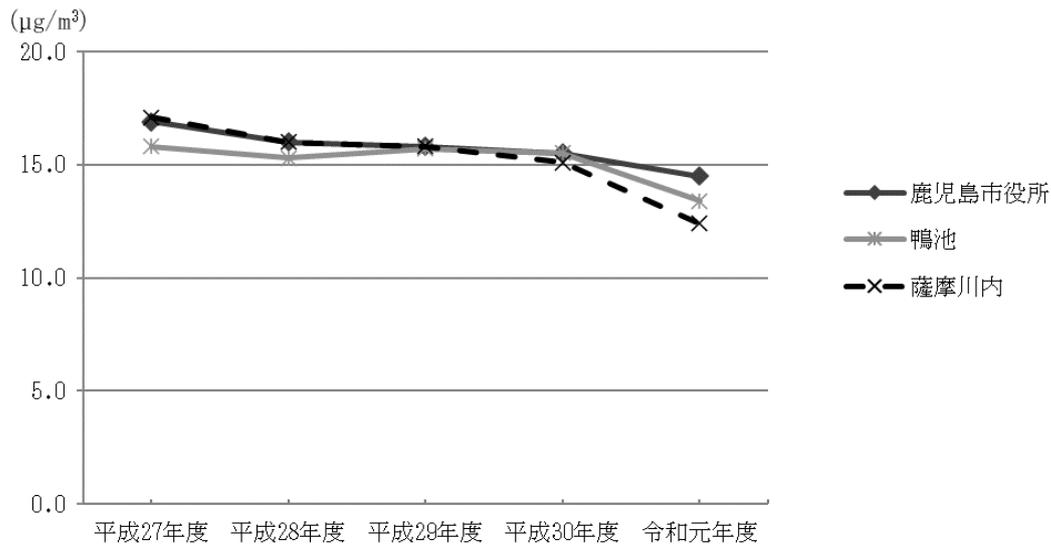
区分	市	測定局	有効測定 日数	1 年平均値	1 日平均値		
					年間 98 パーセント イル値	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日 数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	鹿児島県	鹿児島市役所	361	14.5	30.6	3	0.8
自排局	鹿児島市	鴨池	362	13.4	29.0	3	0.8
	薩摩川内市	薩摩川内	365	12.4	25.7	2	0.5

〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成

表 3.1-17 微小粒子状物質の経年変化（平成 27～令和元年度）

区分	市	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	鹿児島県	鹿児島市役所	16.9	16.0	15.8	15.5	14.5
自排局	鹿児島市	鴨池	15.8	15.3	15.7	15.5	13.4
	薩摩川内市	薩摩川内	17.1	16.0	15.8	15.1	12.4

〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成



〔令和元年度 大気・騒音調査結果〕（鹿児島県、令和 2 年）より作成

図 3.1-9 微小粒子状物質の経年変化（平成 27～令和元年度）

(6) 光化学オキシダント

令和元年度における光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-18 のとおりであり、すべての測定局で環境基準を達成していない。

また、過去5年間における昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表3.1-19及び図3.1-10のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（5時～20時まで）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

表 3.1-18 光化学オキシダントの測定結果（令和元年度）

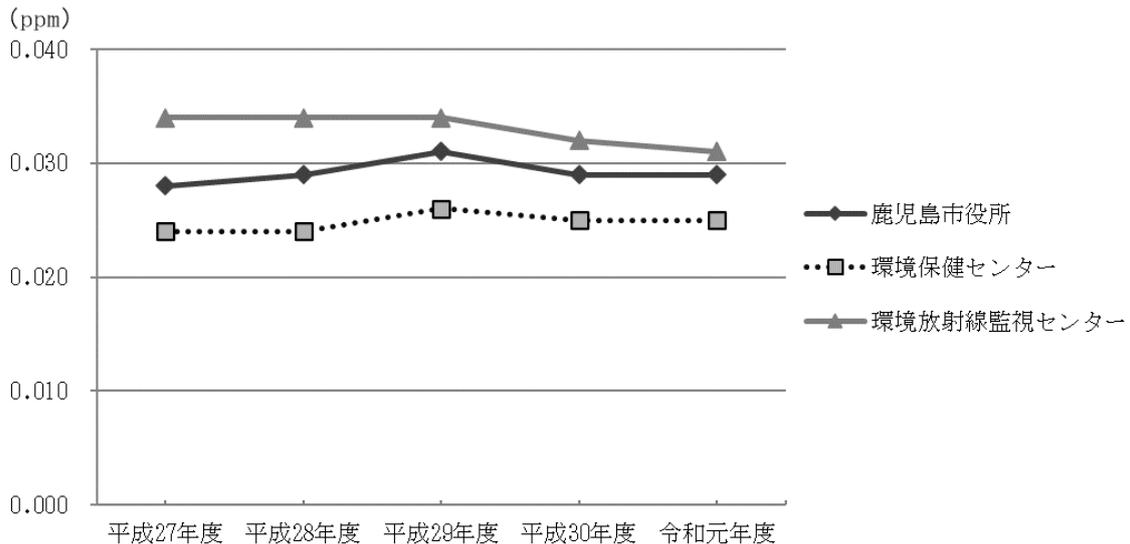
区分	市	測定局	測定 日数	測定 時間	昼間（午前5時～午後8時）における							
					1時間値					日最高1 時間値の 年平均値		
					年平均値		0.06ppmを 超えた日数と 時間数		0.12ppm以上 の日数と 時間数		最高値	
					日	時間	日	時間	日		時間	ppm
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	366	5447	0.029	17	67	0	0	0.084	0.040	
		環境保健センター	366	5472	0.025	19	89	0	0	0.085	0.037	
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	366	5,480	0.031	40	232	0	0	0.096	0.044	

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕

表 3.1-19 光化学オキシダントの経年変化（平成27～令和元年度）

区分	市	測定局	昼間（午前5時～午後8時）の1時間値の年平均値（ppm）				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	0.028	0.029	0.031	0.029	0.029
		環境保健センター	0.024	0.024	0.026	0.025	0.025
	薩摩川内市	環境放射線監視センター	0.034	0.034	0.034	0.032	0.031

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕



〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕

図 3.1-10 光化学オキシダントの経年変化（平成27～令和元年度）

(7) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、「令和2年版環境白書」（鹿児島県、令和3年）によると、令和元年度は日置市及びいちき串木野市が0件、鹿児島市が10件、薩摩川内市が32件、始良市が1件である。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

鹿児島県では、「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）によると、一般地域（道路に面する地域以外の地域）について、5市において測定が実施されており、昼間・夜間とも環境基準を達成していた測定地点は、全測定地点の89.3%であった。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、測定は実施されていない。

(2) 自動車騒音の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市の自動車騒音の状況について、令和元年度の道路に面する地域における騒音測定結果は表3.1-20のとおりである。

表3.1-20 自動車騒音常時監視結果（令和元年度）

実施主体	区 分	評価 区間 延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果（全体）						
				住居等 戸数 (戸)	昼・夜		昼 間		夜 間	
					達成戸数 (戸)	達成率 (%)	達成戸数 (戸)	達成率 (%)	達成戸数 (戸)	達成率 (%)
日置市	一般国道	23.2	21	1,072	1,053	98.2	1,064	99.3	1,054	98.3
	県 道	5.9	9	724	583	80.5	583	80.5	705	97.4
	合 計	29.1	30	1,796	1,636	91.1	1,647	91.7	1,759	97.9
鹿児島市	高速自動車国道	18.7	12	793	781	98.5	781	98.5	781	98.5
	一般国道	101.8	87	15,963	13,032	81.6	13,194	82.7	13,278	83.2
	県 道	270.1	195	27,838	25,955	93.2	26,061	93.6	26,701	95.9
	市町村道	20.6	21	14,836	14,467	97.5	14,517	97.8	14,649	98.7
	合 計	411.2	315	59,430	54,235	91.3	54,553	91.8	55,409	93.2
薩摩川内市	一般国道	1.7	4	209	209	100.0	209	100.0	209	100.0
	合 計	1.7	4	209	209	100.0	209	100.0	209	100.0
いちき串木野市	一般国道	17.6	15	1,155	1,079	93.4	1,079	93.4	1,154	99.9
	県 道	13.3	12	554	554	100.0	554	100.0	554	100.0
	合 計	30.9	27	1,709	1,633	95.6	1,633	95.6	1,708	99.9
始良市	県 道	7.8	6	318	318	100.0	318	100.0	318	100.0
	合 計	7.8	6	318	318	100.0	318	100.0	318	100.0

〔「令和元年度 大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和2年）より作成〕

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版環境白書」（鹿児島県、令和3年）によると、令和元年度は日置市、いちき串木野市及び始良市が0件、鹿児島市が47件、薩摩川内市が5件である。

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、鹿児島県、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市において公表された測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、鹿児島県、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市において公表された測定結果はない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情受理件数は、「令和2年版環境白書」（鹿児島県、令和3年）によると、令和元年度は日置市、いちき串木野市及び始良市が0件、鹿児島市が6件、薩摩川内市が3件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲における主要な河川の状況は、図 3.1-11 のとおりである。対象事業実施区域の北側には一級河川である川内川水系市比野川等が、西側には二級河川である八房川水系八房川が、南側には二級河川である大里川水系大里川、神之川水系神之川等がある。

(2) 海域

対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

鹿児島県における河川の水質の状況として、「令和 2 年度公共用水域の水質測定結果」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、令和 2 年度は 37 河川、43 水域で水質測定が実施されており、41 水域で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水質測定は実施されていない。

(2) 地下水の水質

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質の状況として、令和元年度は継続監視調査が薩摩川内市樋脇町市比野で行われている。測定結果は表 3.1-21 のとおりである。

(3) 水質に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年版環境白書」（鹿児島県、令和 3 年）によると、令和元年度は日置市及びいちき串木野市が 0 件、鹿児島市が 12 件、薩摩川内市が 9 件、始良市が 7 件である。

3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公共用水域の底質の測定は実施されていない。

また、鹿児島県、国、市町及び一部事務組合では「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を調査している。「令和 2 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果について」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると令和 2 年度は、公共用水域の底質について 10 地点で調査を実施しており、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、調査は実施されていない。

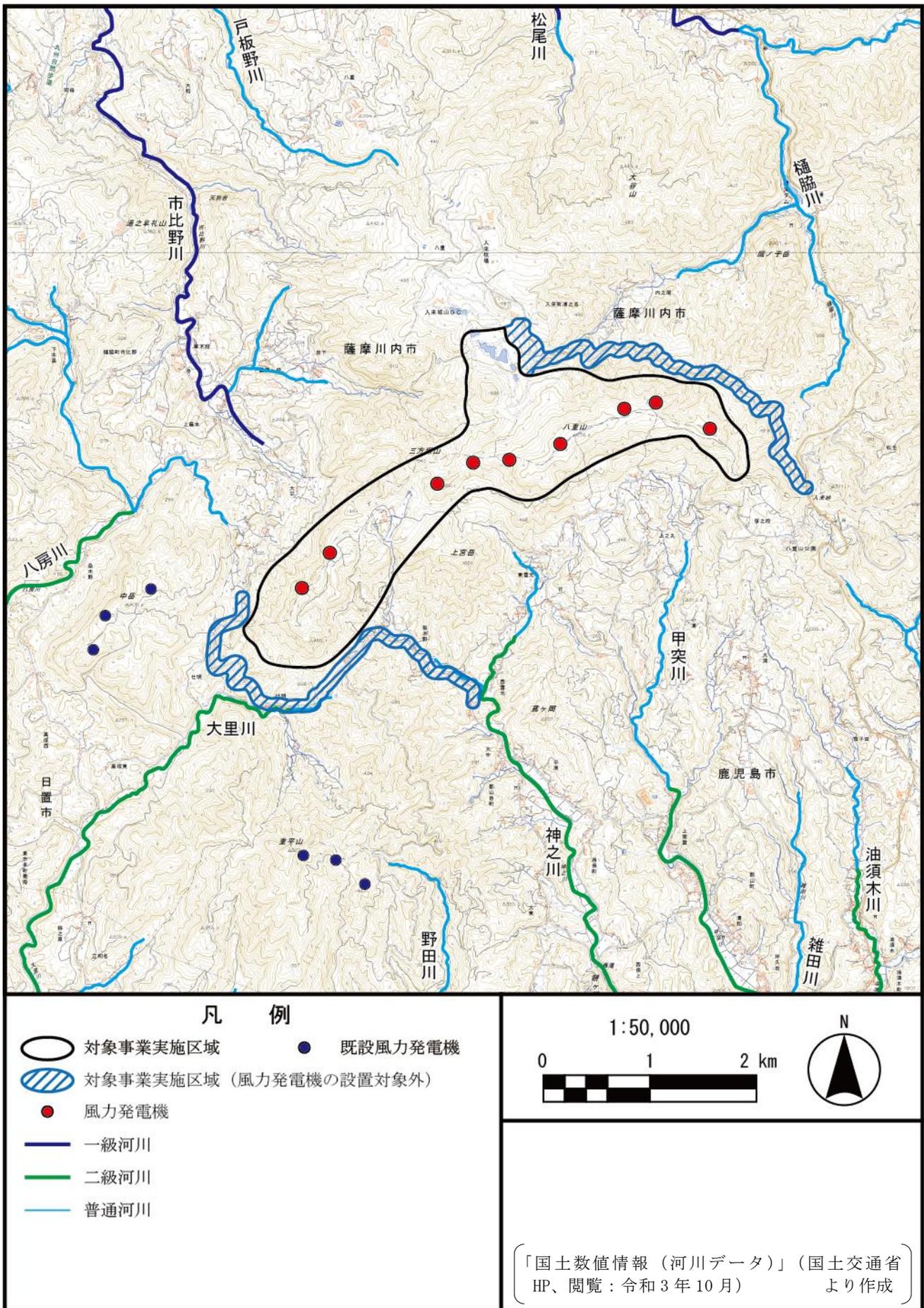


図 3.1-11 主要な河川の状況

表 3.1-21 地下水水質の測定結果（令和元年度）

市町名		薩摩川内市			環境基準
地区名		樋脇町市比野	樋脇町市比野	樋脇町市比野	
調査区分		継続監視調査	継続監視調査	継続監視調査	
用途		その他	その他	生活用水	
測定項目		測定値			
カドミウム	mg/L	—	—	—	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	0.05 mg/L 以下
砒素	mg/L	—	—	0.005	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
PCB	mg/L	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.001	—	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	—	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

2. 「—」は出典に未記載の項目を示す。

〔「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（鹿児島県 HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における、土壌の状況は図 3.1-12 のとおりである。

対象事業実施区域は主に黒ボク土壌、乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌等からなっている。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定について、「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、令和 3 年 9 月 30 日現在、対象事業実施区域及びその周囲において、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はされていない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年版環境白書」（鹿児島県、令和 3 年）によると、令和元年度は日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市ともに 0 件である。

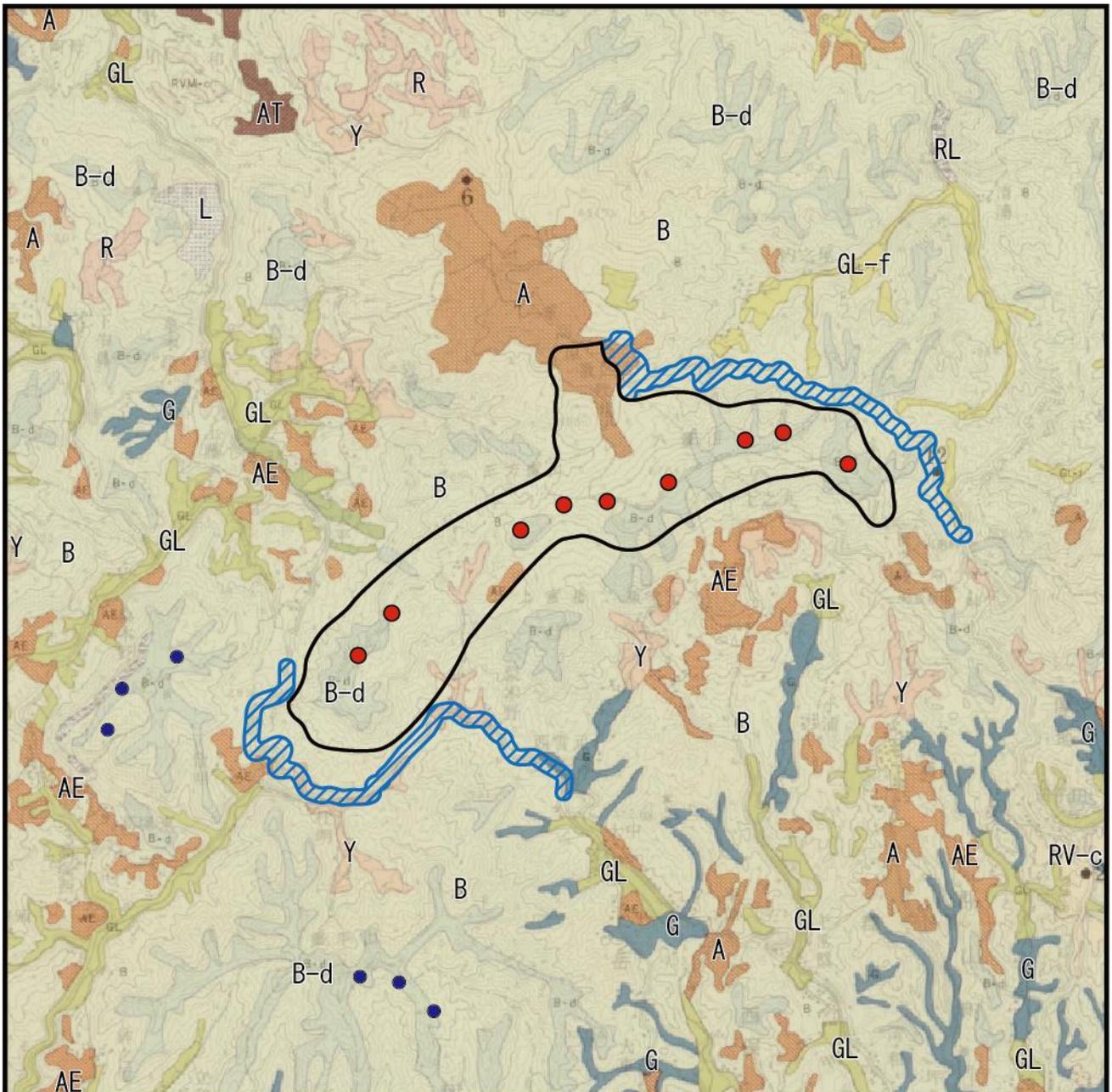
2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和元年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 3 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

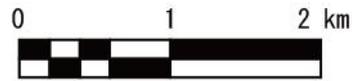
地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年版環境白書」（鹿児島県、令和 3 年）によると、令和元年度は日置市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市が 0 件、鹿児島市が 1 件である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 既設風力発電機

1:50,000



岩石地	RL	岩石地	赤黄色土	R	赤色土壌
岩屑地	L	岩屑性土壌		Y	黄色土壌
未熟土	RV-c	粗粒火山抛出处 未熟土壌	灰色低地土	GL-f	細粒灰色低地土壌
	RVM-c	粗粒風化火山抛出处 未熟土壌		GL	灰色低地土壌
黒ボク土	AT	厚層黒ボク土壌	グライ土	G	グライ土壌
	A	黒ボク土壌			
	AE	淡色黒ボク土壌			
褐色森林土	B-d	乾性褐色森林土壌			
	B	褐色森林土壌			
	()	(赤色系および黄色系との混在)			

【その他】

- 市街地
- 河川敷等
- 土壌統群界
- 土壌断面柱状図位置
および番号

「土地分類基本調査 土壌図 川内」(鹿
児島県、昭和 49 年) より作成

図 3.1-12 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-13 のとおりである。

対象事業実施区域は主に中起伏火山地からなっており、一部小起伏火山地が分布している。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-14 のとおりである。

対象事業実施区域は主に安山岩質岩石、玄武岩質岩石等が分布している。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形
- ・「日本の典型地形」（（財）日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形
- ・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形・地質に関するもの

対象事業実施区域及びその周囲における、「日本の地形レッドデータブック第 1 集、第 2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）において選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における、「日本の典型地形」（（財）日本地図センター、平成 11 年）による典型地形はない。

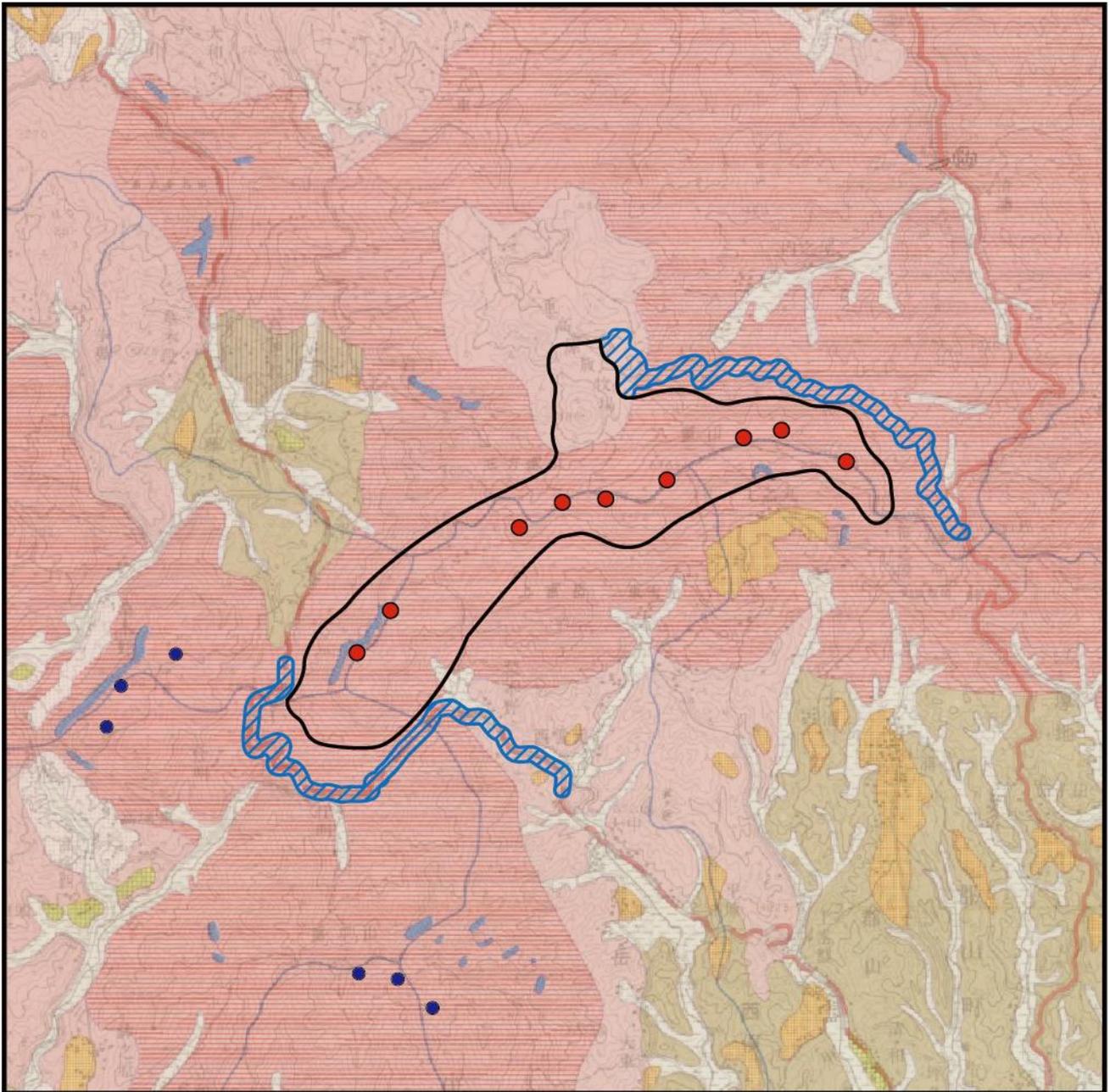
対象事業実施区域及びその周囲における、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-22 及び図 3.1-15 のとおりであり、「八原高原」、「高塚台地」等がある。

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-22 重要な地形・地質（自然景観資源）

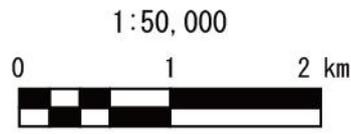
区 分	名 称
火山群	始良火山
非火山性高原	八原高原
	高塚台地
断崖・岩壁	岩下の断崖
	清浦南部の断崖
	清浦の断崖
峡谷・溪谷	清浦近くの溪谷
滝	轟滝
	藤本滝
	三方塚山近くの滝

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 既設風力発電機

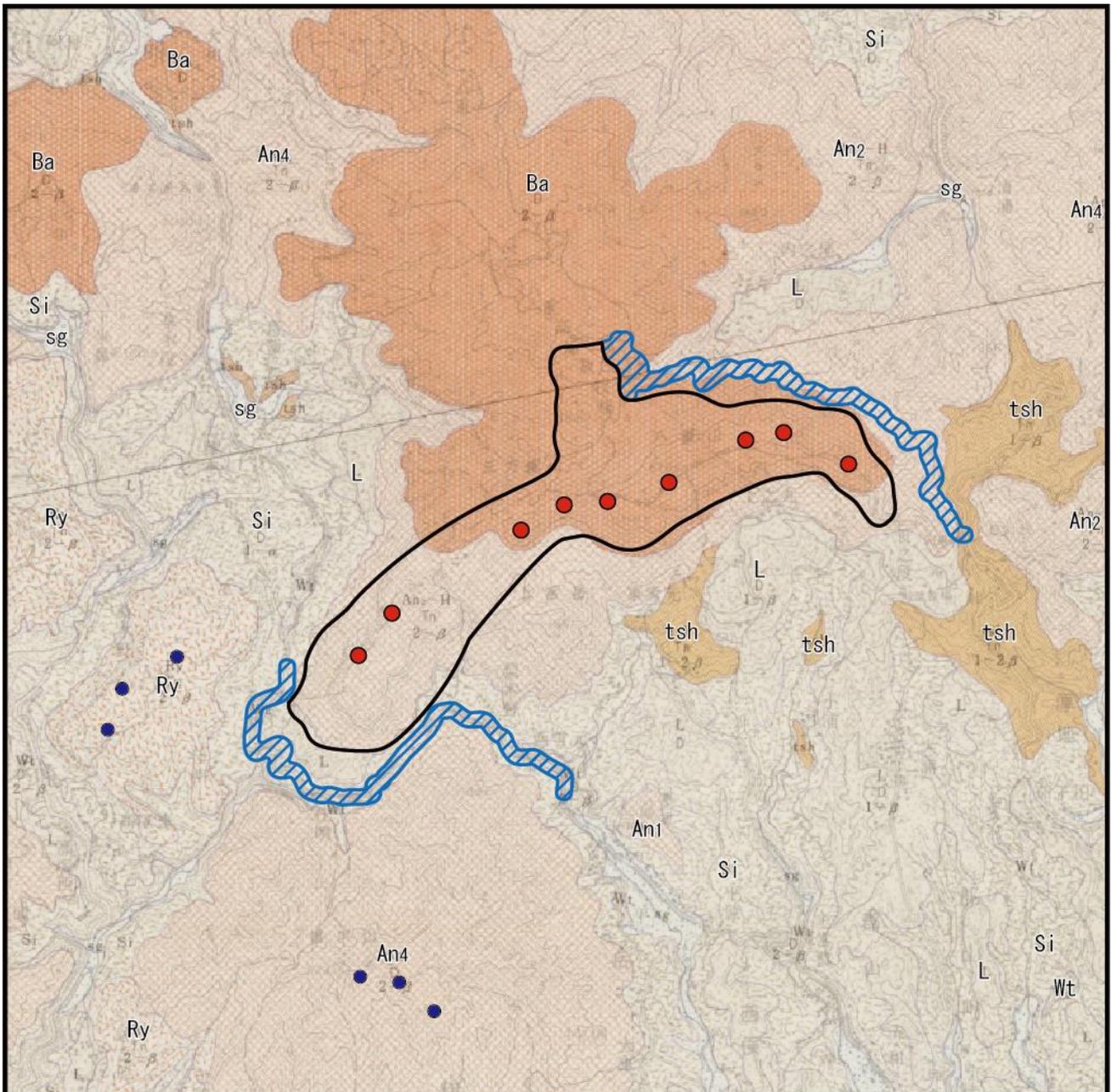


【川内】

山地	中起伏火山地	低地	谷底平野
	小起伏火山地		三角州および 海岸平野
	火山麓地	副分類	崖
丘陵地	丘陵地Ⅰ		地形界
	丘陵地Ⅱ	その他	1・2級河川流域界
台地	火山灰台地 (シラス台地)		ダム
	溶岩台地および 溶結凝灰岩台地		国道
	砂礫台地		主要地方道

「土地分類基本調査 地形分類図 川内」
(鹿児島県、昭和49年) より作成

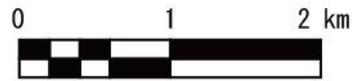
図 3.1-13 地形分類図



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 既設風力発電機

1:50,000



未固結堆積物	sg	砂・礫
固結堆積物	tsh	凝灰岩・凝灰質頁岩
火山性岩石	L	ローム
	Si	シラス
	Wt	溶結凝灰岩
	Ry	流紋岩質岸石
	An1~5	安山岩質岩石
	Ba	玄武岩質岩石

岩石の種類 の境界													
走行・傾斜													
地質時代	<table border="1"> <tr><td>P</td><td>古生代</td></tr> <tr><td>M</td><td>中生代</td></tr> <tr><td>Tp</td><td>古第三紀</td></tr> <tr><td>Tn</td><td>新第三紀</td></tr> <tr><td>D</td><td>洪積世</td></tr> <tr><td>A</td><td>沖積世</td></tr> </table>	P	古生代	M	中生代	Tp	古第三紀	Tn	新第三紀	D	洪積世	A	沖積世
P	古生代												
M	中生代												
Tp	古第三紀												
Tn	新第三紀												
D	洪積世												
A	沖積世												

ボーリング地点							
温泉							
岩体のかたさ	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>軟</td></tr> <tr><td>2</td><td>中</td></tr> <tr><td>3</td><td>硬</td></tr> </table>	1	軟	2	中	3	硬
1	軟						
2	中						
3	硬						
岩片のかたさ	<table border="1"> <tr><td>a</td><td>軟</td></tr> <tr><td>b</td><td>中</td></tr> <tr><td>c</td><td>硬</td></tr> </table>	a	軟	b	中	c	硬
a	軟						
b	中						
c	硬						
風化状況	<table border="1"> <tr><td>α</td><td>浅い</td></tr> <tr><td>β</td><td>中程度</td></tr> <tr><td>γ</td><td>深い</td></tr> </table>	α	浅い	β	中程度	γ	深い
α	浅い						
β	中程度						
γ	深い						

「土地分類基本調査 表層地質
図 川内」(鹿児島県、昭和 49
年)より作成

図 3.1-14 表層地質図

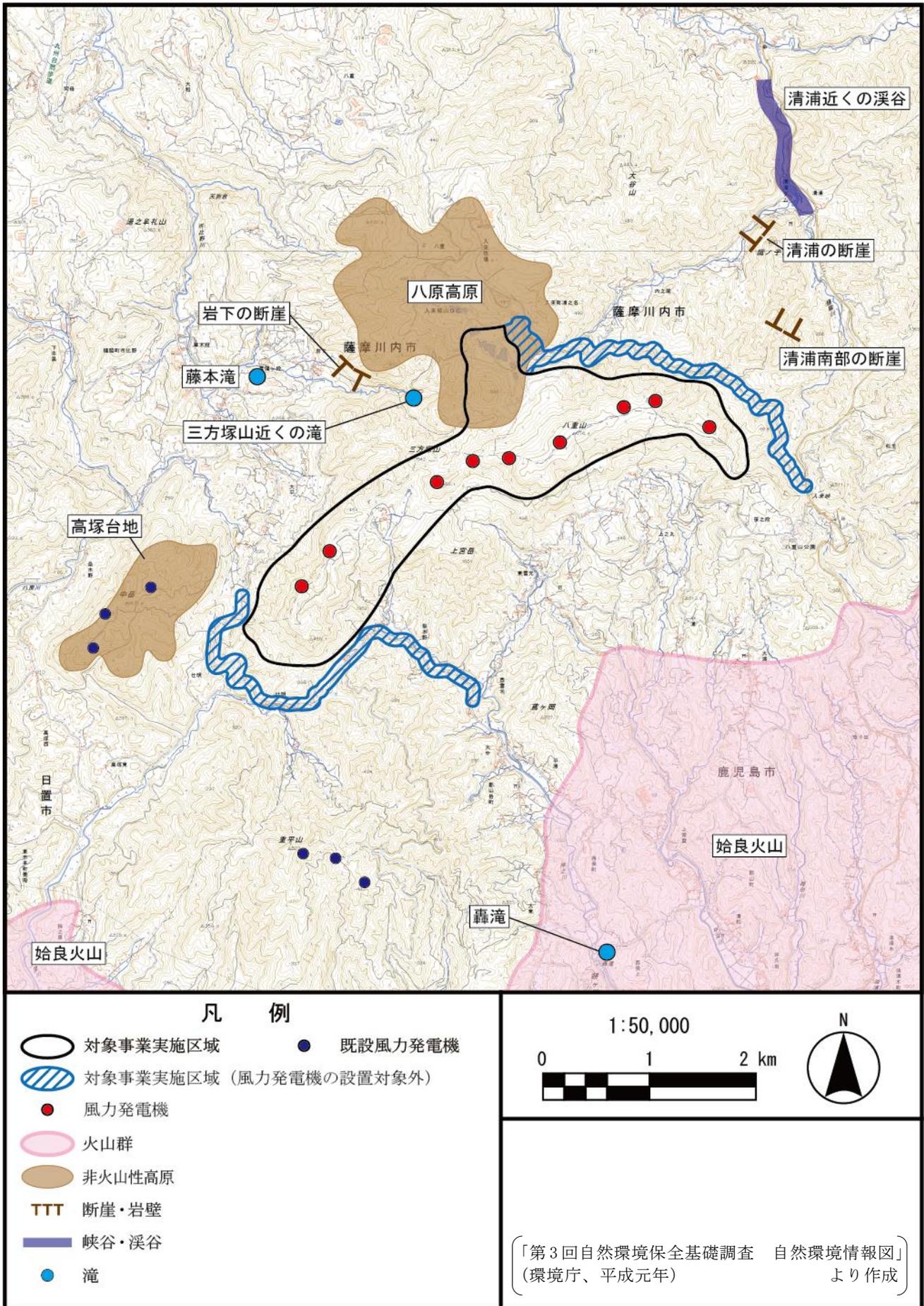


図 3.1-15 重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-23 及び図 3.1-16 のとおりである。

表 3.1-23 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域が含まれる二次メッシュ※
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域が含まれる二次メッシュ※
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域が含まれる二次メッシュ※
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域が含まれる二次メッシュ※
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 6 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域が含まれる二次メッシュ※
「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成 16 年）	対象事業実施区域が含まれる 1/50,000 地形図に相当する範囲
「生物多様性情報システム－ガンカモ類の生息調査－平成 20～29 年度調査」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域及びその周囲の調査地点
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	対象事業実施区域を含む分布図の対象メッシュ
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域を含む分布図の対象メッシュ
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）	日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市
「東市来町誌」（東市来町、平成 17 年）	旧東市来町
「入来町誌 上巻」（入来町、昭和 39 年）	旧入来町
「川内の生物」（川内町、昭和 56 年）	旧川内町
「始良市誌」（始良市、平成 31 年）	始良市

注：表中の※については、以下のとおり。

※：二次メッシュは、国土地理院発行の 1/25,000 の地形図の図郭割の範囲に相当する。

(1) 動物相の概要

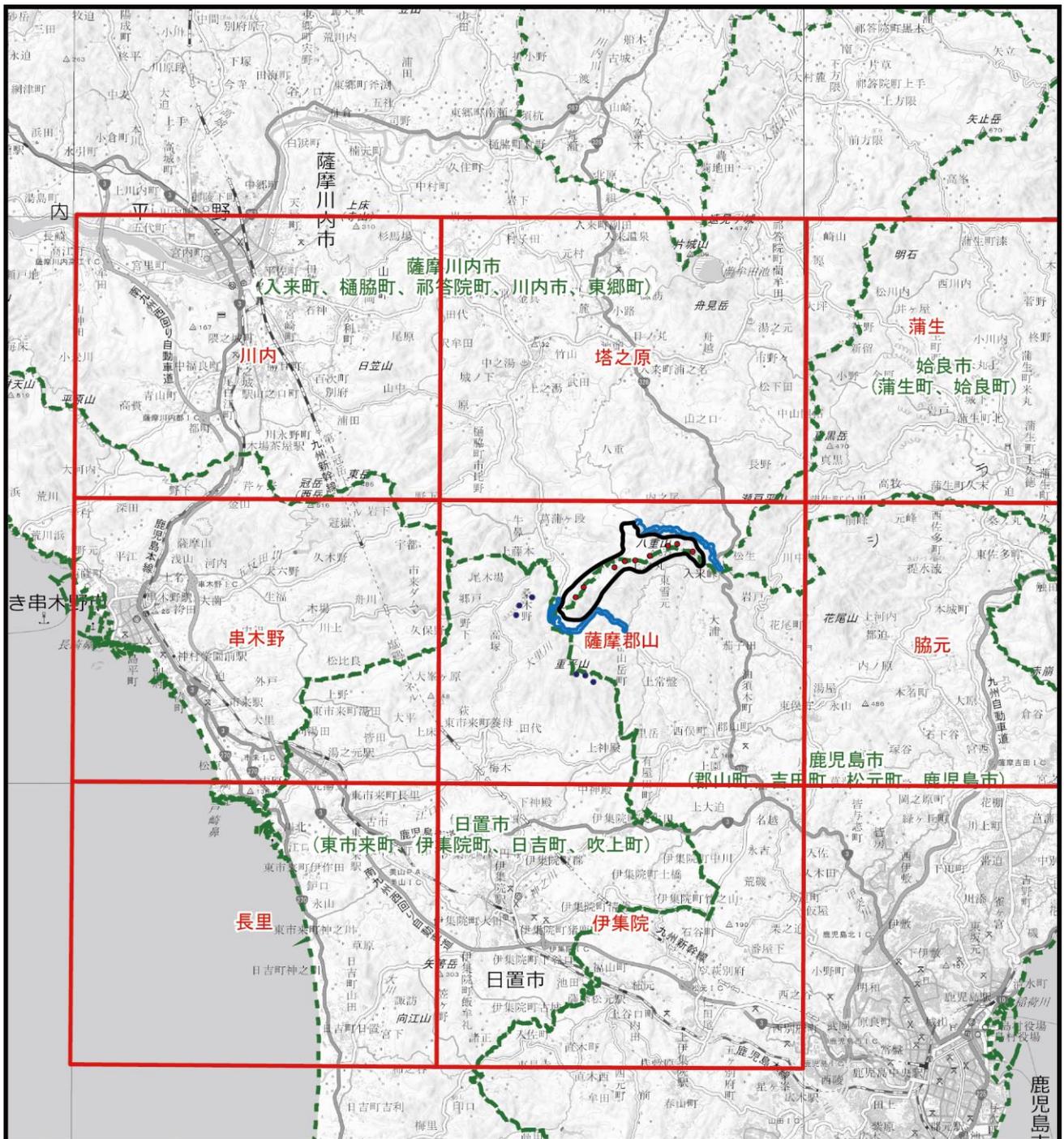
対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、表 3.1-24 のとおりであり、哺乳類 30 種、鳥類 255 種、爬虫類 15 種、両生類 12 種、昆虫類 528 種、陸産貝類 40 種、魚類 65 種、底生動物 61 種の合計 1,006 種が確認されている。

表 3.1-24 動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	カワネズミ、ヒミズ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ムササビ、カヤネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ等 (30 種)
鳥類	キジ、オシドリ、カルガモ、キジバト、ゴイサギ、アオサギ、ホトトギス、アマツバメ、イソシギ、ノスリ、フクロウ、カワセミ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ムクドリ、トラツグミ、キビタキ、オオルリ、キセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (255 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等 (15 種)
両生類	アカハライモリ、ニホンアマガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、カジカガエル等 (12 種)
昆虫類	オオアオイトトンボ、ミヤマサナエ、ムカシヤンマ、オオゴキブリ、ヤブキリ、ツチイナゴ、アブラゼミ、エサキアメンボ、ツノトンボ、ホソバセセリ、サツマジジミ、コジャノメ、ヒメヤママユ、ホシホウジャク、セカオサムシ、マメゲンゴロウ、コカブトムシ、サビキコリ、センノキカミキリ、ヨモギハムシ、ヒメクロオトシブミ、オオゾウムシ、ヒメアリ、トビイロシワアリ、キムネクマバチ等 (528 種)
陸産貝類	ゴマオカタニシ、ヤマタニシ、サツمامシオイ、アズキガイ、キュウシュウゴマガイ、ヤマクルマガイ、カタギセル、ナメクジ、ヒメベッコウ、ハリマキビ、ヒラシタラガイ、ウスカワマイマイ、ツクシマイマイ等 (40 種)
魚類	ニホンウナギ、オイカワ、タカハヤ、ウグイ、カマツカ、ナマズ、アユ、オオクチバス、カワアナゴ、シマヨシノボリ、サツキハゼ等 (65 種)
底生動物	ヒメカノコガイ、マルタニシ、カワニナ、フトヘナタリガイ、ヒメモノアラガイ、サカマキガイ、カラスガイ、ハナグリ、ニホンスナモグリ等 (61 種)
合計	1,006 種

注：1. 種名及び配列については原則として、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類、魚類、底生動物は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）に準拠した。

2. 確認種については、表 3.1-23 に示す文献その他の資料より抽出した。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機
-  調査対象二次メッシュ
-  調査対象市町境界
-  既設風力発電機

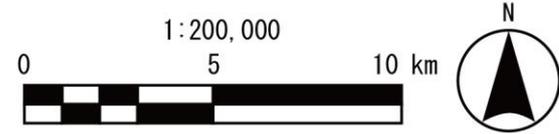


図 3.1-16 文献その他の資料調査範囲

「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲では、図 3.1-17 のとおり、計 7 地点でガンカモ調査が実施された。その結果、平成 20 年度～平成 29 年度までの調査結果では表 3.1-25 のとおり、オシドリ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロ等が確認され、特に、マガモが多く調査地点で確認されている。

表 3.1-25 ガンカモ類の渡来状況

(単位：個体)

調査地点名	調査年度	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	ヒドリガモ	キンクロハジロ	カモ類 種不明
生福 (串木野ダム)	平成 22 年度				5				
	平成 23 年度		9						
	平成 24 年度	10			12				
	平成 25 年度	16			6				6
	平成 26 年度		28						
	平成 27 年度		14		3				
	平成 28 年度		14	16	10				
湯田 (湯田地区の池)	平成 20 年度		7						
	平成 29 年度		4						
養母 (江口川)	平成 23 年度		3	3			10		
	平成 25 年度				2	13			
	平成 27 年度		6						
	平成 28 年度				15				
	平成 29 年度					41	68		
有屋田	平成 20 年度		2						
	平成 23 年度		4	2		6			
	平成 24 年度		2						
	平成 25 年度		18						
	平成 26 年度		13						
	平成 27 年度		2						
西俣	平成 21 年度				1				
	平成 23 年度		6	4		10			
	平成 25 年度		2						
柿園	平成 21 年度		3		2				
	平成 23 年度			450					
	平成 26 年度		5						
	平成 27 年度		12						
	平成 29 年度		10						
清浦ダム	平成 23 年度	2							
	平成 24 年度	2			1				

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。

2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

3. 調査年度のうち、ガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていない年度については割愛した。

〔「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成〕

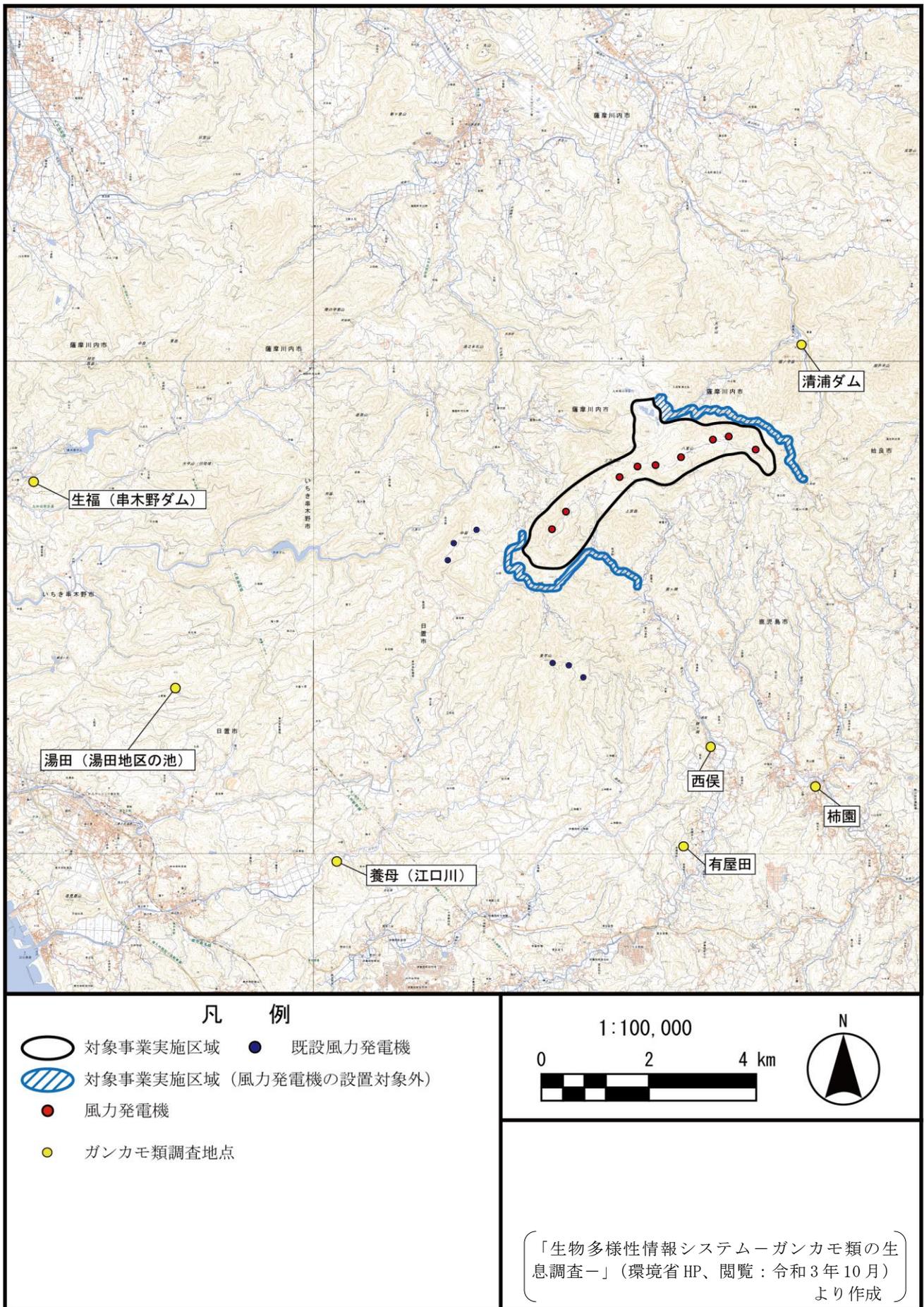
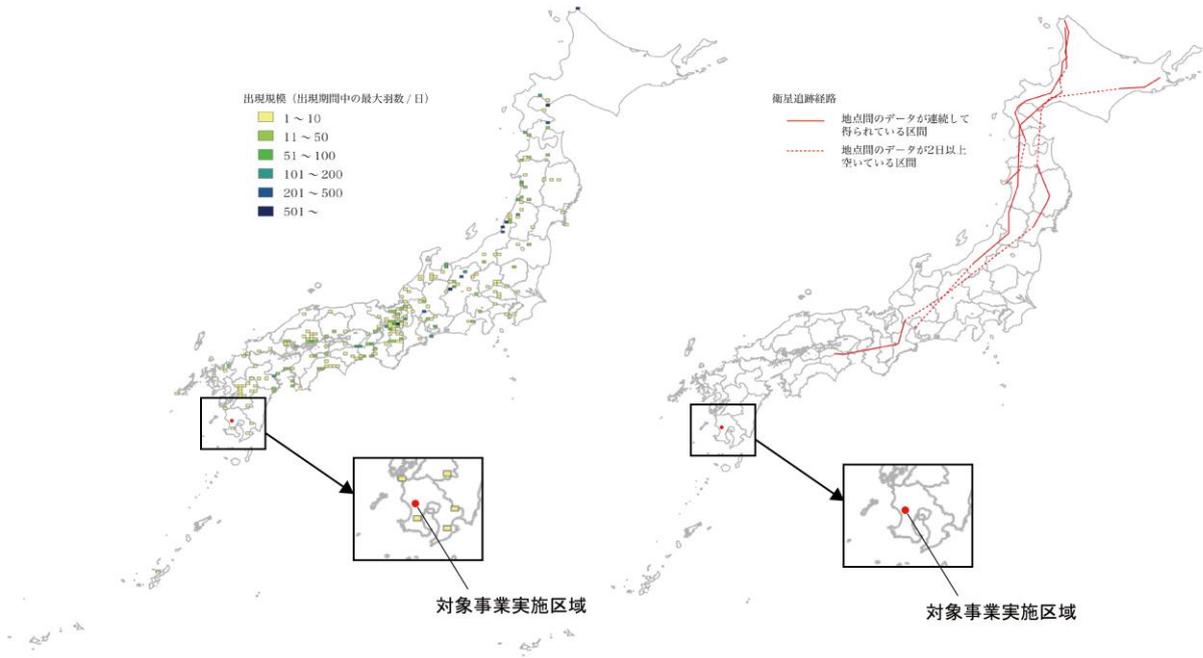


図 3.1-17 ガンカモ類の調査地点

猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-18～図 3.1-21 のとおり、対象事業実施区域の周囲においてサシバの渡りが確認されているものの、ノスリ、ハチクマ、アカハラダカの渡りは確認されていない。「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、図 3.1-22 のとおり、日中の渡りルートとして、対象事業実施区域の周囲においてツル類、アカハラダカ、サシバ、ハチクマ等の通過が確認されているが、対象事業実施区域の上空を通過するルートはない。また、夜間の渡りルートをみても、春季と秋季とも、対象事業実施区域の上空を移動している記録はない。

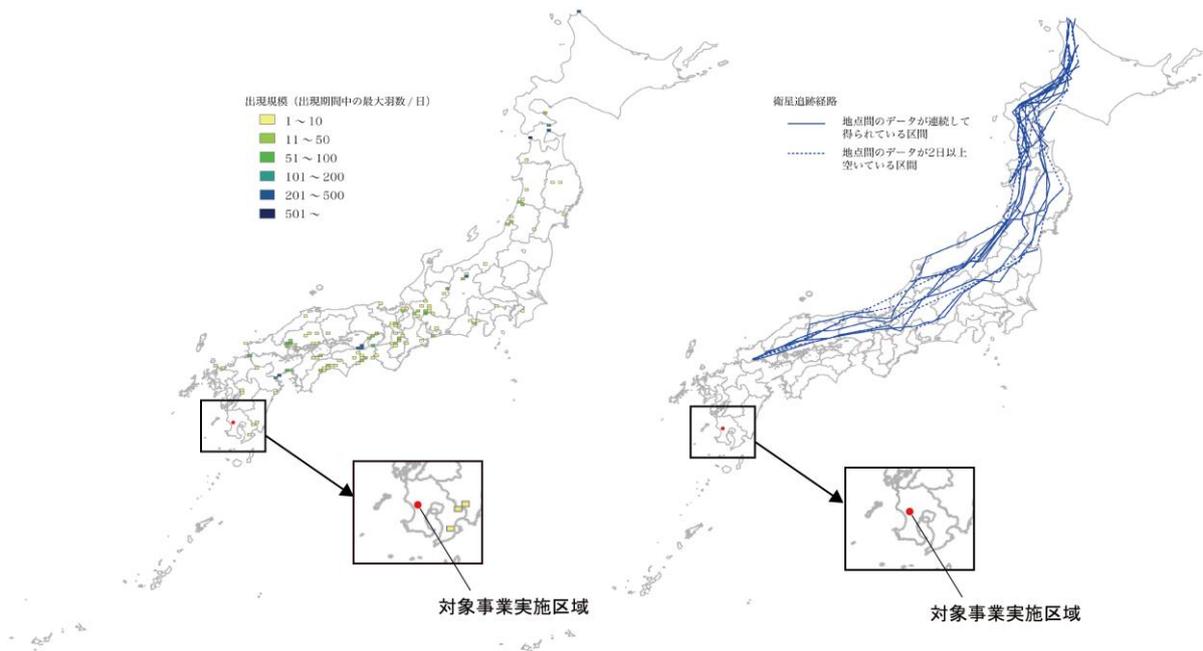
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省HP、閲覧：令和 3 年 10 月）及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-23 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュにおいてイヌワシ及びクマタカの生息確認はない。なお、「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、閲覧：令和 3 年 10 月）による注意喚起レベルは、図 3.1-24 のとおりであり、対象事業実施区域を含むメッシュについては、「情報なし」となっている。

このほか、「コウモリ生息情報」（環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、図 3.1-26 のとおり、対象事業実施区域の周囲にはアブラコウモリの生息情報がある。



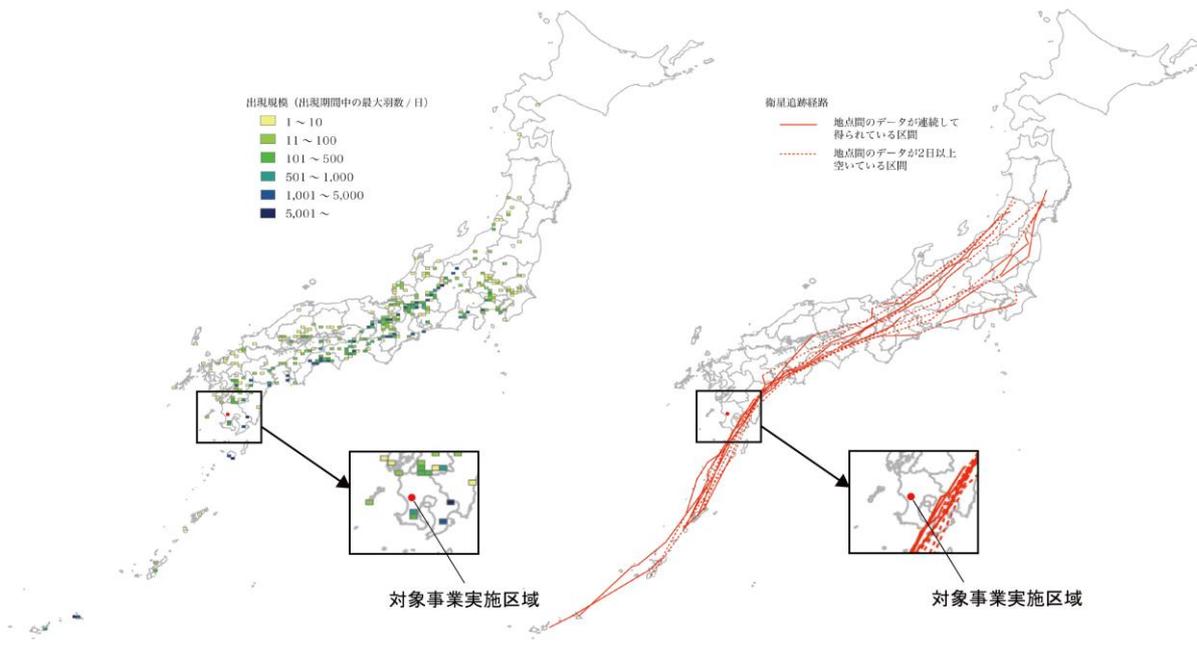
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-18(1) ノスリの秋季の渡り経路



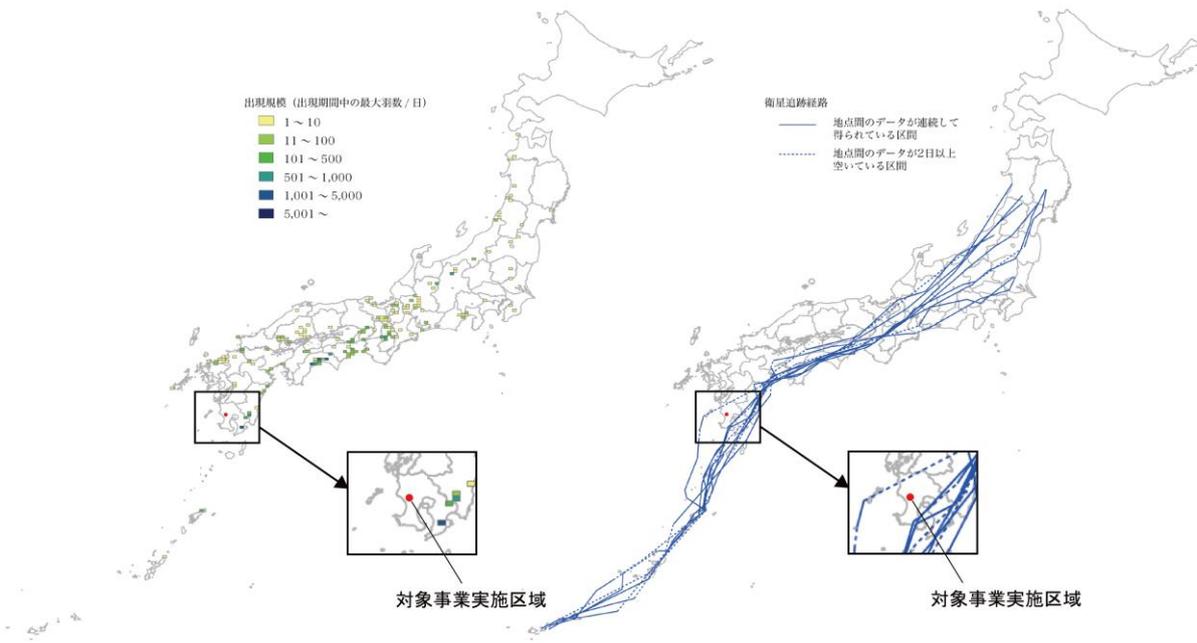
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-18(2) ノスリの春季の渡り経路



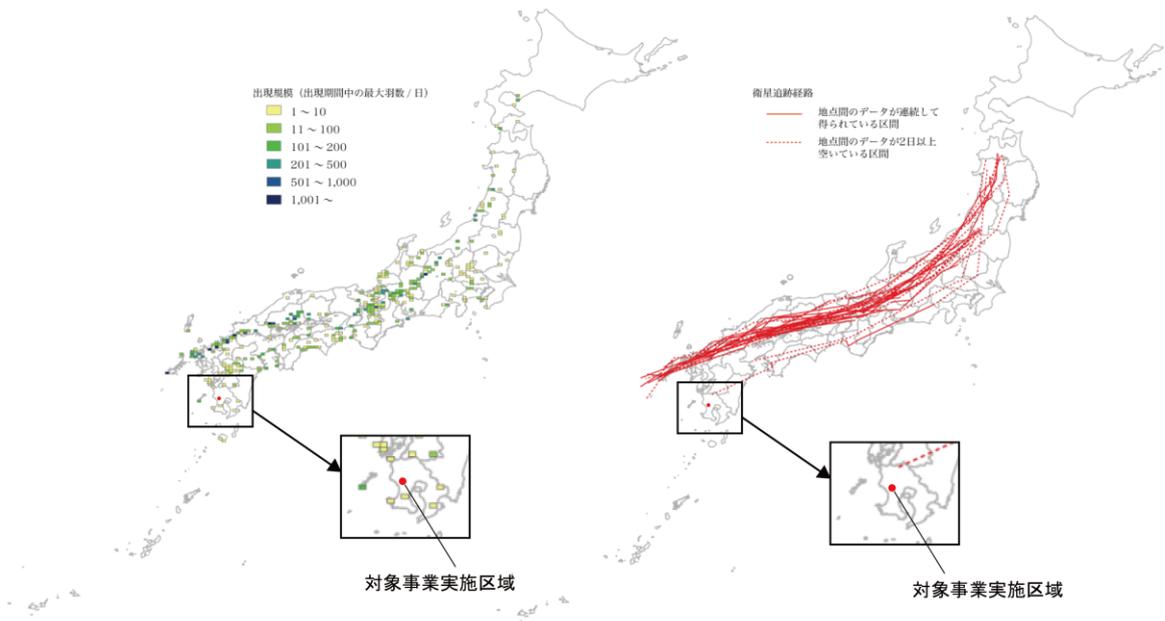
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-19(1) サシバの秋季の渡り経路



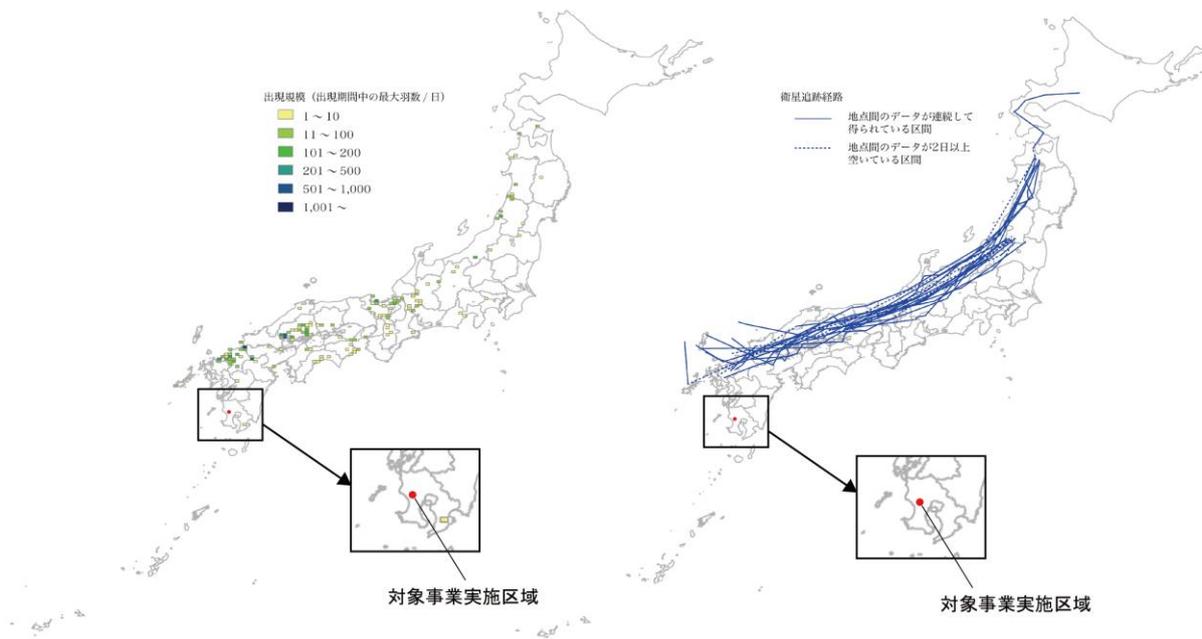
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-19(2) サシバの春季の渡り経路



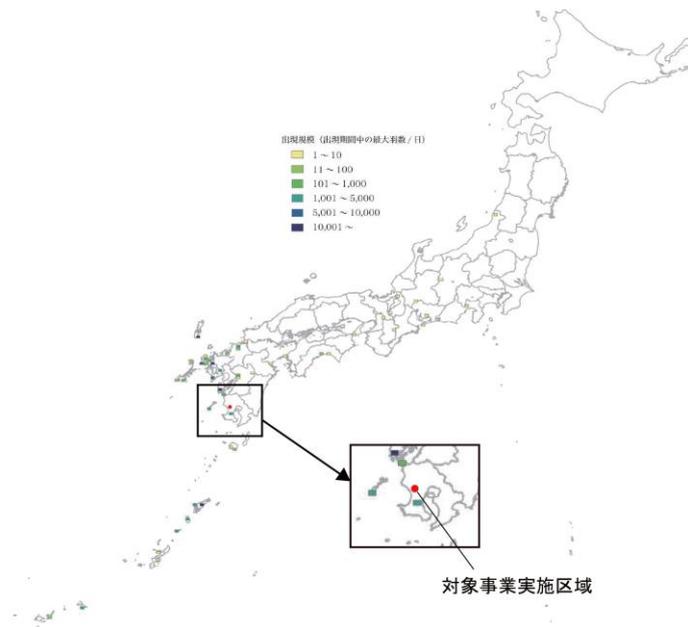
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(1) ハチクマの秋季の渡り経路



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(2) ハチクマの春季の渡り経路



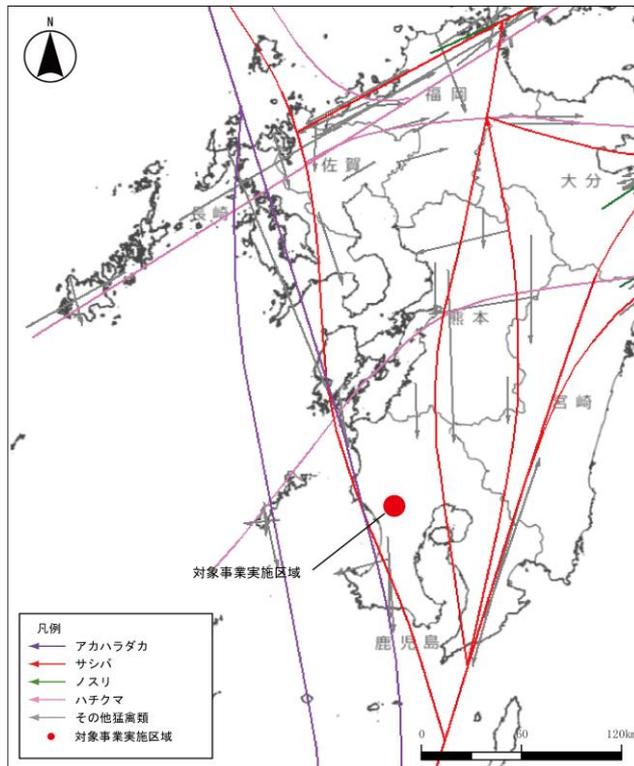
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-21 アカハラダカの出現数(秋季)



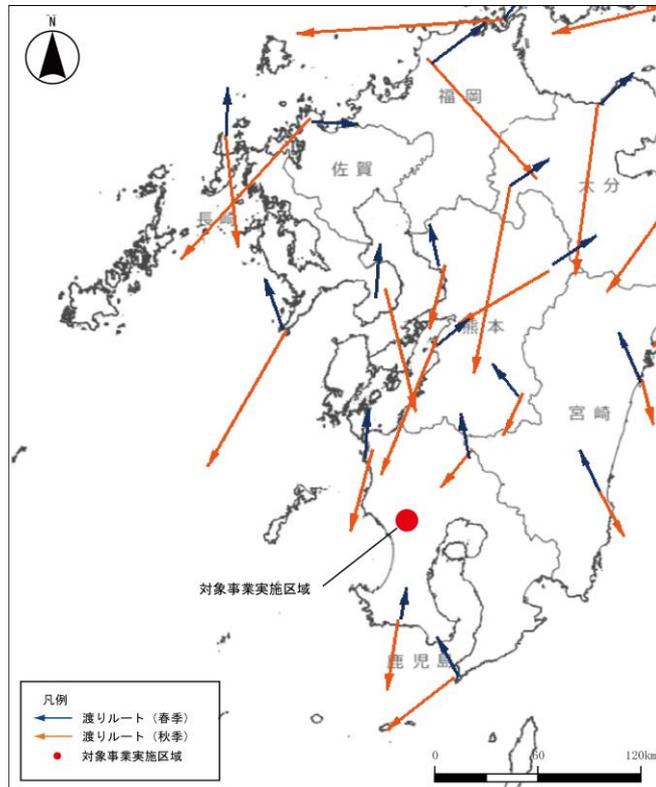
〔「センシティブティマップ 日中の渡りルート」
(環境アセスメントデータベース “EADAS” [イーダス]、
閲覧：令和 3 年 10 月) より作成〕

図 3.1-22(1) 日中の渡りルート(猛禽類を除く)



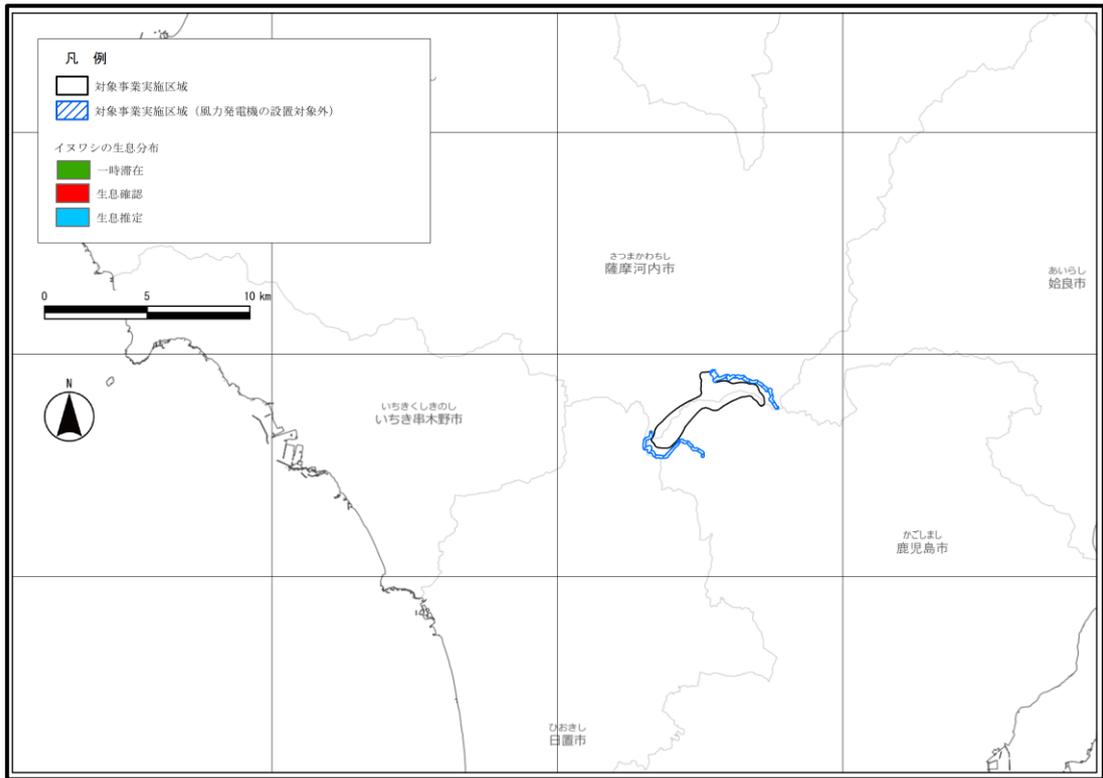
「センシティブティマップ 日中の渡りルート」
 (環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、
 閲覧：令和3年10月) より作成

図 3.1-22(2) 日中の渡りルート(猛禽類)



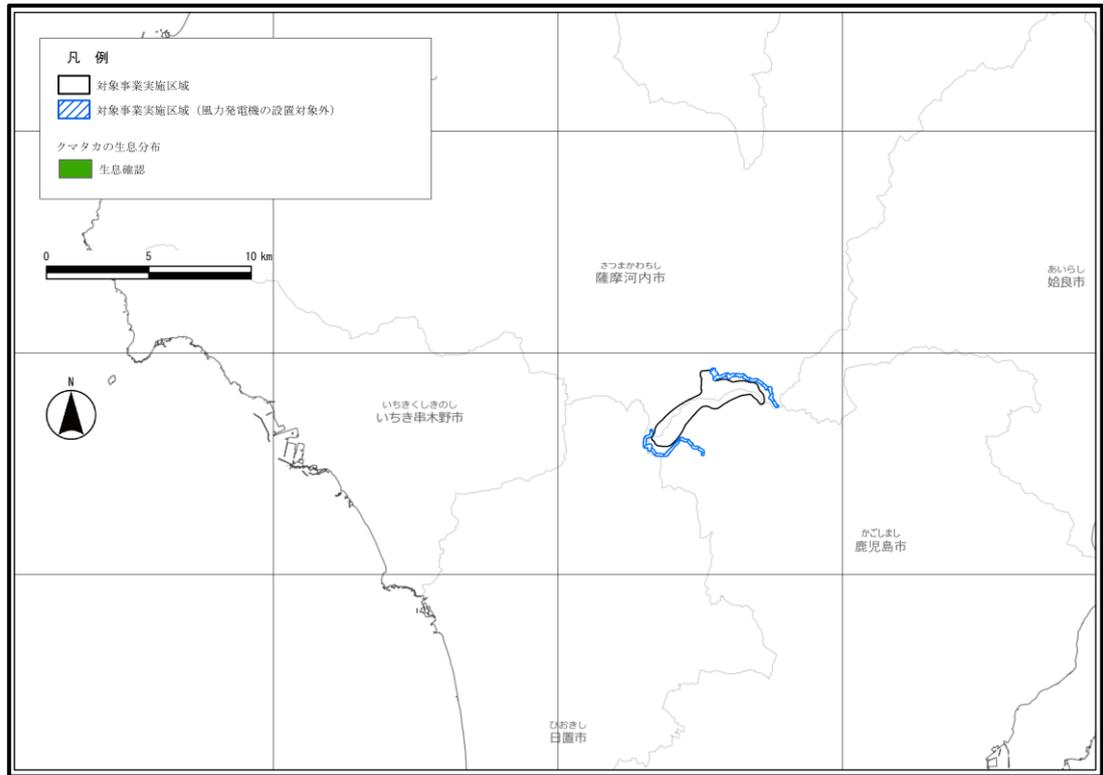
「センシティブティマップ 夜間の渡りルート」
 (環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、
 閲覧：令和3年10月) より作成

図 3.1-22(3) 夜間の渡りルート(春季・秋季)



「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和3年10月）
 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）
 より作成

図 3.1-23(1) イヌワシ分布メッシュ図



「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和3年10月）
 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）
 より作成

図 3.1-23(2) クマタカ分布メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」

（「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月））

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行った。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出した。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性（McGuinness et al. 2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定した。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 とした。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせた。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けた。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象とした。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けた（個体数の多いものはランクが高くなる）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ、平成 28 年）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課、平成 28 年）の個体数データから、個体数の基準をランク付けた。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けた。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けている。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定した（図 3.1-25）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定した（表 3.1-26）。

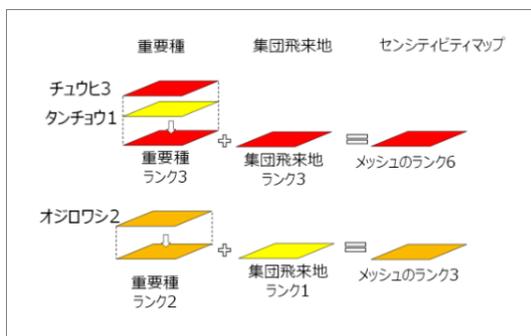
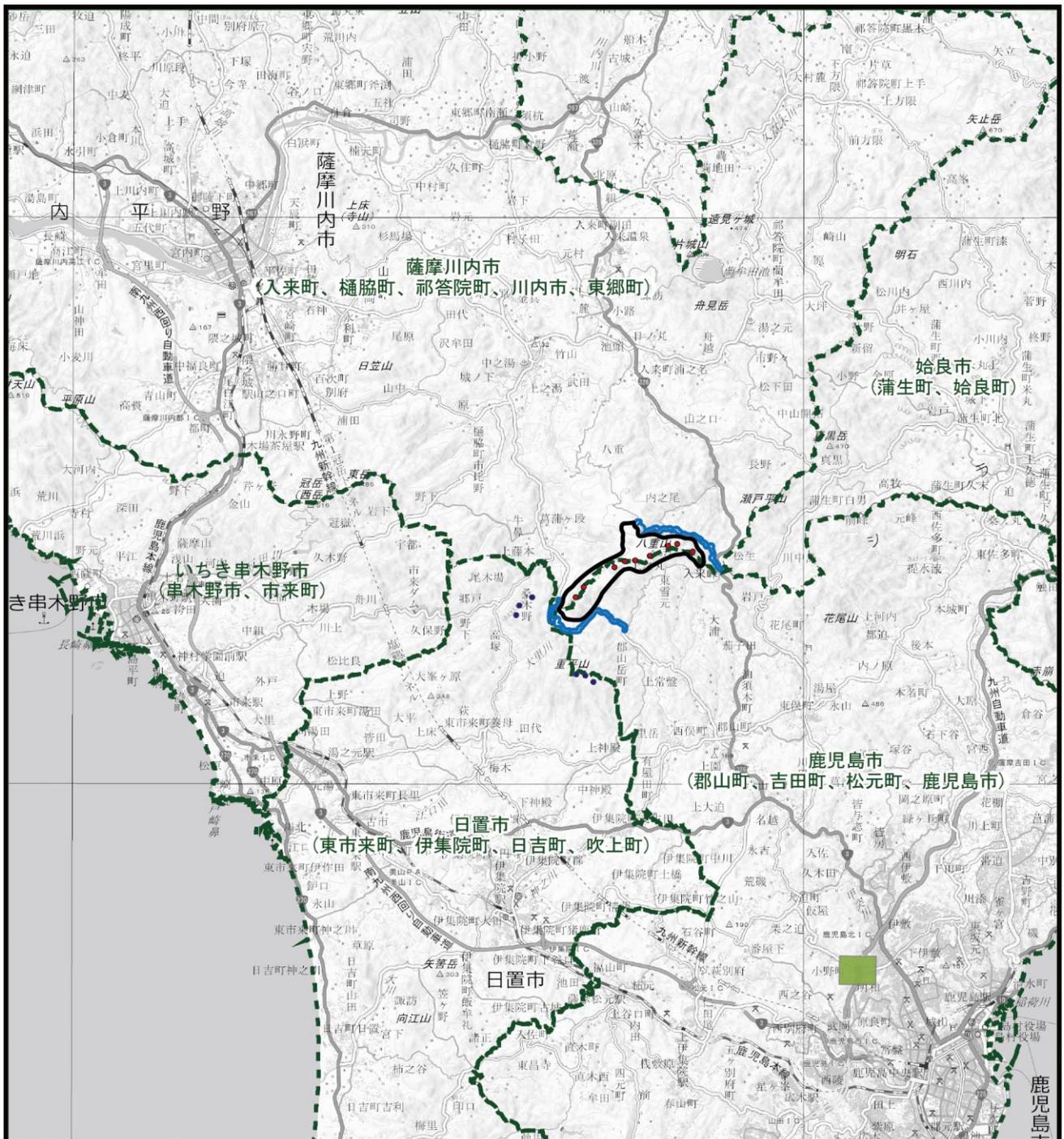


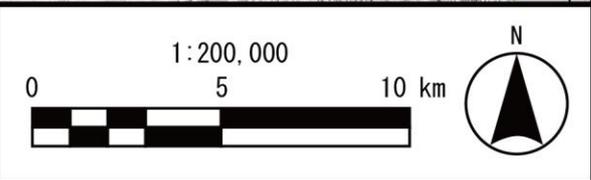
図 3.1-25 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ(例)

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

表 3.1-26 メッシュのランクと注意喚起レベル



- 凡 例
-  対象事業実施区域
 -  対象事業実施区域（風力発電機の設置対象外）
 -  風力発電機
 -  調査対象市町境界
 -  アブラコウモリ
 -  既設風力発電機



「コウモリ生息情報」（環境アセスメントデータベース「EADAS」〔イーダス〕、閲覧：令和3年10月）より作成

図 3.1-26 コウモリの生息状況

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」で確認された種について、表 3.1-27 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種については、表 3.1-28 のとおり、哺乳類 8 種、鳥類 64 種、爬虫類 3 種、両生類 3 種、昆虫類 77 種、魚類 12 種、底生動物 26 種、陸産貝類 27 種が確認された。

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)によると、カワウソ、カモシカ及びコウノトリは特別天然記念物に、ヒシクイ、コクガン及びカラスバトが国の天然記念物に指定されている。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)に基づく国内希少野生動植物種にはコウノトリ、カラフトアオアシシギ、ヘラシギ、チュウヒ等 10 種が指定されている。「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種としては、哺乳類は、カワネズミ、ノレンコウモリ、ヤマコウモリ、カワウソ、カモシカの 5 種、鳥類は、オシドリ、ヨタカ、サシバ、クマタカ、ブッポウソウ、サンショウクイ等の 57 種、爬虫類は、アカウミガメ、ニホンイシガメ及びニホンスッポンの 3 種、両生類は、アカハライモリ及びトノサマガエルの 2 種、昆虫類は、モートンイトトンボ、ベッコウトンボ、コオイムシ、ツマグロキチョウ、ゲンゴロウ等の 46 種、陸産貝類は、ゴマオカタニシ、サツمامシオイ、カタギセル、タカキビ等の 10 種、魚類は、ニホンウナギ、ドジョウ、アカメ、ゴマハゼ等の 10 種、底生動物は、ヒメカノコガイ、マルタニシ、カワアイガイ、モノアラガイ等の 21 種となっている。

「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 ー鹿児島県レッドデータブック 2016ー」(鹿児島県、平成 28 年)の掲載種については、哺乳類は、カワネズミ、ノレンコウモリ、ヤマコウモリ、ヒメネズミ、カヤネズミ、キツネ等の 8 種、鳥類は、ヒシクイ、カリガネ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ等の 56 種、爬虫類は、アカウミガメ及びニホンイシガメの 2 種、両生類は、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエルの 3 種、昆虫類は、キイロサナエ、ヤマトマダラバッタ、ミヤマセセリ、ホソバセセリ、ゲンゴロウ等の 65 種、陸産貝類は、ゴマオカタニシ、サツمامシオイ、キュウシュウゴマガイ、キヌツヤベッコウ、カサキビ等の 26 種、魚類は、ニホンウナギ、ドジョウ、アカメ、イドミミズハゼ、チクゼンハゼ等の 12 種、底生動物は、ヒメカノコガイ、マルタニシ、カワアイガイ、サツマクリイロカワザンショウガイ、モノアラガイ、ハクセンシオマネキ等の 17 種となっている。

表 3.1-27(1) 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、 「鹿児島県文化財保護条例」(昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号)、「日置市文化財保護条例」(平成 17 年日置市条例第 97 号)、「鹿児島市文化財保護条例」(昭和 47 年鹿児島市条例第 17 号)、 「薩摩川内市文化財保護条例」(平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号)、「いちき串木野市文化財保護条例」(平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号)、「始良市文化財保護条例」(平成 22 年始良市条例第 214 号)に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：鹿児島県天然記念物 市天：日置市指定天然記念物、鹿児島市指定天然記念物、薩摩川内市指定天然記念物、いちき串木野市指定天然記念物、始良市指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、 「鹿児島県内の文化財一覧」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、 「文化財・伝統芸能」(日置市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化遺産・文化財」(鹿児島市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「薩摩川内市の文化財」(薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、 「文化財マップ」(いちき串木野市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財(ヘリテージ)」(始良市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)</p>

表 3.1-27(2) 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料
④ 「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編―鹿児島県レッドデータブック 2016―」（鹿児島県、平成 28 年）の掲載種	<p>絶：絶滅・・・過去に県内に生息・生育した確実な記録があり、飼育・栽培下を含め、県内ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>野絶：野生絶滅・・・過去に県内に生息・生育したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>I 類：絶滅危惧 I 類・・・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種</p> <p>II 類：絶滅危惧 II 類・・・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられる種</p> <p>準：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育状況の推移から見て、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有すると判断される種</p> <p>情：情報不足・・・環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧・消滅危惧のカテゴリーに移行しうる属性を持っているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクの決定に足るだけの情報が得られていないもの</p>	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編―鹿児島県レッドデータブック 2016―」（鹿児島県、平成 28 年）
⑤ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）ので指定される指定希少野生動植物	指定：指定希少野生動植物種	「指定希少野生動植物の保護について」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）

表 3.1-28(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	カワネズミ			LP ^{※1}	Ⅱ類	
2	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ノレンコウモリ			VU ^{※2}	Ⅱ類	
3			ヤマコウモリ			VU	Ⅱ類	
4	ネズミ(齧歯)	ネズミ	ヒメネズミ				準	
5			カヤネズミ				Ⅱ類	
6	ネコ(食肉)	イヌ	キツネ				Ⅱ類 ^{※3}	
7		イタチ	カワウソ	特天		E ^{※4}	絶 ^{※5}	
8	ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	特天		LP ^{※6}	情 ^{※7}	
合計	5目	6科	8種	2種	0種	5種	8種	0種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-27 参照。

3. ※については以下のとおりである。

※1：「九州地方のカワネズミ」で掲載 ※2：ホンドノレンコウモリで掲載 ※3：ホンドキツネで掲載

※4：ニホンカワウソ(本州以南亜種)で掲載 ※5：ニホンカワウソで掲載

※6：「九州地方のカモシカ」で掲載 ※7：ニホンカモシカで掲載

表 3.1-28(2-1) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	情			
2			ヤマドリ			NT ^{※1}	準 ^{※1}			
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天 ^{※2}		VU・NT ^{※3}	Ⅱ類			
4			カリガネ			EN	Ⅰ類			
5			コクガン	天		VU	Ⅱ類			
6			ツクシガモ			VU	Ⅰ類			
7			アカツクシガモ			DD				
8			オシドリ			DD	情			
9			トモエガモ			VU				
10			アカハジロ			DD				
11			ハト	ハト	カラスバト	天		NT	準	
12			ミズナギドリ	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ			DD		
13	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR				
14	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	Ⅰ類			
15			ヨシゴイ			NT	Ⅰ類			
16			オオヨシゴイ		国内	CR	情			
17			ミゾゴイ			VU	Ⅰ類			
18			チュウサギ			NT	準			
19			カラシラサギ			NT	情			
20		トキ	クロトキ			DD	情			
21			ヘラサギ			DD	準			
22			クロツラヘラサギ		国内	EN	Ⅰ類			
23		ツル	ツル	ソデグロヅル				準		
24	マナヅル					VU	Ⅱ類			
25	ナベヅル					VU	Ⅱ類			
26		クイナ	ヒクイナ			NT	Ⅱ類			
27	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	準			
28	チドリ	チドリ	ケリ			DD	情			
29			イカルチドリ				Ⅱ類			
30			シロチドリ			VU	Ⅱ類			
31		セイタカシギ	セイタカシギ			VU	Ⅱ類			
32		シギ	オオソリハシシギ			VU	Ⅱ類			
33			コシヤクシギ			EN	Ⅰ類			

表 3.1-28(2-2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
34	チドリ	シギ	ホウロクシギ			VU	Ⅱ類		
35			ツルシギ			VU	Ⅱ類		
36			アカアシシギ			VU	Ⅱ類		
37			カラフトアオアシシギ		国内	CR	Ⅰ類		
38			タカブシギ			VU	Ⅱ類		
39			ハマシギ			NT	準		
40			ヘラシギ		国内	CR	Ⅰ類		
41			タマシギ	タマシギ			VU	Ⅱ類	
42			ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	Ⅱ類	
43			カモメ	ズグロカモメ			VU	Ⅱ類	
44		オオセグロカモメ				NT			
45		コアジサシ				VU	Ⅰ類		
46		エリグロアジサシ				VU	Ⅱ類		
47		アジサシ						情	
48	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準		
49		タカ	ハチクマ			NT	準		
50			チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類		
51			ツミ					情	
52			ハイタカ			NT	準		
53			オオタカ			NT	Ⅱ類		
54			サシバ			VU	Ⅱ類		
55			クマタカ		国内	EN	Ⅰ類		
56			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				情
57	コノハズク							情	
58	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	Ⅰ類		
59	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類		
60	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	Ⅰ類		
61		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	情		
62		モズ	アカモズ		国内	EN			
63		ヒタキ	キビタキ					準	
64		ホオジロ	ノジロ			NT			
合計	14 目	26 科	64 種	4 種	10 種	57 種	56 種	0 種	

注：1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。
 2. 選定基準は表 3.1-27 参照。
 3. ※については以下のとおりである。
 ※1：コシジロヤマドリで掲載 ※2：亜種ヒシクイが該当
 ※3：亜種ヒシクイが VU、亜種オオヒシクイが NT に該当

表 3.1-28(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カメ	ウミガメ	アカウミガメ			EN	Ⅱ類	
2		イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準	
3		スッポン	ニホンスッポン			DD		
合計	1 目	3 科	3 種	0 種	0 種	3 種	2 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。
 2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

表 3.1-28(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	準	
2	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				準	
3		アカガエル	トノサマガエル			NT	準	
合計	2目	3科	3種	0種	0種	2種	3種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。
 2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

表 3.1-28(5-1) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ベニイトトンボ			NT	Ⅱ類		
2			モートンイトトンボ			NT	Ⅰ類		
3			セスジイトトンボ				準		
4			オオイトトンボ				準		
5		カワトンボ	ニホンカワトンボ				Ⅱ類		
6		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	準		
7		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準		
8			タベサナエ			NT	Ⅱ類		
9			オグマサナエ			NT	Ⅰ類		
10		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ				準		
11		エゾトンボ	キイロヤマトンボ			NT	Ⅱ類		
12			ハネビロエゾトンボ			VU	準		
13		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	Ⅰ類		
14			アキアカネ				Ⅰ類		
15			マダラナニワトンボ			EN			
16	バッタ(直翅)	バッタ	ヤマトマダラバッタ				Ⅱ類		
17	カメムシ(半翅)	キンカメムシ	アカスジキンカメムシ				情		
18		アメンボ	エサキアメンボ			NT	Ⅱ類		
19		コオイムシ	コオイムシ			NT	Ⅱ類		
20		タイコウチ	タイコウチ				準		
21	アミメカゲロウ(脈翅)	カマキリモドキ	ツマグロカマキリモドキ				情		
22	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ミヤマセセリ				Ⅱ類		
23			ホソバセセリ				Ⅱ類		
24			ギンイチモンジセセリ			NT	準		
25		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ				Ⅱ類		
26			コツバメ				Ⅱ類		
27			スギタニルリシジミ九州亜種				準 ^{*1}		
28			クリシマミドリシジミ本州以南亜種				準 ^{*2}		
29			タイワンツバメシジミ本土亜種			EN ^{*3}	Ⅰ類 ^{*4}		
30			カラスシジミ				準		
31			トラフシジミ				準		
32			タテハチョウ	サカハチチョウ				Ⅱ類	
33				ミドリヒョウモン				準	
34				ウラギンスジヒョウモン			VU	Ⅰ類	
35		オオウラギンスジヒョウモン					Ⅱ類		
36		ヒョウモンチョウ本州中部亜種				VU			
37		メスグロヒョウモン					準		
38		ウラギンヒョウモン					Ⅱ類		
39		オオウラギンヒョウモン				CR	Ⅰ類		
40		ジャノメチョウ					Ⅱ類		
41		クモガタヒョウモン					Ⅱ類		
42		ヒオドシチョウ					準		
43	ウラナミジャノメ本土亜種			VU ^{*5}					

表 3.1-28(5-2) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
44	チョウ(鱗翅)	アゲハチョウ	オナガアゲハ				II類		
45		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			
46		ツトガ	カワゴケミズメイガ			NT	準		
47		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	準		
48		ヤガ	ホソバミツモンケンモン					準	
49			ベニモンコノハ					情	
50	コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準		
51		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	I類		
52			ハラビロハンミョウ			VU	II類		
53			カワラハンミョウ			EN	I類		
54			アイヌハンミョウ			NT	準		
55			ルイスハンミョウ			EN	II類		
56			コニワハンミョウ					準	
57		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準		
58			ゲンゴロウ			VU	絶		
59			コガタノゲンゴロウ			VU			
60			スジゲンゴロウ			EX	絶		
61			コマルケシゲンゴロウ			NT			
62			ヒメケシゲンゴロウ			VU			
63			コウベツブゲンゴロウ			NT			
64			ルイスツブゲンゴロウ			VU	II類		
65			シャープツブゲンゴロウ			NT			
66			キベリマメゲンゴロウ			NT			
67			ミズスマシ	オオミズスマシ			NT		
68				コミズスマシ			EN	II類	
69		ミズスマシ				VU	II類		
70		コツブゲンゴロウ	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ			VU			
71		ガムシ	ガムシ			NT	準		
72			コガタガムシ			VU	II類		
73		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD	I類		
74		テントウムシ	ハラグロオオテントウ				情		
75		カミキリムシ	トラフカミキリ				準		
76		ハチ(膜翅)	シロアリモドキヤドリバチ	シロアリモドキヤドリバチ			DD	情	
77			ドロバチモドキ	ニッポンハナダカバチ			VU	II類	
合計		7目	32科	77種	0種	1種	46種	65種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

3. ※は以下のとおりである。

※1：スギタニルリシジミ（九州亜種）で掲載

※2：キシマミドリシジミ（本州・四国・九州亜種）で掲載

※3：タイワンツバメシジミ日本本土亜種で掲載 ※4：タイワンツバメシジミ（本土亜種）で掲載

※5：ウラナミジャノメ日本本土亜種で掲載

表 3.1-28(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I 類		
2	コイ	コイ	ニゴイ				情		
3		ドジョウ	ドジョウ			NT	準		
4	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	I 類		
5	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	準*		
6	スズキ	アカメ	アカメ			EN	I 類		
7		ハゼ	イドミミズハゼ			NT	I 類		
8			ヒモハゼ			NT	準		
9			ゴマハゼ			VU	準		
10			マサゴハゼ			VU	準		
11			スナゴハゼ					情	
12			チクゼンハゼ				VU	準	
合計	5 目	7 科	12 種	0 種	0 種	10 種	12 種	0 種	

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

3. ※：ミナミメダカ（薩摩型）で掲載

表 3.1-28(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒメカノコガイ			NT ^{※1}		
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準	
3		ウミニナ	ウミニナ			NT		
4		トゲカワニナ	タケノコカワニナ			VU	準	
5		キバウミニナ	フトヘナタリガイ			NT ^{※2}	準 ^{※2}	
6			ヘナタリガイ			NT ^{※3}	準 ^{※3}	
7			カワアイガイ			VU ^{※4}	準 ^{※4}	
8		カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ			NT ^{※5}	II 類	
9			サツマクリイロカワザンショウガイ				I 類	
10			カワザンショウガイ				準	
11			ウスイロオカチグサ				準	
12			アカオカチグサ				準	
13		ミズゴマツボ	ミズゴマツボ			VU	準	
14		イトカケガイ	オダマキ			NT		
15		マクラガイ	マクラガイ			NT		
16		タケノコガイ	シチクガイ			NT		
17		汎有肺	オカミミガイ	キヌカツギハマシイノミガイ			VU ^{※6}	I 類
18	モノアラガイ		モノアラガイ			NT	準	
19	ヒラマキガイ		ヒラマキミズマイマイ			DD	準	
20	イシガイ	イシガイ	カラスガイ			EN		
21			イシガイ				情	
22	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT		
23			マシジミ			VU	準	
24		マルスダレガイ	ハマグリ			VU		
25	フジノハナガイ	フジノハナガイ			NT			
26	エビ	スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU	準	
合計	6 目	18 科	26 種	0 種	0 種	21 種	17 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：ヒメカノコで掲載 ※2：フトヘナタリで掲載 ※3：ヘナタリで掲載 ※4：カワアイで掲載

※5：クリイロカワザンショウで掲載 ※6：キヌカツギハマシイノミで掲載

表 3.1-28(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	アマオブネガイ	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ			NT	準		
2	ニナ	ヤマタニシ	ケハダヤマトガイ ^{※3}			NT	準		
3			サドヤマトガイ			NT			
4		ムシオイガイ	ピルスブリムシオイ ^{※3}				準		
5			サツمامシオイ			NT	準		
6		ゴマガイ	キュウシュウゴマガイ				準		
7			ヒダリマキゴマガイ				準		
8		マイマイ	マキノメガイ	マルナタネガイ				準	
9	キセルガイ		キュウシュウナミコギセル				準		
10			カタギセル			NT	準		
11			シリオレギセル				準		
12			アラナミギセル				準		
13	ベッコウマイマイ		ベッコウマイマイ ^{※3}			DD	Ⅱ類		
14			テラマチベッコウ			NT	Ⅱ類		
15			ヒメベッコウ					準	
16			ヤクシマヒメベッコウ					準	
17			キヌツヤベッコウ ^{※3}				DD	準	
18			ハリマキビ					準	
19			ヒラシタラガイ				LP ^{※1}	準 ^{※2}	
20			カサキビ					準	
21			タカキビ ^{※3}				NT	準	
22			ウラジロベッコウ					準	
23			ナミヒメベッコウ					準	
24	ニッポンマイマイ(ナンバンマイマイ)		コバツマイマイ					準	
25	オナジマイマイ		フリイデルマイマイ					準	
26			イロアセオトメマイマイ					準	
27			キュウシュウシロマイマイ					準	
合計	3目		9科	27種	0種	0種	10種	26種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-27 中の番号に対応する。

3. 表中、※は以下のとおりである。

※1：「九州以北のヒラシタラ」が該当 ※2：ヒラシタラで掲載

(3) 注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-29 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地は表 3.1-30 及び図 3.1-27 のとおり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区が 5 か所存在しているものの、対象事業実施区域内には存在しない。

なお、注意喚起レベルについては、「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、閲覧：令和3年10月）によると、図 3.1-24 及び図 3.1-27 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは「情報なし」となっている。

表 3.1-29(1) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「鹿児島県文化財保護条例」(昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号)、「日置市文化財保護条例」(平成 17 年日置市条例第 97 号)、「鹿児島市文化財保護条例」(昭和 47 年鹿児島市条例第 17 号)、「薩摩川内市文化財保護条例」(平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号)、「いちき串木野市文化財保護条例」(平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号)、「始良市文化財保護条例」(平成 22 年始良市条例第 214 号)に基づく天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「鹿児島県内の文化財一覧」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財・伝統芸能」(日置市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化遺産・文化財」(鹿児島市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「薩摩川内市の文化財」(薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財マップ」(いちき串木野市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財(ヘリテージ)」(始良市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく生息地等保護区等</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)</p>
③	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省、平成 25 年)</p>
④	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)に基づく鳥獣保護区</p>	<p>「令和 3 年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図 1」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)</p>

表 3.1-29(2) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料
⑤	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) に基づく湿地 基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
⑥	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) に基づく生息区分 A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト	「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
⑦	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 10 月) に基づく区分 危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリッジに限定される種群	「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
⑧	「風力発電立地検討のためのセンシティブイマップ」(環境アセスメントデータベース「EADAS」[イーダス]、閲覧：令和 3 年 10 月) に基づくレベル区分 メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計し注意喚起レベルを決定 注意喚起レベル A1：メッシュのランク 6 注意喚起レベル A2：メッシュのランク 5 注意喚起レベル A3：メッシュのランク 3~4 注意喚起レベル B：メッシュのランク 2 注意喚起レベル C：メッシュのランク 1	「風力発電立地検討のためのセンシティブイマップ」(環境アセスメントデータベース「EADAS」[イーダス]、閲覧：令和 3 年 10 月)

表 3.1-30 注目すべき生息地

名称	選定基準	区分
丸山公園鳥獣保護区 滝の山鳥獣保護区 清浦ダム鳥獣保護区 観音ヶ池鳥獣保護区 遠見番山鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)	鳥獣保護区

「令和 3 年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図 1」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
 「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 10 月)

より作成

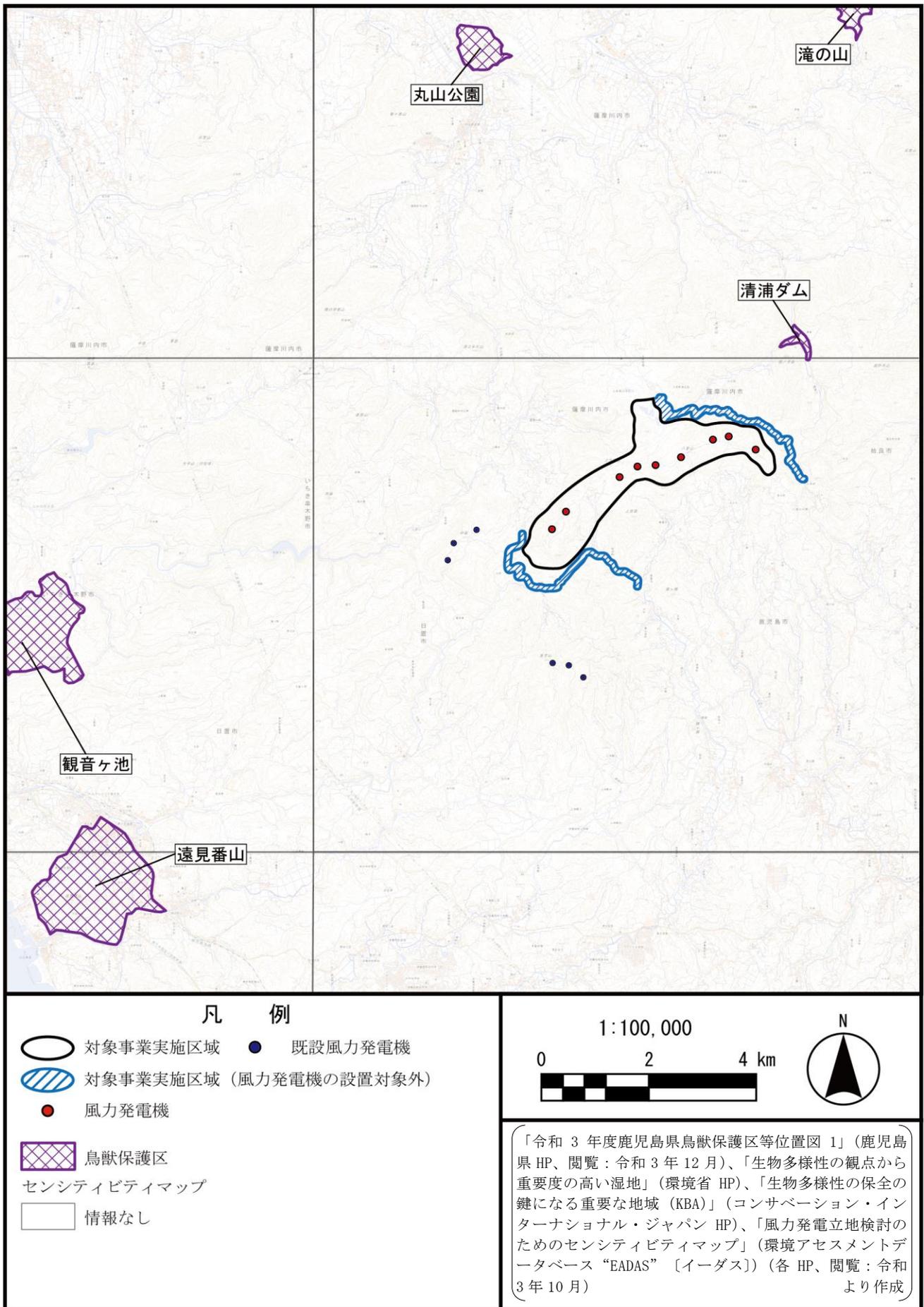


図 3.1-27 動物の注目すべき生息地

2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲（図 3.1-16）を対象に、文献その他の資料（「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料は、表 3.1-31 のとおりである。

表 3.1-31 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料名	調査範囲
「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）	日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市
「東市来町誌」（東市来町、平成 17 年）	旧東市来町
「入来町誌 上巻」（入来町、昭和 39 年）	旧入来町
「川内の生物」（川内町、昭和 56 年）	旧川内町
「始良市誌」（始良市、平成 31 年）	始良市
「薩摩川内市樋脇町藤本周辺の植物」（鹿児島県立博物館研究報告、平成 29 年）	薩摩川内市

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要を表 3.1-32 のとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,581 種（亜種、変種、品種及び雑種を含む。）が確認されている。

表 3.1-32 植物相の概要

分類	主な確認種		
シダ植物	マツバラシ、フユノハナワラビ、イヌシダ、シシガシラ、ヤマヤブソテツ、ゲジゲジシダ、ヘラシダ、ミツデウラボシ等 (183 種)		
種子植物	裸子植物	アカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ、イヌガヤ、イチイ等 (10 種)	
	被子植物	基部被子植物	ジュンサイ、ハス、コウホネ、スイレン、ヒツジグサ、サネカズラ、シキミ (7 種)
		モクレン類	タイサンボク、ホオノキ、モクレン、オガタマノキ、カゴノキ、バリバリノキ、クスノキ、ヤブニッケイ、ニッケイ、アオモジ、クロモジ、ホソバタブ、タブノキ、イヌガシ等 (24 種)
		センリョウ目	ヒトリシズカ、フタリシズカ、センリョウ (3 種)
		単子葉類	ヘラオモダカ、オモダカ、スブタ、クロモ、ミズオオバコ、エビモ、ヒルムシロ、ショウブ、ムサシアブミ、ヤマノイモ、ホウチヤクソウ、オニユリ、エビネ、クマガイソウ等 (419 種)
		マツモ目	マツモ (1 種)
真正双子葉類	アジサイ、タコノアシ、ユキノシタ、ユズリハ、フサモ、ノブドウ、ツタ、ネムノキ、ヤブマメ、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、カジノキ、スダジイ、アカガシ、クヌギ、アラカシ、ウラジロガシ、コナラ (934 種)		
合計	1,581 種		

- 注：1. 種名及び配列については、原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）に準拠した。
2. 確認種については、表 3.1-31 に示す文献その他の資料より抽出した。
3. 分類は APGIV 分類体系「新維管束植物分類表」（米倉浩司、北隆館、令和元年）に基づき行った。

(2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-28、凡例は表 3.1-34 のとおりである。

対象事業実施区域は、標高約 150～600m（標高 500m 以上は一部の範囲）の丘陵地の地形であり、潜在的には、ウラジロガシ、スダジイ、タブノキ、イスノキ、クスノキ等の常緑広葉樹を優占樹林とした常緑広葉樹林を形成する場所である。

植生の分布状況として、比較的面積の広い群落は、「ヤブツバキクラス域代償植生」のシイ・カシ二次林、「植林地」のスギ・ヒノキ・サワラ植林である。対象事業実施区域には、その他に、「ヤブツバキクラス域代償植生」のハクサンボクーマテバシイ群落、伐採跡地群落、「植林地」の竹林、「耕作地植生」の水田雑草群落等が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は表 3.1-33 及び図 3.1-29 のとおりであり、植生自然度 4、6、7、8 が広がっている。

表 3.1-33 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	ヨシクラス、セイタカヨシ群落、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス、岩壁植生
9	ルリミノキーイチイガシ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムクノキーエノキ群集、ヤナギ高木群落（VI）、ヤナギ低木群落（VI）
8	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
7	ハクサンボクーマテバシイ群落
6	アカメガシワーカラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、その他植林、その他植林（落葉広葉樹）、クスギ植林
5	メダケ群落、ネザサ群落、クズ群落、ススキ群団（VII）、ミゾソバヨシ群落、河辺一年生草本群落（タウコギクラス等）
4	伐採跡地群落（VII）、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	クスノキ植林、クスノキ巨木林、竹林、モウソウチク林、ハウライチク・ホテイチク林、果樹園、茶畑、常緑果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来水草群落、牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地

注：植生自然度の区分は、「1/2.5 万植生図を基にした自然植生度について」（環境省、平成 28 年）に基づく。

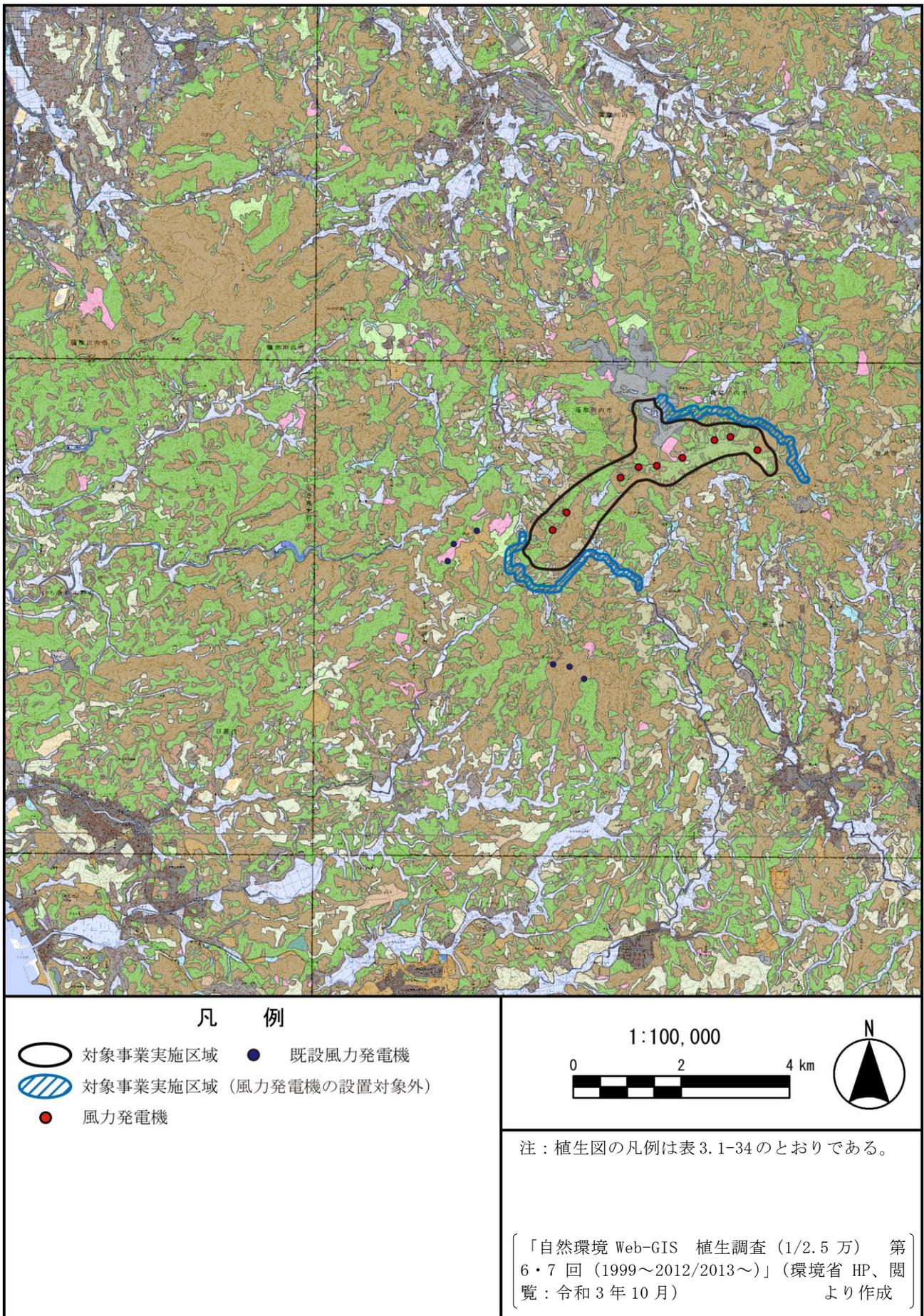
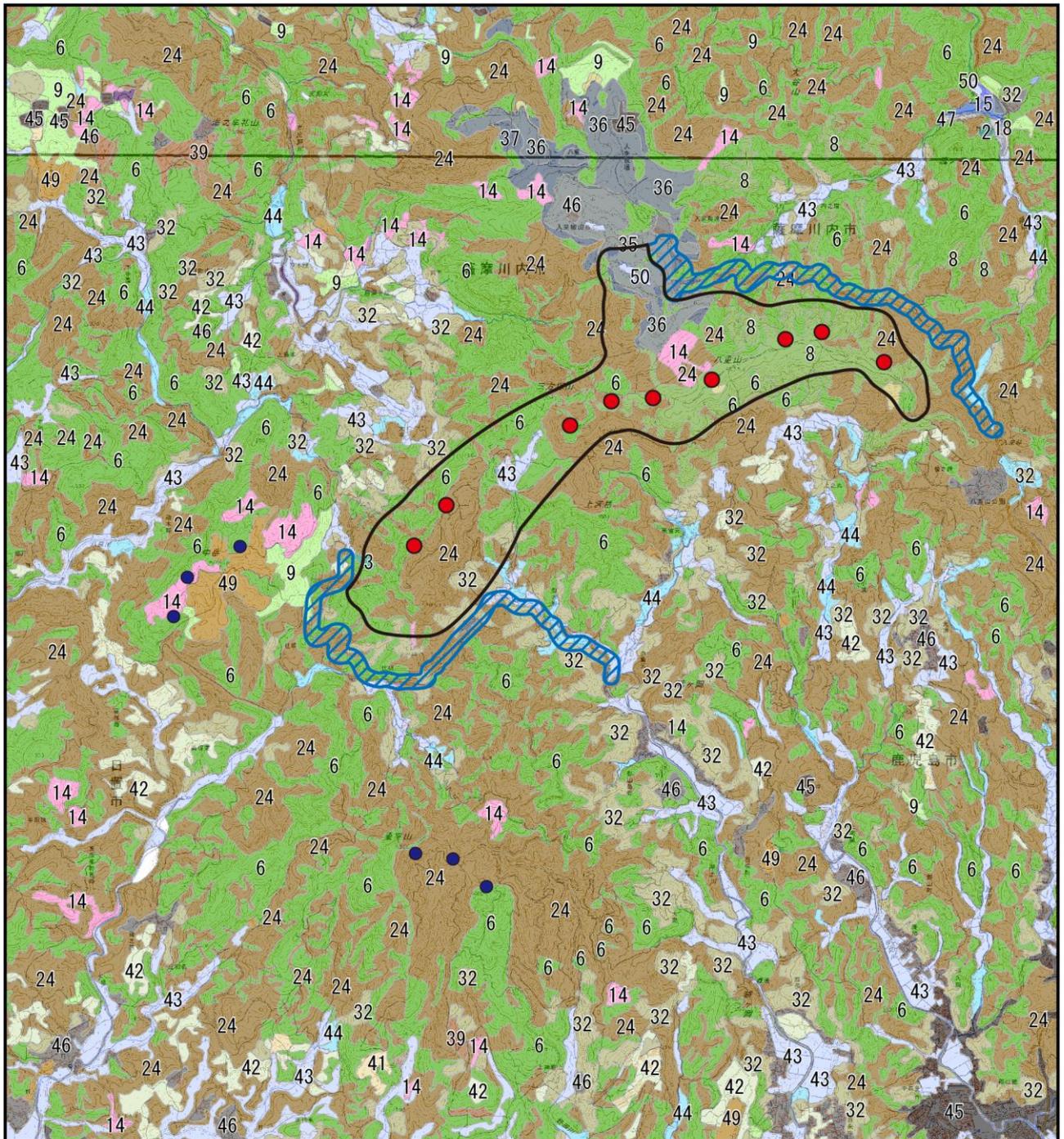


図 3.1-28(1) 文献その他の資料調査による現存植生図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機
-  既設風力発電機

1:50,000



注：植生図の凡例は表 3.1-34 のとおりである。

「自然環境Web-GIS 植生調査 (1/2.5万)
第6・7回 (1999~2012/2013~)」
(環境省 HP、閲覧：令和3年10月)
より作成

図 3.1-28(2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (東側)

表 3.1-34(1) 現存植生図凡例

植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生	 1	ルリミノキーイチイガシ群集	270602	9
	 2	ミミズバイースダジイ群集	271205	9
	 3	ムクノキーエノキ群集	300201	9
	 4	ヤナギ高木群落 (VI)	320100	9
	 5	ヤナギ低木群落 (VI)	320200	9
ヤブツバキクラス域代償植生	 6	シイ・カシ二次林	400100	8
	 7	タブノキーヤブニッケイ二次林	400200	8
	 8	ハクサンボクマテバシイ群落	400401	7
	 9	アカメガシワーカーラスザンショウ群落	410700	6
	 10	メダケ群落	430200	6
	 11	ネザサ群落	430500	5
	 12	クズ群落	440200	5
	 13	ススキ群団 (VII)	450100	5
	 14	伐採跡地群落 (VII)	460000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	 15	ヨシクラス	470400	10
	 16	ミゾソバヨシ群落	470401	5
	 17	セイタカヨシ群落	470403	10
	 18	ツルヨシ群集	470501	10
	 19	オギ群集	470502	10
	 20	ヒルムシロクラス	470600	10
	 21	外来水草群落	470602	2
	 22	河辺一年生草本群落 (タウコギクラス等)	470900	5
	 23	岩壁植生	510300	10
植林地、耕作地植生	 24	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	 25	クロマツ植林	540300	6
	 26	外国産樹種植林	540900	3
	 27	テーダマツ植林	540903	3
	 28	その他植林	541000	6
	 29	その他植林 (落葉広葉樹)	541200	6
	 30	クスギ植林	541202	6
	 31	クスノキ植林	541301	3
	 32	竹林	550000	3
	 33	モウソウチク林	550100	3
	 34	ハウライチク・ホテイチク林	550300	3
	 35	ゴルフ場・芝地	560100	4
	 36	牧草地	560200	2

表 3.1-34(2) 現存植生図凡例

植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
植林地、耕作地植生	 37	路傍・空地雑草群落	570100	4
	 38	放棄畑雑草群落	570101	4
	 39	果樹園	570200	3
	 40	茶畑	570201	3
	 41	常緑果樹園	570202	3
	 42	畑雑草群落	570300	2
	 43	水田雑草群落	570400	2
	 44	放棄水田雑草群落	570500	4
その他	 45	市街地	580100	1
	 46	緑の多い住宅地	580101	2
	 47	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
	 48	工場地帯	580300	1
	 49	造成地	580400	1
	 50	開放水域	580600	-
	 51	自然裸地	580700	-

注：1. 図面中 No. は図 3.1-28(2)の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (1999~2012/2013~)」
(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) の現存植生図に示される 6 桁の統一凡例 No. (凡例コード) である。

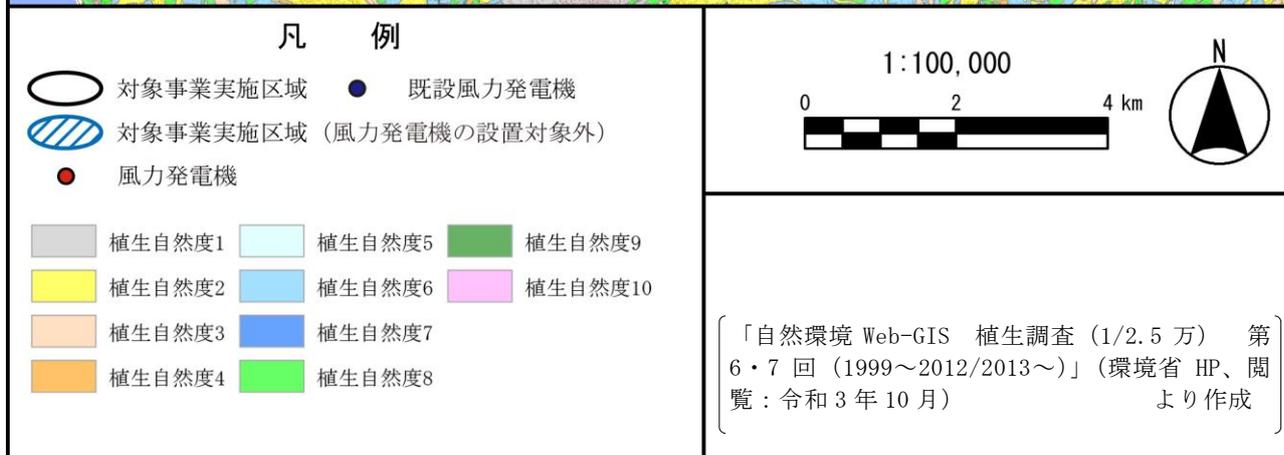
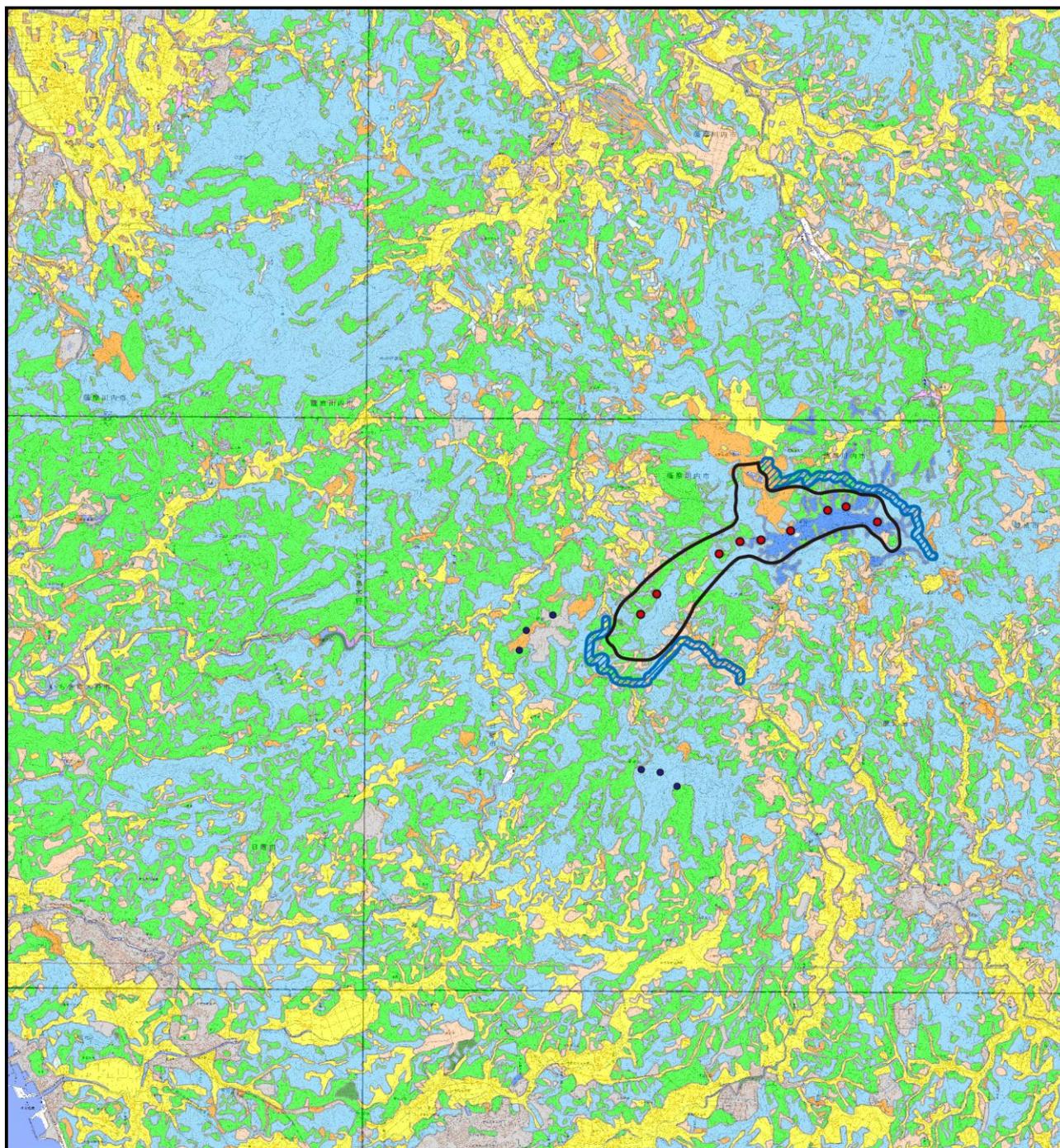
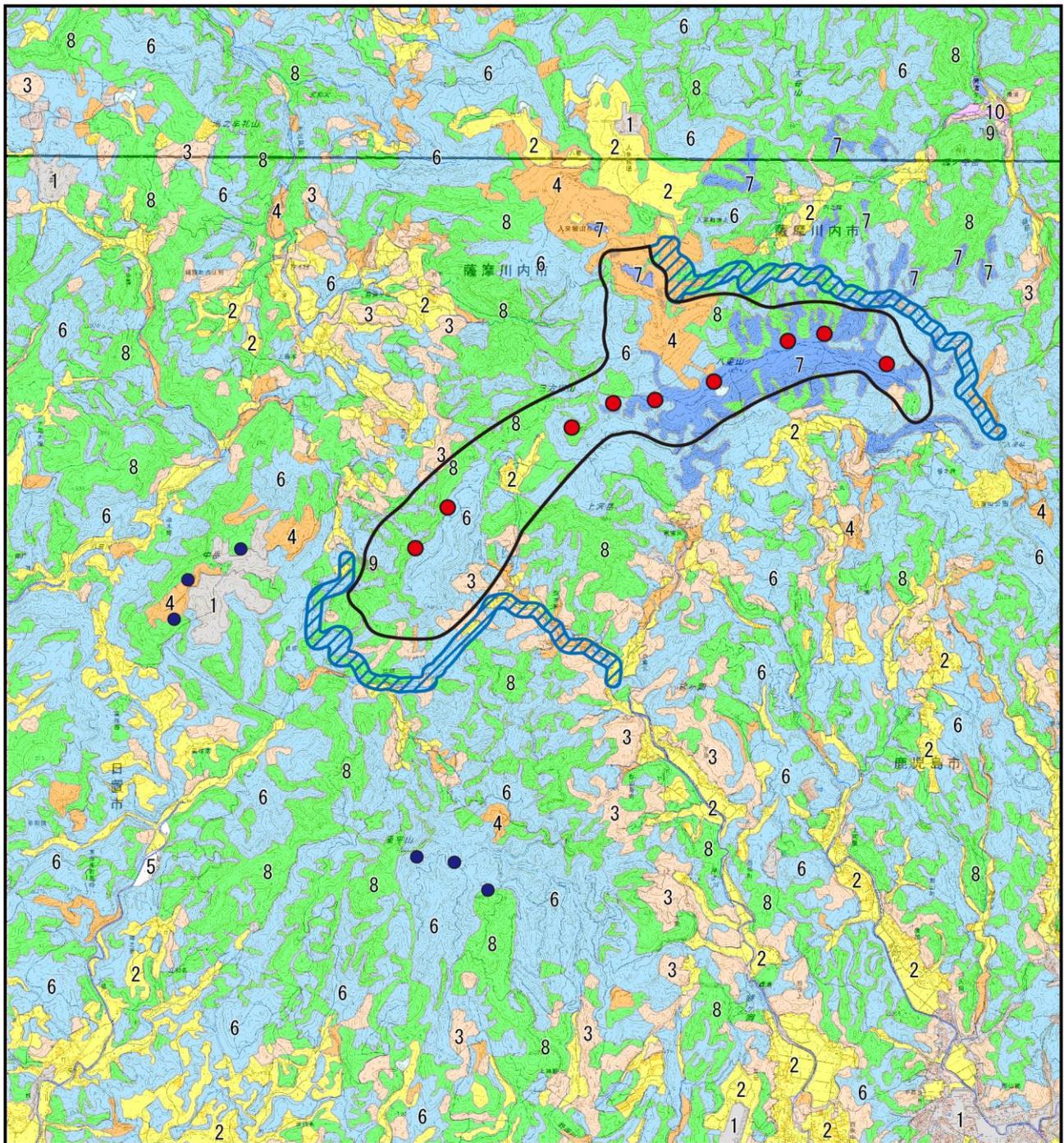


図 3.1-29(1) 文献その他の資料調査による現存植生図(植生自然度)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 既設風力発電機

- | | |
|--------|---------|
| 植生自然度1 | 植生自然度6 |
| 植生自然度2 | 植生自然度7 |
| 植生自然度3 | 植生自然度8 |
| 植生自然度4 | 植生自然度9 |
| 植生自然度5 | 植生自然度10 |

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万)
第 6・7 回 (1999~2012/2013~)」
(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
より作成

図 3.1-29(2) 文献その他の資料調査による現存植生図(植生自然度)(東側)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.1-35 のとおりである。

表 3.1-35(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「鹿児島県文化財保護条例」(昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号)、「日置市文化財保護条例」(平成 17 年日置市条例第 97 号)、「鹿児島市文化財保護条例」(昭和 47 年鹿児島市条例第 17 号)、「薩摩川内市文化財保護条例」(平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号)、「いちき串木野市文化財保護条例」(平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号)、「始良市文化財保護条例」(平成 22 年始良市条例第 214 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：鹿児島県天然記念物 市天：日置市指定天然記念物、鹿児島市指定天然記念物、薩摩川内市指定天然記念物、いちき串木野市指定天然記念物、始良市指定天然物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「鹿児島県内の文化財一覧」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財・伝統芸能」(日置市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化遺産・文化財」(鹿児島市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「薩摩川内市の文化財」(薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財マップ」(いちき串木野市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「文化財(ヘリテージ)」(始良市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)	○	—
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)	○	—
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)	○	—

表 3.1-35(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
<p>④ 「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）の掲載種</p>	<p>絶：絶滅・・・過去に県内に生息・生育した確実な記録があり、飼育・栽培下を含め、県内ではすでに絶滅したと考えられる種 野絶：野生絶滅・・・過去に県内に生息・生育したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 I 類：絶滅危惧 I 類・・・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種 II 類：絶滅危惧 II 類・・・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられる種 準：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育状況の推移から見て、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有すると判断される種 情：情報不足・・・環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧・消滅危惧の категорияに移行しうる属性を持っているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクの決定に足るだけの情報が得られていないもの</p>	<p>「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年）</p>	<p>○</p> <p>—</p>
<p>⑤ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）で指定される指定希少野生動植物</p>	<p>指定：指定希少野生動植物種</p>	<p>「指定希少野生動植物の保護について」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）</p>	<p>○</p> <p>—</p>
<p>⑥ 「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁、昭和 56 年）、 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁、昭和 63 年）、 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）に掲載されている特定植物群落</p>	<p>A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁、昭和 56 年）、 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁、昭和 63 年）、 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）</p>	<p>—</p> <p>○</p>
<p>⑦ 「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）に掲載の植物群落</p>	<p>4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）</p>	<p>—</p> <p>○</p>
<p>⑧ 「第 5 回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書」（環境庁、平成 11 年）に掲載の植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生</p>	<p>植生自然度 10：自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区）、岩壁植生等 植生自然度 9：自然林（エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）</p>	<p>「第 5 回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書」（環境庁、平成 11 年）</p>	<p>—</p> <p>○</p>

① 重要な種

植物の重要な種は、「(1)植物相の概要」で確認された種について、選定基準に基づき学術上または希少性の観点から選定した。その結果、重要な種は表 3.1-36 のとおり 94 科 409 種であった。

表 3.1-36(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	シダ植物	マツバラシ	マツバラシ			NT	準			
2		ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ				準			
3		イワヒバ	イヌカタヒバ			VU				
4		ハナヤスリ	フユノハナワラビ				準			
5		コバノイシカグマ	ウスバイシカグマ			NT	準			
6		イノモトソウ	オオバノアマクサシダ					準		
7			アイコハチジョウシダ					準		
8			ヤワラハチジョウシダ				EN	準		
9			マツザカシダ					準		
10			サツマハチジョウシダ				VU	II類		
11			ヤクシマハチジョウシダ				VU	準		
12			チャセンシダ	オオタニワタリ			VU	II類		
13		チャセンシダ						準		
14		イヌチャセンシダ						準		
15		オシダ	リョウメンシダ					準		
16			オトコシダ					準		
17			ハガクレカナワラビ				VU	II類		
18			キヨシミヒメワラビ					準		
19			イズヤブソテツ					準		
20			ナガバヤブソテツ					準		
21			ヤマヤブソテツ					準		
22			ホソバヤブソテツ					準		
23			ヒロハヤブソテツ					準		
24			ツクシヤブソテツ					準		
25			サイゴクベニシダ					準		
26			オオクジャクシダ					準		
27			イヌタマシダ					準		
28			オオベニシダ					準		
29			ワカナシダ					準		
30			ナガサキシダモドキ					準		
31			ヒメイタチシダ					準		
32			ヤマイタチシダ					準		
33			オオヤグルマシダ				CR	I類		
34			キュウシュウイノデ				CR	I類		
35			サイゴクイノデ					準		
36			ヒメカナワラビ					準		
37			ヒメシダ	ヒメシダ					準	
38				ミドリヒメワラビ					準	
39			メシダ	カラクサイヌワラビ					II類	

表 3.1-36(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
40	シダ植物	メシダ	ホソバイヌワラビ				準		
41			アリサンヌワラビ				準※1		
42			ホソバシケシダ				準		
43			セイタカシケシダ				準		
44			イワヤシダ				II類		
45			シマシロヤマシダ				情		
46			ウスバミヤマノコギリシダ				準		
47			イヨクジャク				EN	I類	
48			フレギシダ			国内	CR	I類	
49		ウラボシ	コマチイワヒトデ			EN	準		
50			ヒトツバイワヒトデ				準		
51			ヒメノキシノブ				準		
52			ツクシノキシノブ				準		
53			ミヤマノキシノブ				準		
54			ヤノネシダ				準		
55	イワオモダカ					準			
56	裸子植物	スギ	スギ				準		
57		ヒノキ	ヒノキ				準		
58		イヌガヤ	イヌガヤ				準		
59		イチイ	イチイ				II類		
60		カヤ				準			
61	基部被子植物	スイレン	ジュンサイ				II類		
62			コウホネ				II類		
63			ヒツジグサ				II類		
64	モクレン類	モクレン	ホオノキ				II類		
65		クスノキ	ニッケイ			NT	準		
66		コショウ	サダソウ				準		
67		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				準		
68		キンチャクアオイ				VU			
69	センリョウ目	センリョウ	ヒトリシズカ				II類		
70	単子葉類	オモダカ	ヘラオモダカ				II類		
71			ウリカワ				II類		
72		トチカガミ	マルミスブタ				VU	II類	
73			スブタ				VU	II類	
74			ヤナギスブタ					I類	
75			クロモ					II類	
76			ミズオオバコ				VU	II類	
77		セキショウモ					II類		
78		ヒルムシロ	イトモ				NT	II類	
79			コバノヒルムシロ				VU	情	
80			ササバモ					II類	
81		アマモ	コアマモ					準	
82			アマモ					II類	
83		イバラモ	トリゲモ				VU	情	
84		サトイモ	ヤマコンニャク				VU	準	
85		ユリ	ヤマラッキョウ					準	
86			ハラン					II類	
87	ホウチャクソウ						II類		
88	ツクシショウジョウバカマ						準		
89	オオバギボウシ						II類		
90	コバギボウシ						準		
91	ノヒメユリ						EN	I類	
92	カノコユリ						VU	準	
93	ジャノヒゲ							準	
94	ナガバジャノヒゲ							準	
95	ナルコユリ							準	
96	オモト							準	
97		タチシオデ					II類		

表 3.1-36(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
98	単子葉類	ユリ	シオデ				準	
99			アマナ				I類	
100		ヒガンバナ	ショウキズイセン				I類	
101		キンバイザサ	キンバイザサ				準	
102			コキンバイザサ				準	
103		アヤメ	ヒオウギ				準	
104		ラン	シラン			NT	情	
105			マメヅタラン			NT	II類	
106			ムギラン			NT	II類	
107			ミヤマムギラン			NT	II類	
108			キリシマエビネ			EN	I類	指定
109			エビネ			NT	II類	
110			ダルマエビネ			VU	I類	
111			サクラジマエビネ			CR	I類	指定
112			ナツエビネ			VU	II類	
113			キエビネ			EN	II類	
114			ギンラン				I類	
115			キンラン			VU	II類	
116			サイハイラン				II類	
117			シュンラン				準	
118			カンラン			EN	I類	指定
119			ナギラン			VU	準	
120			クマガイソウ			VU	II類	
121			セッコク				準	
122			キバナノセッコク			EN	II類	
123			カキラン				準	
124			タシロラン			NT	II類	
125			ツチアケビ				II類	
126			クロヤツシロラン				II類	
127			アキザキヤツシロラン				I類	
128			アケボノシュスラン				準	
129			シュスラン				準	
130			ムカゴトンボ			EN	準	
131			ムカゴソウ			EN	準	
132			ムヨウラン				II類	
133			クモキリソウ				I類	
134		ボウラン			NT			
135		フウラン			VU	I類	指定	
136		ガンゼキラン			VU	II類	指定	
137		オオバノトンボソウ				準		
138		ヤマトキソウ				II類		
139		カシノキラン			VU	II類		
140		ナゴラン			EN	I類	指定	
141		クモラン				I類		
142		ショウキラン				I類		
143	キヌラン				II類			
144	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ				準		
145		タチコウガイゼキショウ				II類		
146		アオコウガイゼキショウ				II類		
147		ホソイ				準		
148	ホシクサ	アマノホシクサ			CR	I類		
149		オオホシクサ				II類		
150		ニッポンイヌノヒゲ				I類		
151		クロホシクサ			VU	II類		
152		ヒロハイヌノヒゲ				準		
153	イネ	タチカモジグサ				準		
154		スズメノチャヒキ				準		
155		ノガリヤス				準		

表 3.1-36(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
156	単子葉類	イネ	カンチク				II類			
157			ウンヌケモドキ			NT	II類			
158			ムツオレグサ				準			
159			ドジョウツナギ				準			
160			ウシノシッペイ				準			
161			カモノハシ				準			
162			アシカキ				II類			
163			エゾノサヤヌカグサ				準*2			
164			サヤヌカグサ				準			
165			トウササクサ				準			
166			オオバチヂミザサ				準			
167			クサヨシ				準			
168			オオバヤダケ				II類			
169			ナリヒラダケ				準			
170			イヌアワ				準			
171			ソナレシバ				準			
172			ナガミノオニシバ				準			
173			ガマ	ガマ				準		
174			カヤツリグサ	イトハナビテンツキ	イトハナビテンツキ				準	
175					イトテンツキ			NT	準	
176	エナシヒゴクサ						I類			
177	タイワンスゲ					VU	II類			
178	ヤマアゼスゲ						準			
179	ホソバヒカゲスゲ						準			
180	テキリスゲ						準			
181	ナキリスゲ						準			
182	サツマスゲ						準			
183	キノクニスゲ					NT	II類			
184	ゴウソ						準			
185	ノゲヌカスゲ						準			
186	キシウナキリスゲ					VU	II類			
187	コジュズスゲ						II類			
188	ツルナシオオイトスゲ						II類			
189	アゼスゲ						II類			
190	クロミノハリイ					CR	情			
191	スジヌマハリイ					VU	II類			
192	チャボイ					VU	II類			
193	イヌノハナヒゲ						準			
194	ヒメカンガレイ					VU	I類			
195	ツクシカンガレイ						II類			
196	ヒゲアブラガヤ						準			
197	ツクシアブラガヤ					EN	II類			
198	カガシラ					VU	II類			
199	ケシンジュガヤ						準			
200	マツモ目	マツモ			マツモ				I類	
201	被子植物 真正双子葉類	キンボウゲ	オオバショウマ				準			
202			フジセンニンソウ				準			
203			タカネハンショウヅル				II類			
204			オキナグサ			VU	I類			
205		メギ	メギ				II類			
206		ケシ	クサノオウ				準			
207		アワブキ	アオカズラ			EN	I類			
208		ヤマグルマ	ヤマグルマ				準			
209		ベンケイソウ	ツメレンゲ			NT	準			
210			ヒメレンゲ				準			
211		ユキノシタ	クサアジサイ				準			
212			ゴトウヅル				準*3			
213			ガクウツギ				II類			

表 3.1-36(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
214	被子植物 真正双子葉類	ユキノシタ	タコノアシ			NT	Ⅱ類	
215			ジンジソウ				Ⅰ類	
216		アリノトウグサ	フサモ				準	
217		マメ	ホドイモ				準	
218			ジャケツイバラ				準	
219			タヌキマメ				準	
220			ヒメノハギ				Ⅱ類	
221			フジカンゾウ				準	
222			ケヤブハギ				準	
223			ヤブハギ				準	
224			ミヤマトベラ				準	
225			ニワフジ				情	
226			シロヤマハギ				Ⅱ類	
227			イヌハギ			VU	Ⅱ類	
228			クララ				準	
229			ナンテンハギ				準	
230			アカササゲ			EN	Ⅰ類	
231			フジ				準	
232		ニレ	ケヤキ				準	
233		イラクサ	サイカイヤブマオ				情	
234			ナガバヤブマオ				準	
235			トキホコリ			VU		
236			ムカゴイラクサ				準	
237			カテンソウ				情	
238			トウカテンソウ			CR	Ⅰ類	
239			ヤマミズ				準	
240			アオミズ				Ⅱ類	
241			イラクサ				準	
242			バラ	ヒメキンミズヒキ				準
243		ザイフリボク					Ⅰ類	
244		ヤマブキ					準	
245		カナメモチ					準	
246		カワラサイコ					Ⅰ類	
247		ツチグリ				VU	Ⅰ類	
248		オヘビイチゴ					準	
249		ニオイバラ				NT※4	準※5	
250		ヤマイバラ					準	
251		ミヤマフユイチゴ					準	
252		バライチゴ					準	
253		コバノフユイチゴ					準	
254		ウラジロノキ					Ⅱ類	
255		シロバナシモツケ					準	
256		クロウメモドキ	オオクマヤナギ				準	
257		グミ	台湾ンアキグミ				準	
258		カバノキ	オオバヤシャブシ				情	
259		ブナ	ブナ				Ⅱ類	
260			ミズナラ				準	
261			カシワ				準	
262			イチイガシ				準	
263			ハナガシ			VU	Ⅱ類	
264		ウリ	モミジカラスウリ				準	
265		オミナエシ	オミナエシ				準	
266		ニシキギ	ニシキギ				準	
267			オオコマユミ				準	
268			ツルマサキ				準	
269			ツリバナ				準	
270		ヤナギ	イヌコリヤナギ			/	準	
271			タチヤナギ				準	

表 3.1-36(6) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
272	被子植物 真正双子葉類	スマレ	アリアケスマレ				準	
273			ヒメスマレ				準	
274			ヒゴスマレ					II類
275		ヒルギ	メヒルギ				準	
276		ミソハギ	ヒメミソハギ				準	
277			ミソハギ				準	
278			ミズキカシグサ			VU	準	
279			ミズマツバ			VU	準	
280		ノボタン	ハシカンボク				準	
281			ヒメノボタン			VU	II類	
282		アカバナ	ミズキンバイ			VU	II類	
283		ミカン	タチバナ			NT	II類	
284			コクサギ				準	
285		アブラナ	ハタザオ				準	
286			ジャニンジン				準	
287			ミズタガラシ				II類	
288			コイヌガラシ			NT	準	
289		ツチトリモチ	ツチトリモチ				準	
290		タデ	ウナギツカミ				情	
291			ナガバノヤノネグサ				準	
292			ミヤマタニソバ				I類	
293			ヒメタデ			VU	情	
294			オオネバリタデ				II類	
295			タニソバ				II類	
296			ハナタデ				準	
297			ミチヤナギ				準	
298			コギシギシ			VU	II類	
299			ヤマゴボウ	ヤマゴボウ				情
300		ナデシコ	ハマナデシコ				準	
301			カワラナデシコ				II類	
302	ヤマハコベ					準		
303	アカザ	ハママツナ				準		
304	イソマツ	ハマサジ			NT	II類		
305	マタタビ	サルナシ				準		
306	ツリフネソウ	ツリフネソウ				準		
307	イチヤクソウ	シャクジョウソウ				II類		
308		アキノギンリョウソウ				準		
309		イチヤクソウ				準		
310	ツツジ	ハヤトミツバツツジ			CR	I類	指定	
311		ナツハゼ				I類		
312	サクラソウ	ミヤマタゴボウ				準		
313	カキノキ	リュウキュウマメガキ				II類		
314	モチノキ	アオハダ				準		
315		ウメモドキ				準		
316	キキョウ	ホタルブクロ				II類		
317		ツルギキョウ			VU	II類		
318		ツルニンジン				準		
319		ツクシタニギキョウ				準		
320		シデシャジン				I類		
321		キキョウ			VU	II類		
322	キク	ノブキ				準		
323		マルバテイショウソウ			VU	I類		
324		ホソバノヤマハハコ				準		
325		ヒメヨモギ				準		
326		ウラギク			NT	II類		
327		センダングサ				準		
328		ヤブタバコ				準		
329		ノジギク				準		

表 3.1-36(7) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
330	被子植物 真正双子葉類	キク	ヤマアザミ				Ⅱ類		
331			ツクシアザミ				準		
332			イズハハコ			VU	準		
333			クサヤツデ				準		
334			フジバカマ			NT			
335			アキノハハコグサ			EN	Ⅱ類		
336			ソナレノギク				準		
337			オグルマ				Ⅱ類		
338			ハイニガナ				準		
339			ホソバニガナ			EN	Ⅰ類		
340			チョウセンヤマニガナ				準		
341			センボンヤリ				準		
342			モミジコウモリ			NT	Ⅰ類		
343			ヒナヒゴタイ			EN	Ⅱ類		
344			サワオグルマ				Ⅰ類		
345			メナモミ				準		
346			シロバナタンポポ				準 ^{※7}		
347			オナモミ			VU			
348			ウコギ	ウド				準	
349				トチバニンジン				準	
350			セリ	ツクシゼリ				準	
351				ハマゼリ				Ⅱ類	
352				カワラボウフウ				準	
353			ムラサキ	オニルリソウ				準	
354				オオルリソウ				準	
355				マルバチシャノキ				準	
356			リンドウ	ハルリンドウ				準	
357	センブリ					準			
358	ムラサキセンブリ				NT	準			
359	ガガイモ	ロクオンソウ			VU	準			
360		ナンゴクカモメヅル			EN	Ⅱ類			
361		タチカモメヅル				Ⅰ類			
362		ガガイモ				情			
363		コカモメヅル				準			
364	アカネ	キクムグラ				準			
365		ハナムグラ			VU				
366		ヨツバムグラ				準			
367		ホソバノヨツバムグラ				準			
368		ヒロハコンロンカ				準			
369		ミサオノキ				準			
370	モクセイ	ハクチョウゲ			EN				
371		ツクシトネリコ				情			
372		オオパイボタ				情			
373		ウスギモクセイ			NT	Ⅱ類			
374	ヒイラギ				Ⅰ類				
375	オオバコ	アワゴケ				準			
376		ミズハコベ				準			
377	シソ	カイジンドウ			VU	Ⅰ類			
378		タニジャコウソウ			NT	Ⅱ類			
379		ミズネコノオ			NT	Ⅱ類			
380		ヒメキセワタ			VU	Ⅱ類			
381		コシロネ				準			
382		ヤマジソ			NT	Ⅱ類			
383		ウツボグサ				準			
384		ホソバアキノタムラソウ				準			
385		ミゾコウジュ			NT	準			
386		コナミキ			VU	Ⅱ類			
387		タツナミソウ				準			

表 3.1-36(8) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
388	被子植物 真正双子葉類	シソ	ニガクサ				II類			
389			ツルニガクサ				準			
390	ゴマノハグサ		ゴマクサ			VU	II類			
391			マルバノサワトウガラシ			VU	II類			
392			シマウリクサ				準			
393			スズメハコベ			VU	準			
394			シオガマギク				準			
395			コシオガマ				準			
396			ルリトラノオ			VU				
397			ゴマノハグサ			VU	II類			
398			オオヒナノウスツボ				II類			
399			ハマクワガタ			VU				
400			イヌノフグリ			VU	II類			
401			カワヂシャ			NT	準			
402			トラノオスズカケ				準			
403			キツネノマゴ		ハグロソウ				準	
404					スズムシバナ				II類	
405			タヌキモ		ホザキノミミカキグサ				II類	
406					ミカワタヌキモ			VU	I類	
407	タヌキモ					NT				
408	ヒルガオ		ネナシカズラ				準			
409	ナス		マルバノホロシ				I類			
合計	8分類	94科	409種	0種	1種	115種	398種	7種		

注：1. 種名及び配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠し、一部については図鑑等の文献を参考にした。

2. 選定基準は表 3.1-35 参照。

3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。

4. ※については以下のとおりである。

※1：ツクシイヌワラビ（アリスイヌワラビ）で掲載 ※2：エゾノサヤナカグサ（ヒロハサヤナカグサ）で掲載

※3：ゴトウヅル（ツルアジサイ）で掲載 ※4：ヤクシマイバラが該当 ※5：ヤブイバラ（ニオイイバラ）で掲載

※6：シロバナタンポポ（ケイリタンポポ）で掲載 ※7：シロバナタンポポ（ケイリタンポポ）で掲載

② 重要な群落

対象事業実施区域及びその周囲の重要な群落は表 3.1-37、分布位置は図 3.1-30 のとおり、「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局 生物多様性センター、昭和53年）、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局 生物多様性センター、昭和63年）、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局 生物多様性センター、平成12年）において、「ヤッコウソウ自生のスタジイ林」の1件の特定植物群落が指定されている。「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成8年）において、旧東市来町における植物群落が1件掲載されているが、詳細な位置情報は公表されていない。

重要な群落として植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出した。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.1-38 のとおりである。なお、対象事業実施区域内においては、植生自然度 9 が小規模で分布している。

表 3.1-37 重要な植物群落

名称	対象範囲	選定基準	
		⑥	⑦
ヤッコウソウ自生のスダジイ林	—	B	

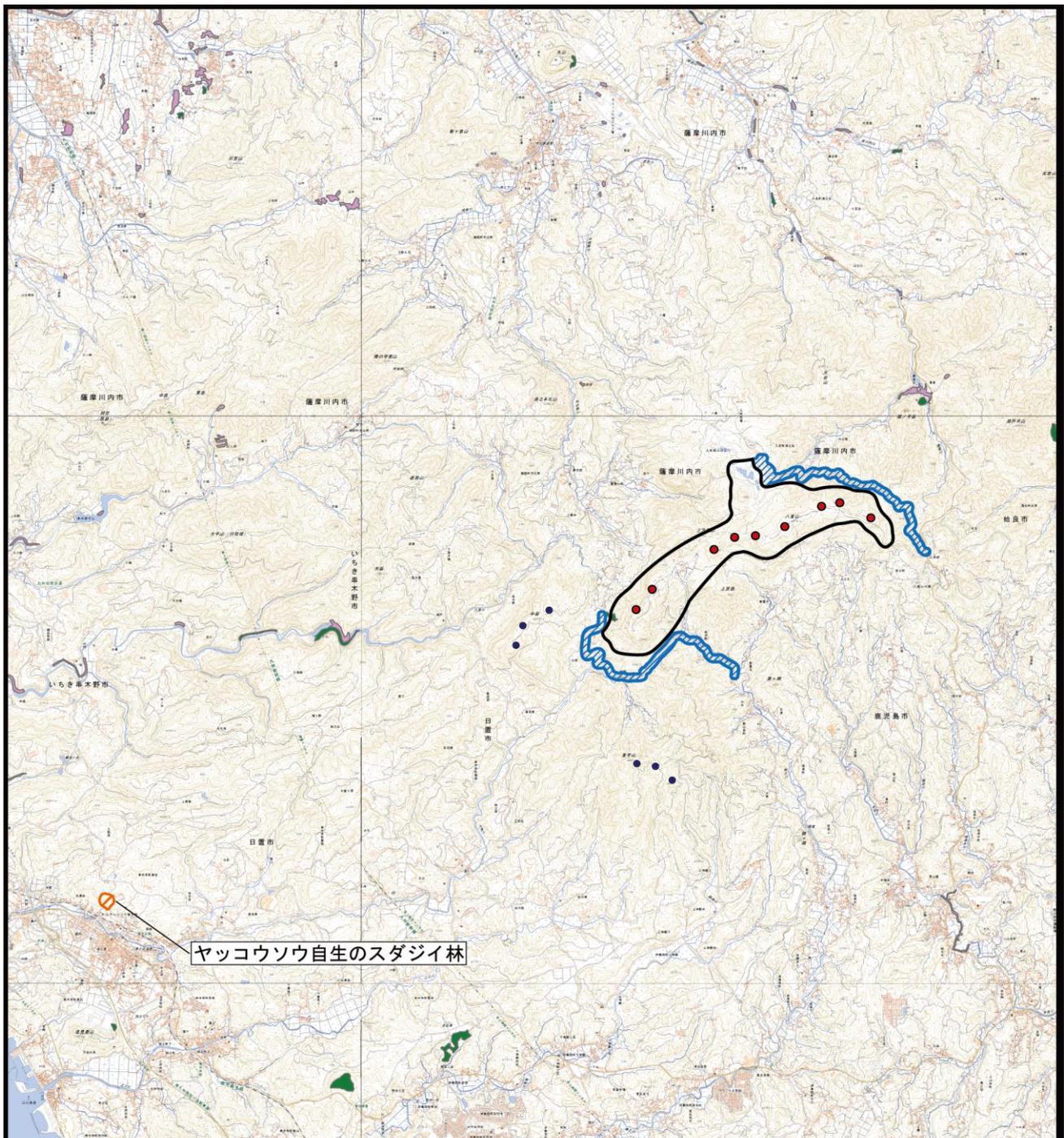
注：選定基準は表 3.1-35 参照。

〔「第 5 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
 (環境庁自然保護局 生物多様性センター、平成 12 年)
 「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年) より作成〕

表 3.1-38 重要な植物群落 (植生自然度)

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑧		
植生自然度 10	自然草原 (高山ハイデ、 風衝草原、自然草原等)、 岩壁植生等	ヨシクラス、セイタカヨシ群落、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロク ラス、岩壁植生
植生自然度 9	自然林 (エゾマツートド マツ群集、ブナ群落等、 自然植生のうち低木林、 高木林)	ルリミノキーイチイガシ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムクノキーエ ノキ群集、ヤナギ高木群落 (VI)、ヤナギ低木群落 (VI)

注：選定基準は表 3.1-35 参照。



ヤッコウソウ自生のスダジイ林

凡 例

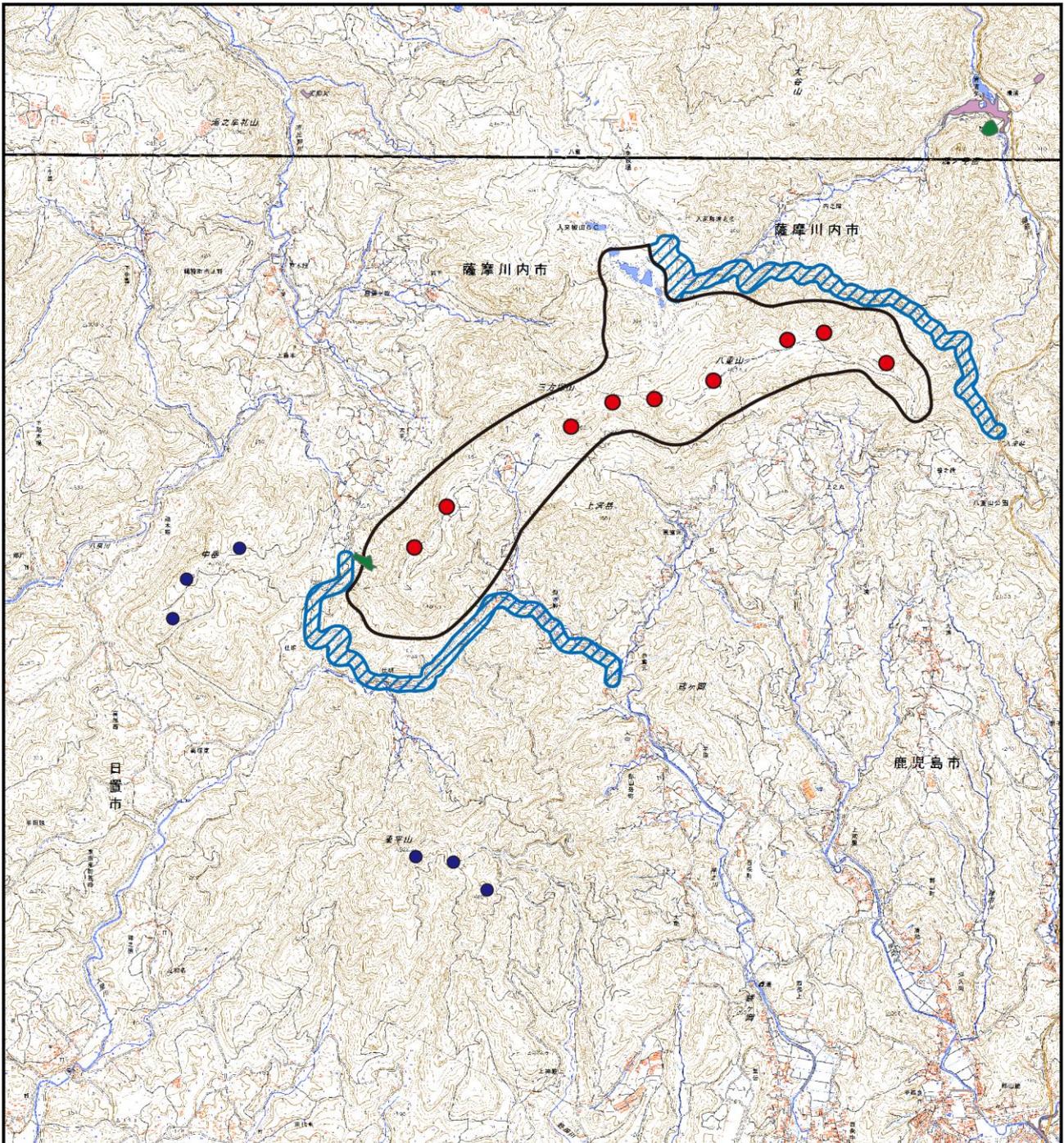
-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機
-  既設風力発電機
-  特定植物群落
- 自然度
-  植生自然度9
-  植生自然度10

1:100,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (1999~2012/2013~)」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 10 月)、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第 2 回、第 3 回、第 5 回」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 10 月) より作成

図 3.1-30(1) 重要な植物群落の分布位置図



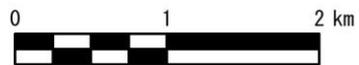
凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機
-  既設風力発電機

自然度

-  植生自然度9
-  植生自然度10

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (1999~2012/2013~)」 (環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第 2 回、第 3 回、第 5 回」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) より作成

図 3.1-30(2) 重要な植物群落の分布位置図 (東側)

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域の周囲における巨樹・天然記念物は、表 3.1-39 及び図 3.1-31 のとおりであり、「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、対象事業実施区域の周囲には巨樹が 5 件分布しているが、対象事業実施区域内には存在しない。

また、対象事業実施区域の周囲における天然記念物は、表 3.1-40 及び図 3.1-31 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には植物に係る天然記念物が 5 件分布しているが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.1-39 対象事業実施区域の周囲の巨樹

番号	市名	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	薩摩川内市	オガタマノキ	670	22
2	薩摩川内市	ケヤキ	390	30
3	いちき串木野市	クスノキ	400	40
4	いちき串木野市	ソテツ	170	10
5	いちき串木野市	ムクノキ	470	35

「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」
 (環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) より作成

表 3.1-40 対象事業実施区域の周囲の天然記念物

記号	指定	市名	名称	所在地
A	国	日置市	ヤッコソウ発生地	日置市東市来町湯田
B	国	薩摩川内市	永利のオガタマノキ	薩摩川内市永利町石神
C	市	薩摩川内市	鷹之巣神社のイチイガシ	入来、鷹ノ巣神社境内。幹周 4.4m。
D	市	薩摩川内市	鷹之巣神社のナギ	入来、鷹ノ巣神社境内。幹周 2.3m。
E	県	いちき串木野市	仙人岩の植物群落	いちき串木野市冠岳

「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「鹿児島県内の文化財一覧」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「文化財・伝統芸能」（日置市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「文化遺産・文化財」（鹿児島市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「薩摩川内市の文化財」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「文化財マップ」（いちき串木野市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「文化財（ヘリテージ）」（始良市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

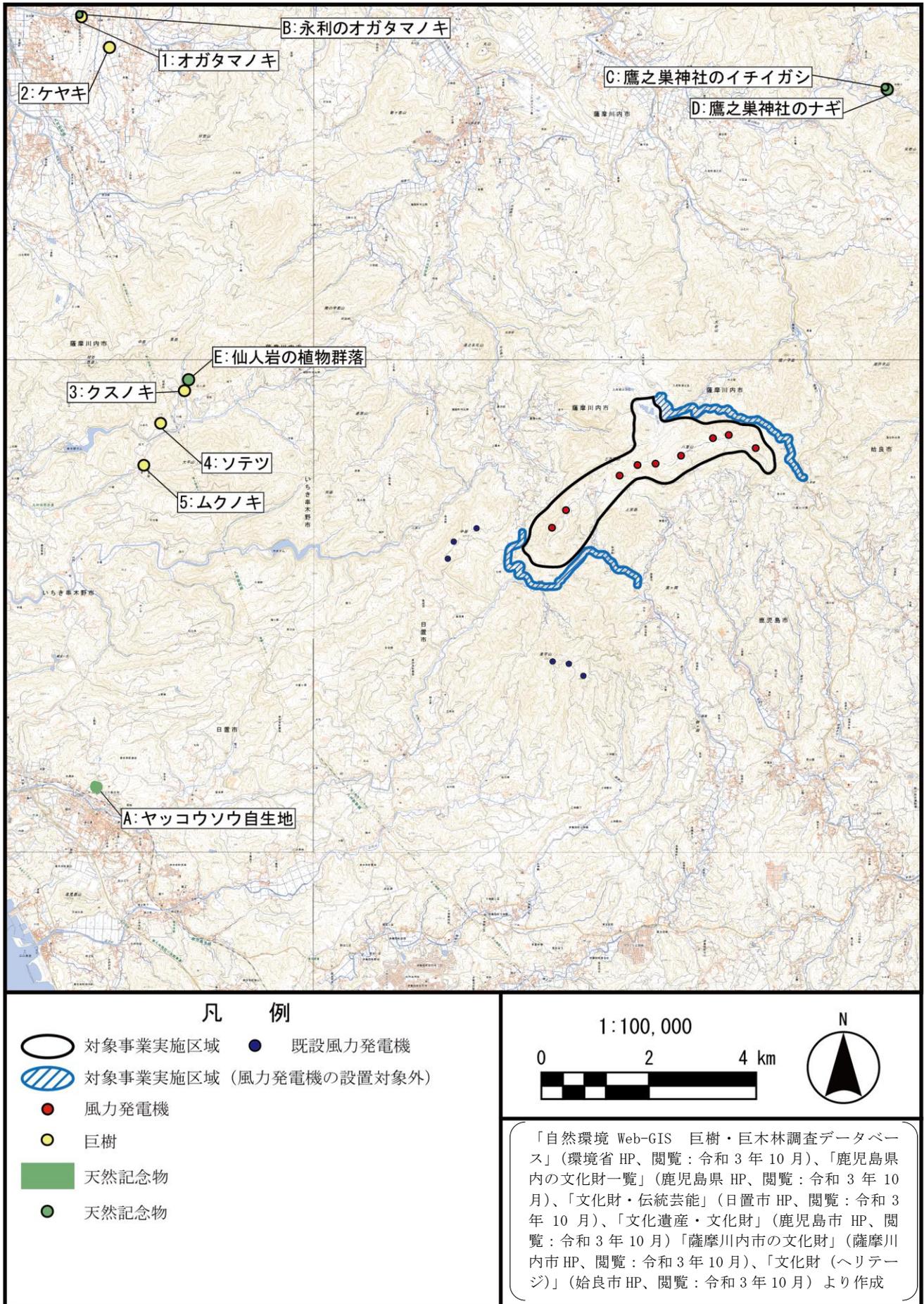


図 3.1-31 巨樹・天然記念物の分布位置図

3. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-41、その分布状況は図 3.1-32 のとおりである。

地形と植生区分の対応関係により、対象事業実施区域及びその周囲の環境は、自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺・塩沼地等、市街地等及び河川・湖沼の 8 つの環境類型区分に分類される。

対象事業実施区域の環境類型区分は、主に二次林、植林地、耕作地等が広がり、一部に自然林、草原・低木林が分布している。

表 3.1-41 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	自然林	ルリミノキーイチイガシ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムクノキーエノキ群集
2	二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林、ハクサンボクーマテバシイ群落、アカメガシワーカラスザンショウ群落、メダケ群落、ネザサ群落
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、外国産樹種植林、その他植林、その他植林（落葉広葉樹）、クヌギ植林、クスノキ植林、竹林、モウソウチク林、ホウライチク・ホテイチク林、テーダマツ植林
4	草原・低木林	クズ群落、ススキ群団（VII）、伐採跡地群落（VII）
5	耕作地等	ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、茶畑、常緑果樹園、外来水草群落、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
6	河辺・塩沼地等	ヤナギ高木群落（VI）、ヤナギ低木群落（VI）、ヨシクラス、ミゾソバーヨシ群落、セイタカヨシ群落、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス、河辺一年生草本群落（タウコギクラス等）、岩壁植生
7	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地
8	河川・湖沼	ヨシクラス、ヒルムシロクラス等

注：植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-34 参照）による。

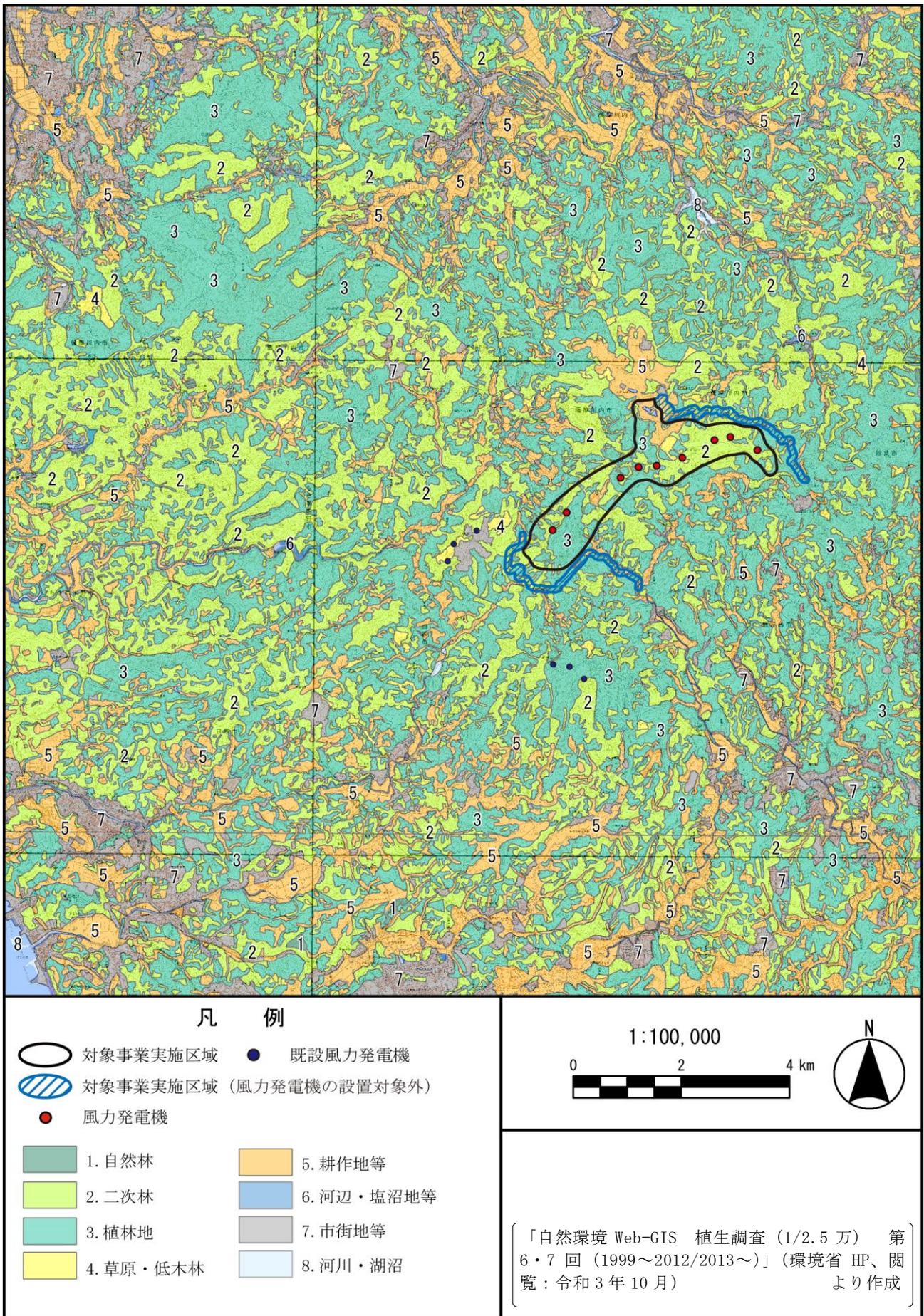


図 3.1-32 環境類型区分図

(2)生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を把握するために、対象事業実施区域及びその周囲の植生及び動物相に関する文献その他の資料を基に、主要な生物種の相互作用として食物連鎖模式図の概要を図 3.1-33 に整理した。

環境類型区分別の食物連鎖をみると、以下のとおりである。

① 自然林・二次林・植林地

植生としては、主にシイ・カシ二次林、ハクサンボク・マテバシイ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林が広範囲を占め、これらの植生の構成種を生産者とし、コウチュウ類、セミ類、コガネムシ類等の昆虫類による1次消費者、ノウサギ、ネズミ類等の小型哺乳類（シラカシ、スダジイの植物の実を食用にしている場合は一次消費者）、ヤマガラ、ヒヨドリ、キビタキ等の小型鳥類等による2次消費者、アオダイショウ、ニホンマムシ等の爬虫類による3次消費者、オオタカ、クマタカ等の猛禽類による4次消費者で構成していると考えられる。

② 草原・低木林

植生としては、主にススキ群団、伐採跡地群落の低茎～高茎草本群落であり、これらの植生の構成種を生産者とし、バッタ類、チョウ類等の草食昆虫類による1次消費者、カマキリ類、クモ類、トンボ類等の肉食昆虫類による2次消費者、トノサマガエル等の両生類による3次消費者、アオダイショウ、ニホンマムシ等の爬虫類による4次消費者、サシバによる高次消費者で構成していると考えられる。

③ 耕作地等

植生としては、主に畑地雑草群落、水田雑草群落等であり、これらの植生の構成種を生産者とし、ノウサギ、カヤネズミ等の小型哺乳類による1次消費者、ホンドキツネ、ホンドテンの哺乳類による高次消費者で構成していると考えられる。

④ 河川・湖沼

植生としては、ヨシクラス、ヒルムシロクラスであり、これらの植生の構成種を生産者とし、マルタニシ、カワニナ、モンカゲロウ等の底生動物等による1次消費者、カジカガエル、アカハライモリ等の両生・爬虫類、ドジョウ、コイ・フナ類等の魚類による2次消費者、コウノトリ、サギ類、カワセミ等の鳥類による高次消費者で構成していると考えられる。

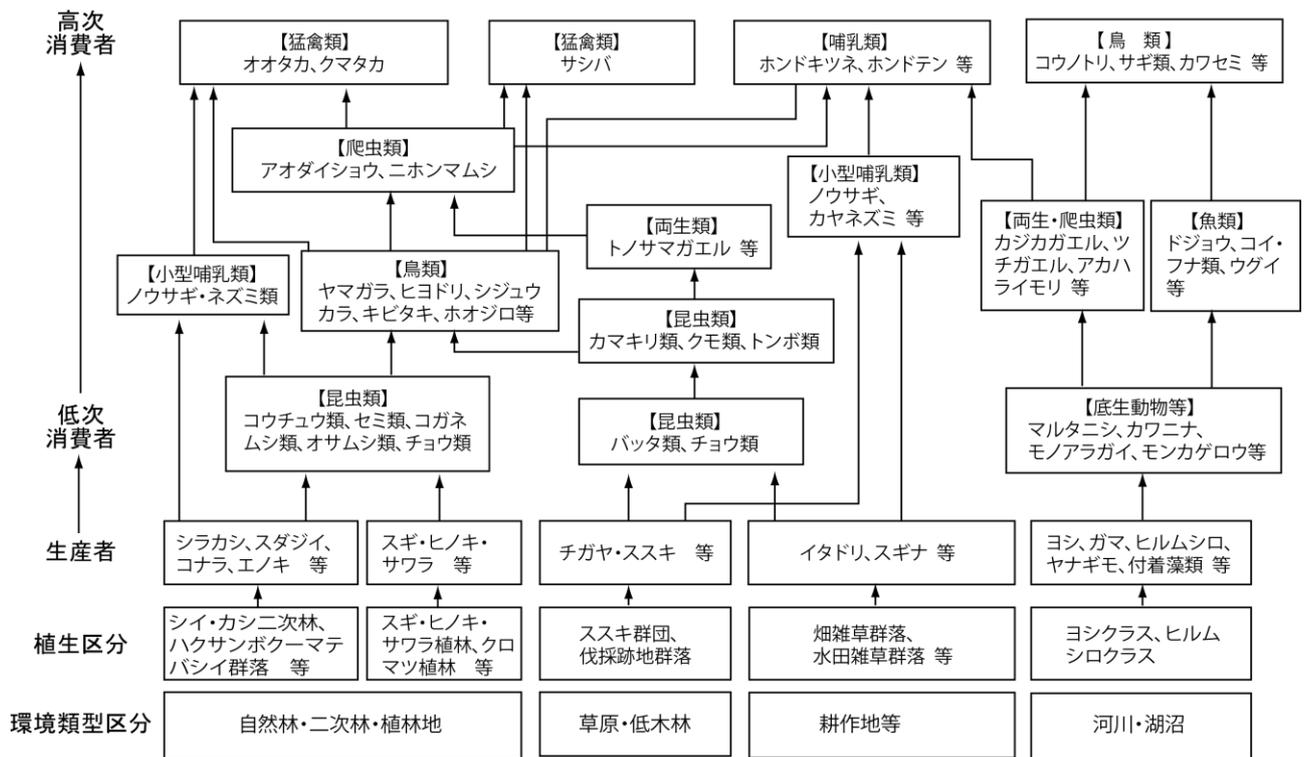


図 3.1-33 食物連鎖模式図

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場及び自然植生は表 3.1-42 及び図 3.1-34 のとおりである。

表 3.1-42 対象事業実施区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるヨシクラス、ツルヨシ群集等に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図における、ルリミノキーイチガシ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムクノキーエノキ群集、ヤナギ高木群集等に該当する植生である。
自然公園	蘭傘田池県立自然公園 吹上浜金峰山県立自然公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	丸山公園、滝の山、清浦ダム、観音ヶ池、遠見番山	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木林である。
特定植物群落	(選定基準：B) ヤッコウソウ自生のスダジイ林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「A：原生林もしくはそれに近い自然林」、「B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群」、「C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群」、「D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの」、「E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの」、「F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの」、「G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群」、「H：その他、学術上重要な植物群落または個体群」に該当する植物群落である。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (1999～2012/2013～)」(環境省 HP)
「国土数値情報」(国土交通省 HP)
「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第 2 回、第 3 回、第 5 回」(環境省 HP)
「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」(環境省 HP)
(各 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)
「令和 3 年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図 1」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月) より作成

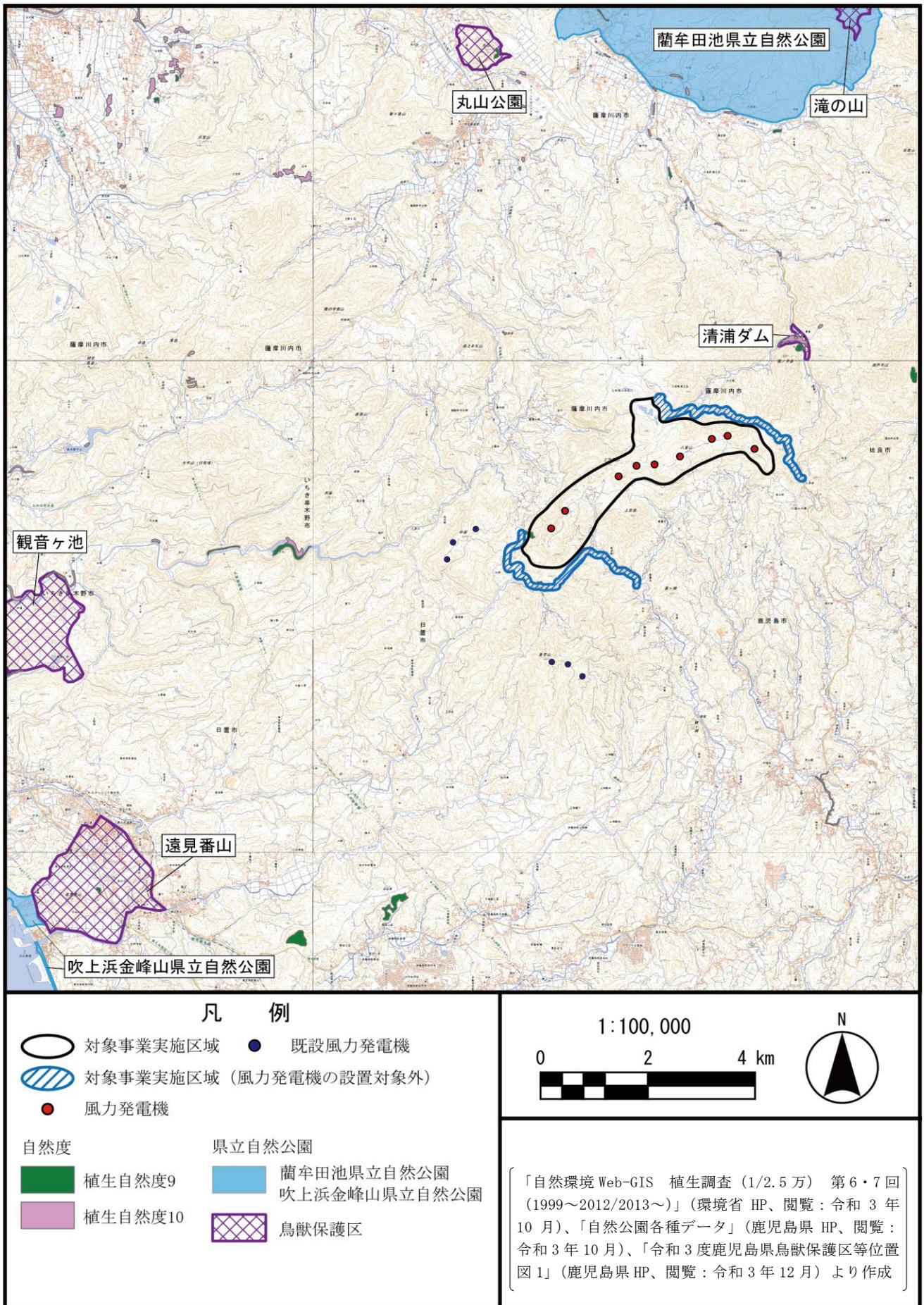


図 3.1-34(1) 重要な自然環境のまとまりの場

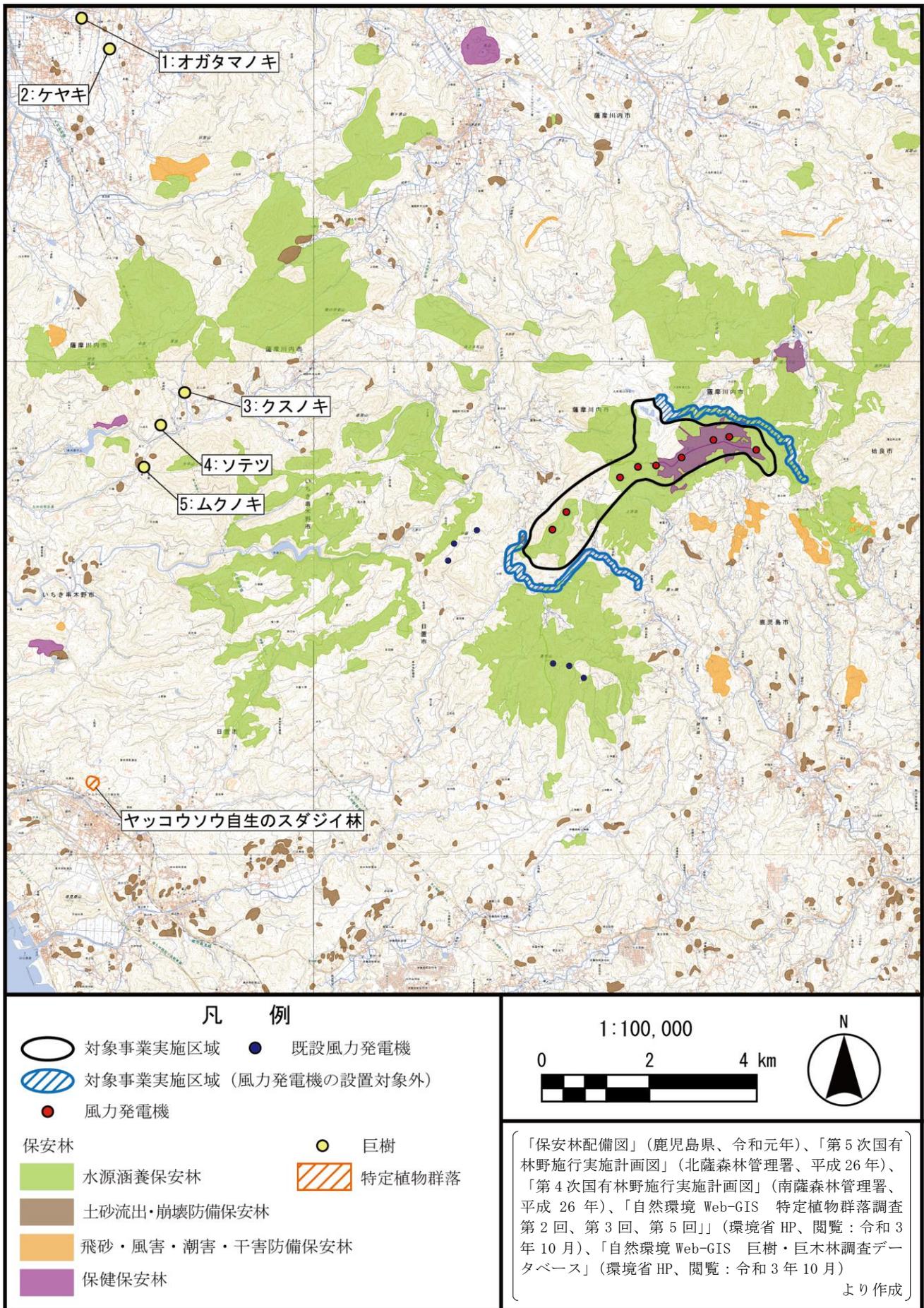


図 3.1-34(2) 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は鹿児島県の西部に位置し、西には東シナ海がある。対象事業実施区域の北側には薩牟田池県立自然公園、西側には吹上浜金峰山県立自然公園がある。

鹿児島県ではすべての市町村が景観行政団体になっており、鹿児島市及び薩摩川内市では景観計画を策定している。

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的な HP や観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- ・ 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-43 及び図 3.1-35 のとおりである。

表 3.1-43 主要な眺望点

番号	眺望点	概要
①	向山自然公園	入来町の中央部にあり、3つの山に囲まれた公園。古くは龍遊山と呼ばれ、相対する清色城から見た形が龍が遊んでる姿に似ていることに由来している。
②	飯盛山展望所	薩牟田池県立自然公園内にある展望所。360度のパノラマが広がり、桜島、霧島連山が見渡せる。
③	八重山公園	一般国道328号の入来峠からの八重地区の入口に位置する公園。鹿児島市街地や桜島を望め、天気恵まれた日は、薩摩半島の最南端の開聞岳が望める。
④	八重の棚田（甲突池）	甲突川の源流域である八重地区の急傾斜地に広がる石積みの棚田。好天時には鹿児島市街地、更には噴煙たなびく桜島と錦江湾を遠く望むことができる。
⑤	伊集院森林公園	日置市で最も高い重平山の東南部に位置し、桜島、錦江湾、霧島など360度の展望が開けている。
⑥	城山公園（展望台）	伊集院地域市街地のほぼ中央部に位置する公園で標高142mの小高い丘になっている。市街地より徒歩で約10分の近距離に位置する公園。展望台からは、市街地・東シナ海・桜島などが望める。
⑦	矢筈岳	標高302m。飯牟礼台地の東側に位置し、眼下には飯牟礼地域のお茶畑のほか、伊集院市街地、重平山、八重岳が広がり、東側には桜島や、晴天時には霧島連山も望める。
⑧	江口浜展望所	休憩所やイベント広場などが備わる吹上浜初の人工ビーチ。東シナ海に面し、夕日が望める。
⑨	尾木場の棚田	日置市の最北部に位置し、標高約300mの山あいであり、明治時代から約45年の歳月をかけて開墾された石積みの棚田。
⑩	冠岳展望公園	いちき串木野市の市街地から、北西方向にある冠岳は東岳、中岳、西岳の三つの峰からなる。その西岳の中腹にある展望公園からは、東シナ海といちき串木野市街地を一望でき、南西方向には、薩摩半島最西端の南さつま市笠沙などを望むことができる。

注：表中の番号は、図 3.1-35 中の番号に対応する。

- 「観光」（日置市 HP）
 - 「地域振興局・支庁」（鹿児島県 HP）
 - 「鹿児島市景観計画・景観条例・景観形成重点地区」（鹿児島市 HP）
 - 「こころ 薩摩川内観光物産ガイド」（薩摩川内市観光物産協会 HP）
 - 「鹿児島観光サイト どんどんかごしまの旅」（公益社団法人 鹿児島観光連盟 HP）
 - 「かごしま市観光ナビ」（鹿児島観光コンベンション協会 HP）
- （各 HP、閲覧：令和3年10月）
- より作成

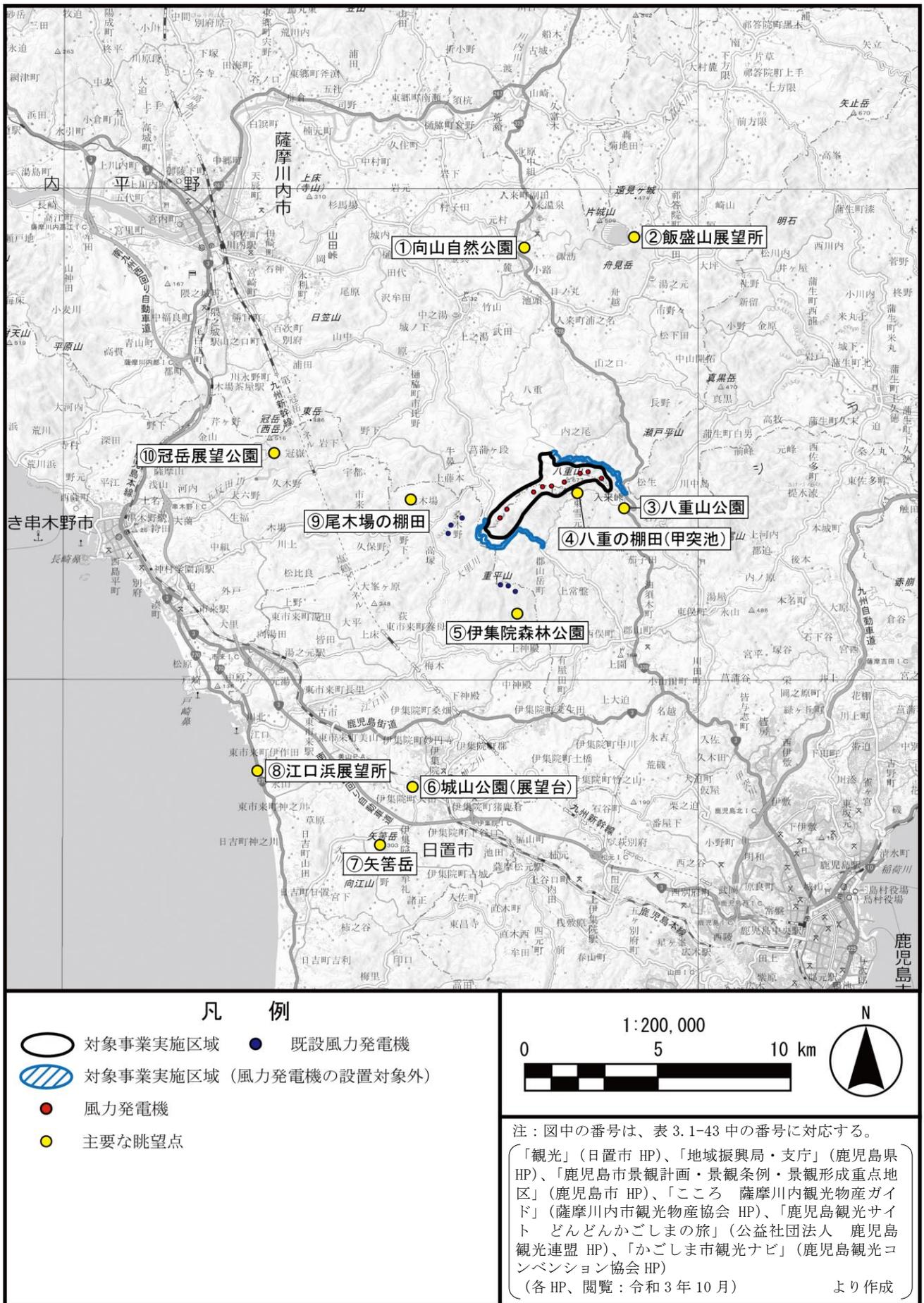


図 3.1-35 主要な眺望点の状況

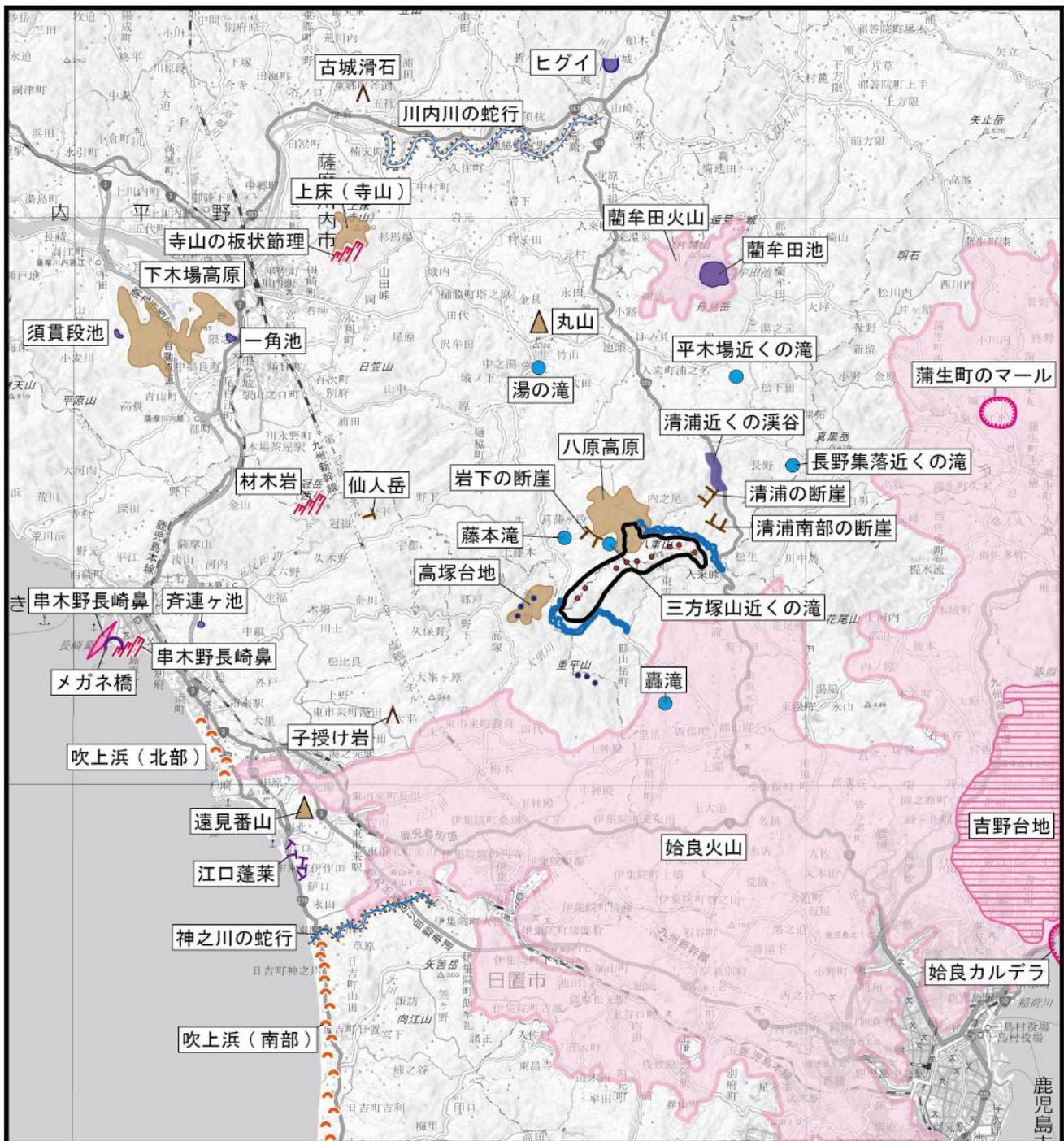
(2) 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表 3.1-44 及び図 3.1-36 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には八原高原、始良火山等がある。

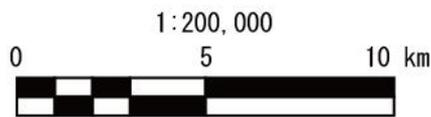
表 3.1-44 景観資源

区 分	名 称	関係市町
火山群	藺牟田火山	薩摩川内市
	始良火山	日置市、鹿児島市、始良市、いちき串木野市
火山性高原	吉野台地	鹿児島市、始良市
火口・カルデラ	蒲生町のマール	始良市
	始良カルデラ	鹿児島市、始良市
非火山性高原	上床(寺山)	薩摩川内市
	下木場高原	薩摩川内市
	八原高原	薩摩川内市
	高塚台地	日置市
非火山性孤峰	丸山	薩摩川内市
	遠見番山	日置市
断崖・岩壁	仙人岳	いちき串木野市
	岩下の断崖	薩摩川内市
	清浦南部の断崖	薩摩川内市
	清浦の断崖	薩摩川内市
岩峰・岩柱	古城滑石	薩摩川内市
	子授け岩	日置市
峡谷・溪谷	清浦近くの溪谷	薩摩川内市
自由蛇行河川	川内川の蛇行	薩摩川内市、さつま町
	神之川の蛇行	日置市
瀨	ヒグイ	さつま町
滝	轟滝	鹿児島市
	藤本滝	薩摩川内市
	三方塚山近くの滝	薩摩川内市
	長野集落近くの滝	薩摩川内市
	平木場近くの滝	薩摩川内市
	湯の滝	薩摩川内市
湖沼	斉連ヶ池	いちき串木野市
	須貫段池	薩摩川内市
	一角池	薩摩川内市
	藺牟田池	薩摩川内市
砂丘	吹上浜(北部)	いちき串木野市
	吹上浜(南部)	日置市
海食崖	江口蓬萊	日置市
岩門	メガネ橋	いちき串木野市
節理	寺山の板状節理	薩摩川内市
	材木岩	いちき串木野市、薩摩川内市
	串木野長崎鼻	いちき串木野市
岩脈	串木野長崎鼻	いちき串木野市

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕



- | | | | |
|--|------------------------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 既設風力発電機 |
| | 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外) | | 風力発電機 |
| | 火山群 | | 岩峰・岩柱 |
| | 火山性高原 | | 峡谷・溪谷 |
| | 火口・カルデラ | | 自由蛇行河川 |
| | 非火山性高原 | | 瀬 |
| | 非火山性孤峰 | | 滝 |
| | 断崖・岩壁 | | 湖沼 |
| | 砂丘 | | 岩門 |
| | 海食崖 | | 節理 |
| | 岩門 | | 岩脈 |



〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報
図」(環境庁、平成元年) より作成〕

図 3.1-36 景観資源の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1-45 及び図 3.1-37 のとおりである。

表 3.1-45 人と自然との触れ合いの活動の場

名 称	想定する 主な活動	概 要
八重山公園	自然観賞 散策	八重山の麓に位置する公園。多目的広場や散策広場、野外ステージなどの屋外施設、コテージやキャンプ場の他、宿泊研修として利用できる「交流促進センターてんがら館」が整備されている。
八重の棚田	自然観賞	面積約 12.4ha の棚田。八重地区に位置し、棚田の水を潤している「甲突池」が隣接している。「田植え体験」等のイベントが開催されている。
踐祚の滝	自然観賞	木々に囲まれた場所に位置し、石積状でできた滝。洗心の滝、仙人の滝とともに、岩下仙峡と呼ばれている。
清浦ダム	自然観賞 散策	内之尾川と樋脇川の合流地点に位置するダム。ダム一帯は休憩所等が整備され、散策や花見を行うことができる。
九州自然歩道 (北薩コース)	自然観賞 散策	九州自然歩道は、総延長 2,932km に及び、九州 7 県にある国立公園 4 ヶ所、国定公園 4 ヶ所、県立自然公園 30 ヶ所を経由する。そのうちの一つ「北薩コース」は全長約 99 km あり、いちき串木野市・薩摩川内市の市境から久七峠までのコースとなっている。
日置市伊集院森林公園	自然観賞 散策	日置市で最も高い重平山の東南部に位置している公園。周囲は天然の照葉樹に覆われ、森林浴や昆虫採集等を楽しむことができる。

「かごしま市観光ナビ」(鹿児島観光コンベンション協会 HP)
「Green Tourism」(鹿児島市グリーンツーリズム推進課 HP)
「観光」(日置市 HP)
「日置市観光協会」(日置市観光協会 HP)
「いちき串木野市」(いちき串木野市 HP)
「こころ 薩摩川内観光物産ガイド」(薩摩川内市観光物産協会 HP)
「鹿児島観光サイト どんどんかごしまの旅」(公益社団法人 鹿児島観光連盟 HP)
「九州旅ネット」(九州観光推進機構 HP)
「NATS 自然大好きクラブ」(環境省自然環境局国立公園課 HP)
(各 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) 　　より作成

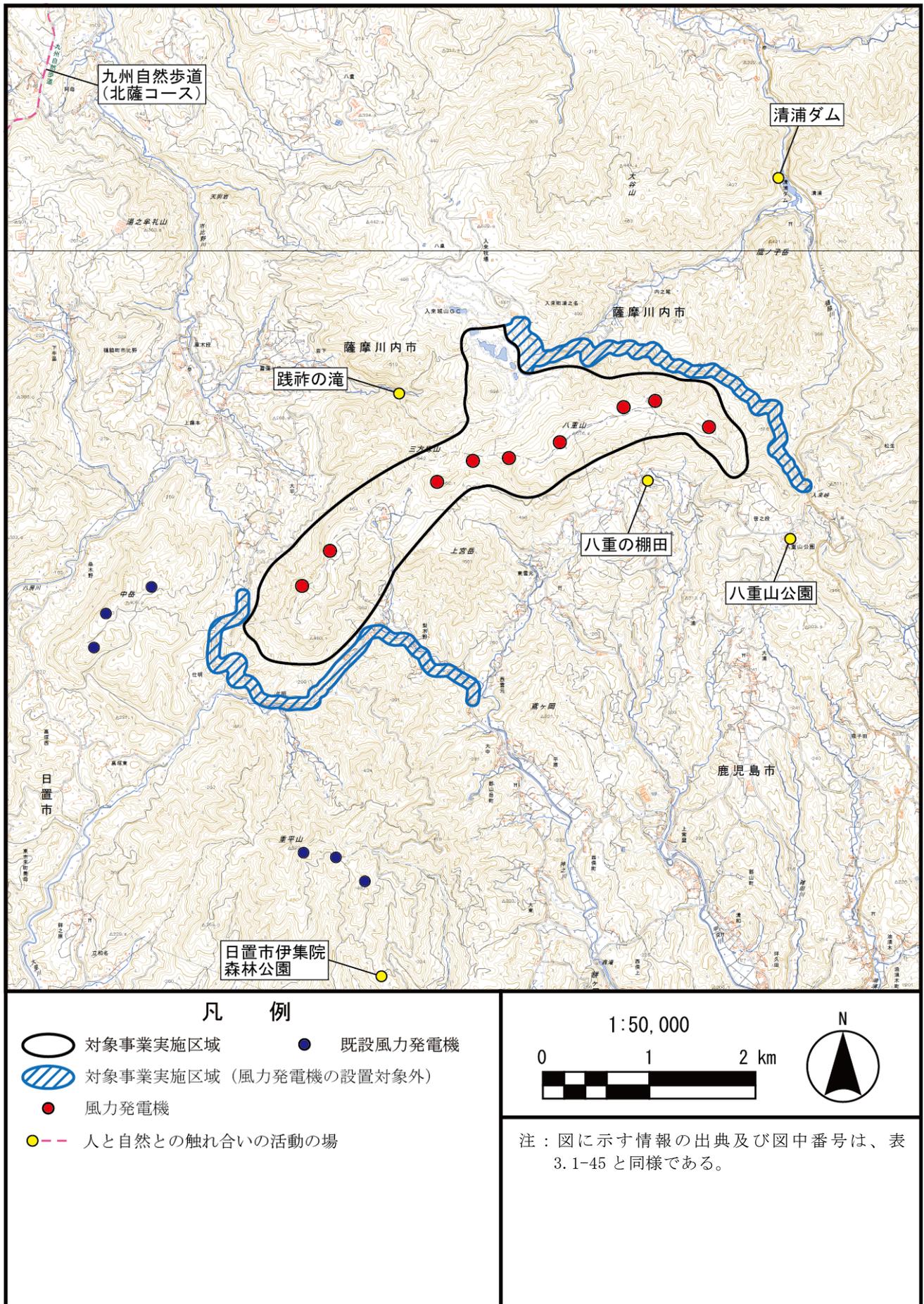


図 3.1-37 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

鹿児島県では、九州電力株式会社川内原子力発電所の周辺環境への影響を監視するため、環境放射線監視調査を実施している。

対象事業実施区域及びその周囲における空間放射線量率の令和2年の測定結果は表3.1-46のとおりであり、月平均値の最大は八重山局で37nGy/h、常盤局で75nGy/hである。測定地点は図3.1-38のとおりである。

表 3.1-46 空間放射線量率測定結果（令和2年）

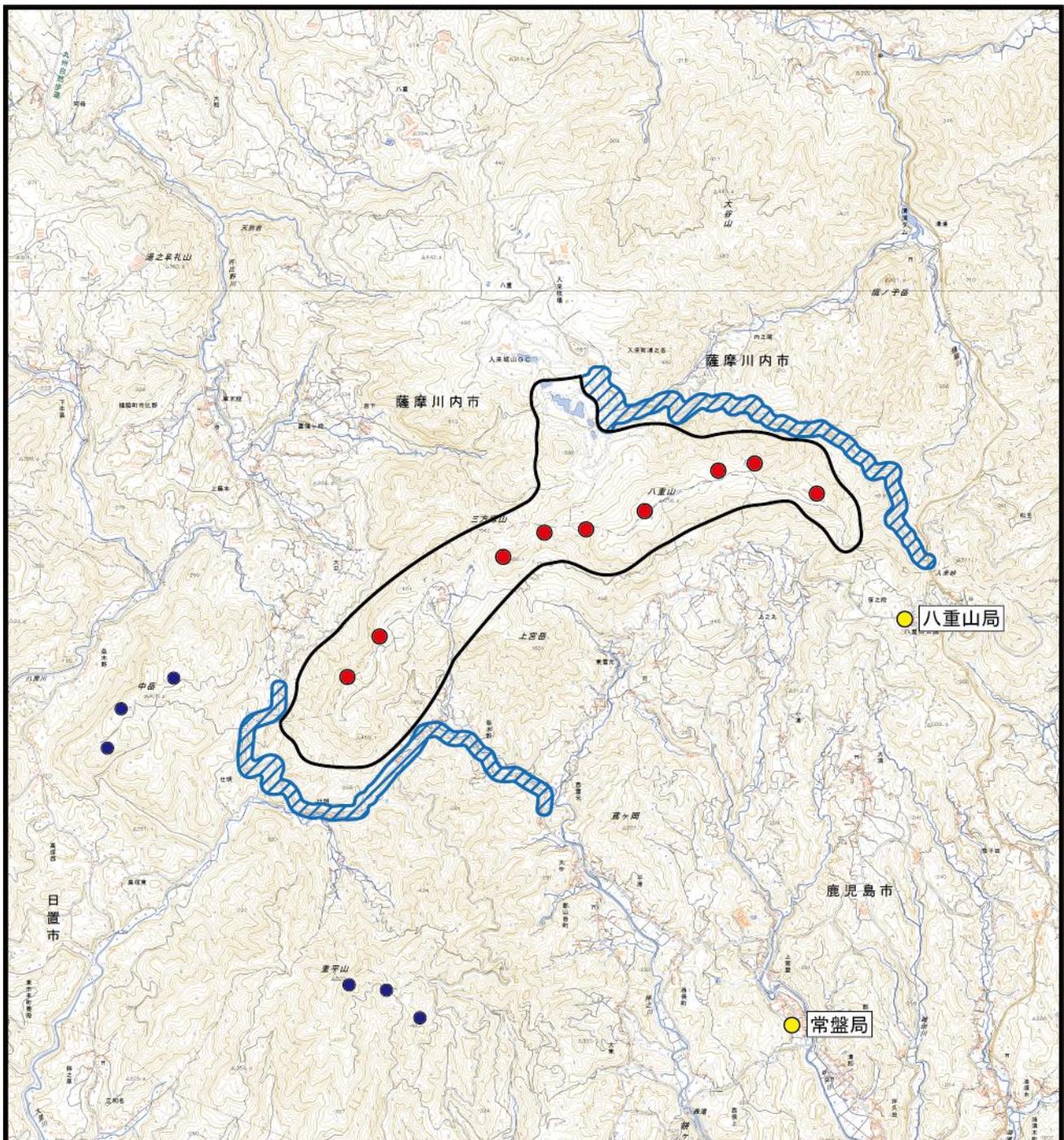
（単位：nGy/h）

測定局 測定期間	八重山局		常盤局	
	平均値	範囲	平均値	範囲
1月	36	33～94	74	71～115
2月	37	32～99	74	71～121
3月	37	33～68	75	72～102
4月	35	33～90	74	72～116
5月	35	32～51	74	71～91
6月	35	31～67	75	71～106
7月	34	31～65	74	71～107
8月	34	31～40	73	71～80
9月	34	31～66	74	70～95
10月	35	32～49	74	72～88
11月	34	32～49	73	71～86
12月	35	33～54	74	71～90

注：1. 八重山局はシンチレーション検出器、常盤局は電離箱検出器による連続測定である。

2. 1nGy/h = 0.001μSv/hである。

〔「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和2年1月～3月）」（鹿児島県、令和2年）
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和2年4月～6月）」（鹿児島県、令和2年）
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和2年7月～9月）」（鹿児島県、令和3年）
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和2年10月～12月）」（鹿児島県、令和3年）
 より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 空間放射線量率測定地点
- 既設風力発電機

1:50,000



「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書 (令和2年1月～3月)」(鹿児島県、令和2年)
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書 (令和2年4月～6月)」(鹿児島県、令和2年)
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書 (令和2年7月～9月)」(鹿児島県、令和3年)
 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書 (令和2年10月～12月)」(鹿児島県、令和3年) より作成

図 3.1-38 空間放射線量率測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

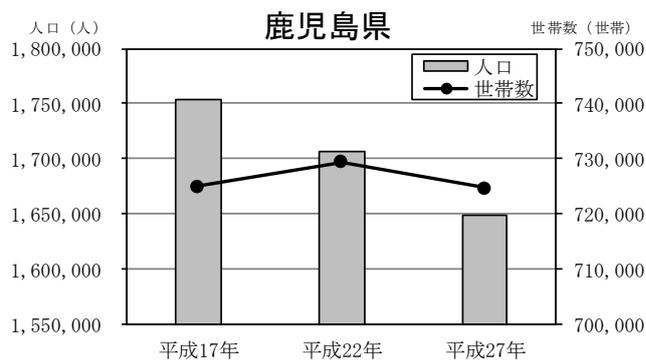
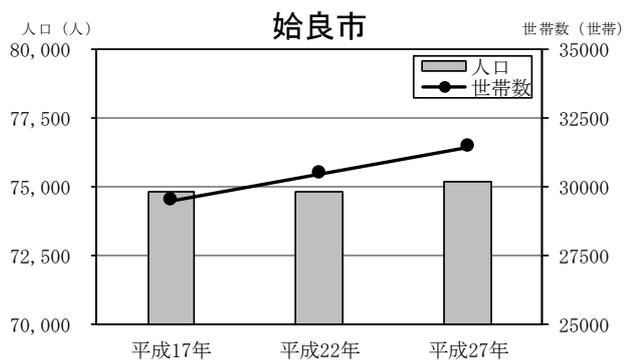
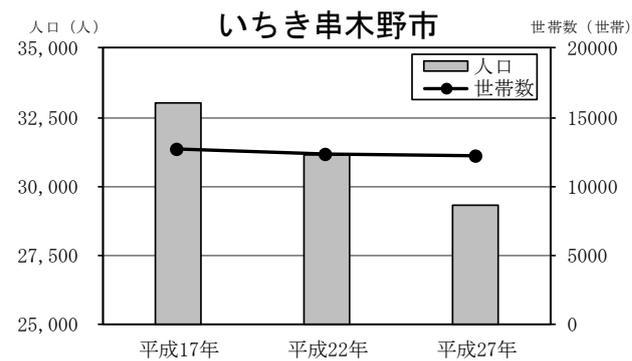
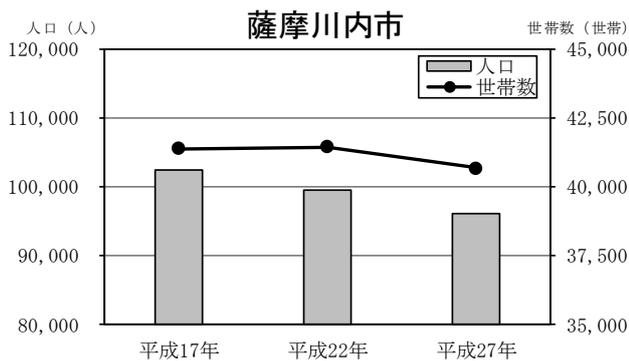
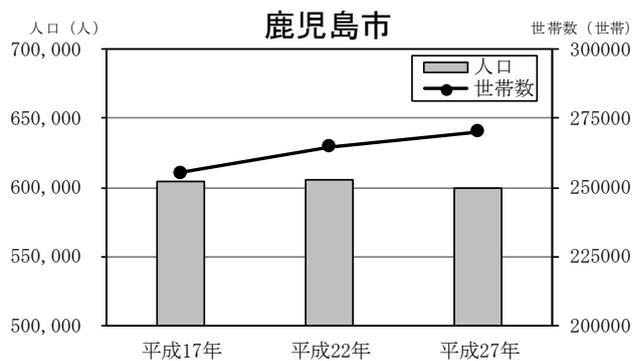
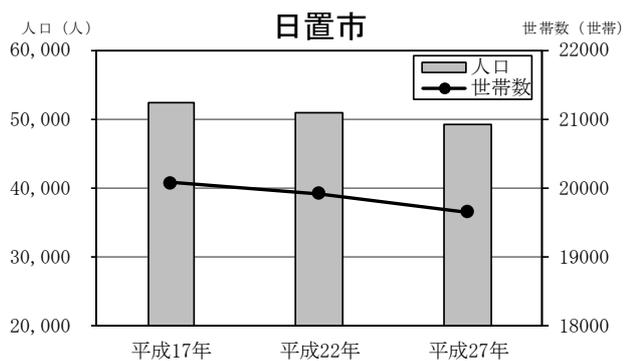
1. 人口の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりであり、始良市を除く全市で人口が減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
日置市	平成 17 年	52,411	24,324	28,087	20,068
	平成 22 年	50,822	23,617	27,205	19,916
	平成 27 年	49,249	23,063	26,186	19,649
鹿児島市	平成 17 年	604,367	281,389	322,978	255,276
	平成 22 年	605,846	281,133	324,713	264,686
	平成 27 年	599,814	279,108	320,706	270,269
薩摩川内市	平成 17 年	102,370	48,195	54,175	41,387
	平成 22 年	99,589	47,062	52,527	41,449
	平成 27 年	96,076	45,926	50,150	40,686
いちき串木野市	平成 17 年	32,993	15,329	17,664	12,684
	平成 22 年	31,144	14,480	16,664	12,315
	平成 27 年	29,282	13,609	15,673	12,159
始良市	平成 17 年	74,840	34,850	39,990	29,496
	平成 22 年	74,809	34,763	40,046	30,478
	平成 27 年	75,173	35,004	40,169	31,435
鹿児島県	平成 17 年	1,753,179	819,646	933,533	725,045
	平成 22 年	1,706,242	796,896	909,346	729,386
	平成 27 年	1,648,177	773,061	875,116	724,690

〔「平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕



〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕(総務省統計局)より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
第一次産業	1,358 (6.3)	3,598 (1.4)	2,803 (6.3)	774 (5.8)	1,034 (3.2)	70,249 (9.5)
農 業	1,216	3,193	2,374	590	928	63,136
林 業	43	186	98	32	77	1,983
漁 業	99	219	331	152	29	5,130
第二次産業	5,208 (24.1)	40,046 (15.4)	12,889 (29.1)	3,728 (28.1)	6,454 (19.8)	143,838 (19.4)
鉱業、採石業、砂利採取業	7	50	23	22	8	531
建 設 業	2,116	22,014	4,907	1,264	2,506	62,380
製 造 業	3,085	17,982	7,959	2,442	3,940	80,927
第三次産業	15,063 (69.6)	216,355 (83.2)	28,641 (64.6)	8,757 (66.0)	25,140 (77.1)	525,606 (71.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	71	1,424	688	34	184	3,871
情報通信業	162	5,342	154	53	316	7,374
運輸業、郵便業	908	13,985	1,551	650	2,244	32,483
卸売業、小売業	3,406	52,901	6,249	1,969	5,335	118,985
金融業、保険業	318	7,977	640	178	580	14,273
不動産業、物品賃貸業	244	5,521	398	99	437	9,624
学術研究、専門・技術サービス業	431	8,813	755	243	899	17,826
宿泊業・飲食サービス業	1,135	17,578	2,530	780	1,710	44,918
生活関連サービス業、娯楽業	821	10,344	1,479	540	1,454	27,106
教育、学習支援業	1,301	15,635	1,716	501	2,103	36,111
医療、福祉	3,885	47,344	7,412	2,317	5,974	127,505
複合サービス事業	357	2,400	571	205	373	11,104
サービス業（他に分類されないもの）	1,031	16,417	2,231	603	1,672	38,114
公務（他に分類されるものを除く）	993	10,674	2,267	585	1,859	36,312
分類不能の産業	54 (0.2)	9,761 (3.6)	559 (1.2)	30 (0.2)	477 (1.4)	14,162 (1.9)
総 数	21,683	269,760	44,892	13,289	33,105	753,855

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
稲	662	380	1,575	228	531	14,669
麦類	6	4	9	1	9	105
雑穀	46	10	10	3	5	547
いも類	154	74	49	47	24	9,394
豆類	17	19	18	8	18	623
工芸農作物	68	50	43	9	6	8,219
野菜類	283	x	324	92	152	8,657
花き類・花木	36	71	30	14	10	1,529
その他の作物	18	17	2	4	48	660

注：「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)より作成〕

(2) 林 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県の所有形態別林野面積は表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における林野面積は、日置市では 14,706ha、鹿児島市では 29,519ha、薩摩川内市では 44,930ha、いちき串木野市では 6,885ha、始良市では 15,049ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
日置市	14,706	1,897	1,897	—	12,809	86	802	11,921
鹿児島市	29,519	2,739	2,739	—	26,780	145	2,647	23,988
薩摩川内市	44,930	4,017	3,816	201	40,913	983	7,972	31,958
いちき串木野市	6,885	1,262	1,262	—	5,623	—	630	4,993
始良市	15,049	825	825	—	14,224	641	1,951	11,632
鹿児島県	586,202	150,341	149,150	1,191	435,861	9,717	73,472	352,672

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)より作成〕

(3) 商 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市及び鹿児島県の商業の状況は表 3.2-5 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、日置市では 54,278 百万円、鹿児島市では 2,604,953 百万円、薩摩川内市では 151,618 百万円、いちき串木野市では 29,934 百万円、姶良市では 138,745 百万円となっている。

表 3.2-5 商業の状況

業 種	区 分	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	姶良市	鹿児島県
卸売業	事業所数（事業所）	56	1,885	171	50	96	3,572
	従業者数（人）	355	18,851	1,144	254	693	28,979
	年間商品販売額（百万円）	16,531	1,942,237	63,110	8,942	55,126	2,595,424
小売業	事業所数（事業所）	408	4,218	838	267	533	13,867
	従業者数（人）	2,507	34,785	4,974	1,310	4,034	88,427
	年間商品販売額（百万円）	37,747	662,715	88,508	20,992	83,619	1,598,644
合 計	事業所数（事業所）	464	6,103	1,009	317	629	17,439
	従業者数（人）	2,862	53,636	6,118	1,564	4,727	117,406
	年間商品販売額（百万円）	54,278	2,604,953	151,618	29,934	138,745	4,194,068

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔平成 28 年経済センサスー活動調査〕（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

(4) 工 業

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、姶良市及び鹿児島県の工業の状況は表 3.2-6 のとおりである。

令和元年の製造品出荷額等は、日置市では 5,062,167 万円、鹿児島市では 35,011,761 万円、薩摩川内市では 20,141,039 万円、いちき串木野市では 6,740,302 万円、姶良市では 5,005,154 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況（従業者 4 人以上）

区 分	日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	姶良市	鹿児島県
事業所数（事業所）	80	444	114	56	76	1,944
従業者数（人）	2,847	11,676	7,547	2,266	3,370	69,563
製造品出荷額等（万円）	5,062,167	35,011,761	20,141,039	6,740,302	5,005,154	199,396,739

注：事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔2020 年工業統計表〕（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市の土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

表 3.2-7 地目別土地利用の状況

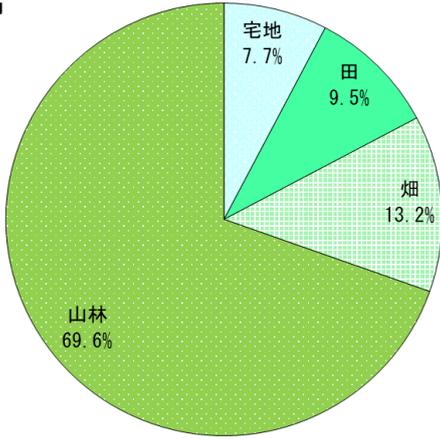
(単位：ha、()内は%)

市町	総地積	宅地	田	畑	山林
日置市	17,791 (100.0)	1,366 (7.7)	1,699 (9.5)	2,345 (13.2)	12,380 (69.6)
鹿児島市	28,163 (100.0)	6,516 (23.1)	2,027 (7.2)	4,180 (14.8)	15,440 (54.8)
薩摩川内市	35,220 (100.0)	2,383 (6.8)	4,347 (12.3)	3,220 (9.1)	25,270 (71.7)
いちき串木野市	7,110 (100.0)	563 (7.9)	636 (8.9)	768 (10.8)	5,143 (72.3)
始良市	13,340 (100.0)	1,533 (11.5)	1,460 (10.9)	631 (4.7)	9,716 (72.8)

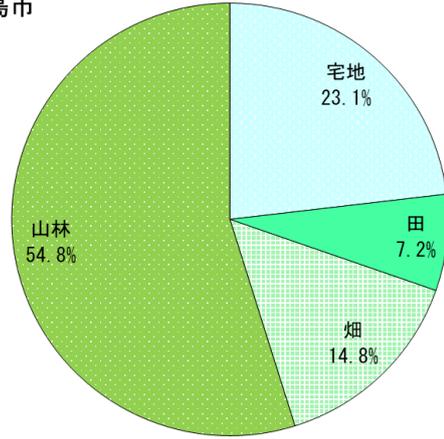
注：端数処理の関係で総数と合わない場合がある。

〔令和2年度第2回鹿児島県固定資産評価審議会〕（鹿児島県HP、閲覧：令和3年10月）より作成]

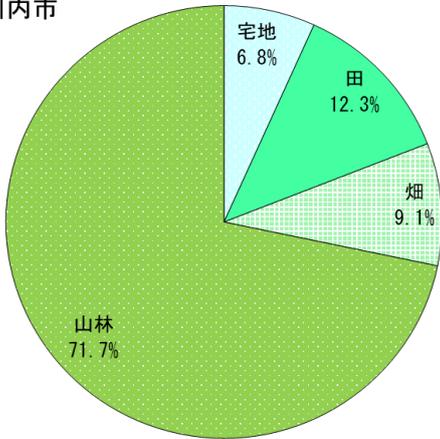
日置市



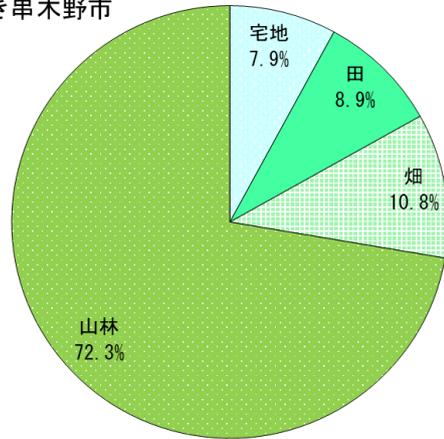
鹿児島市



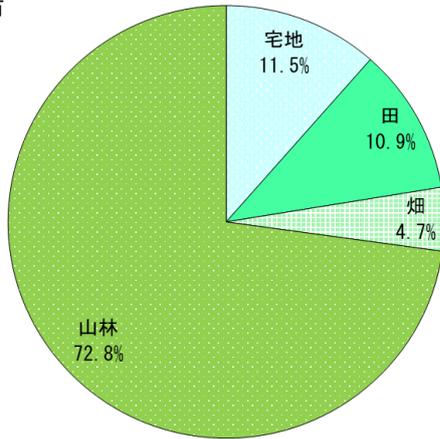
薩摩川内市



いちき串木野市



始良市



〔令和2年度第2回鹿児島県固定資産評価審議会〕（鹿児島県HP、閲覧：令和3年10月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の状況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域はない。

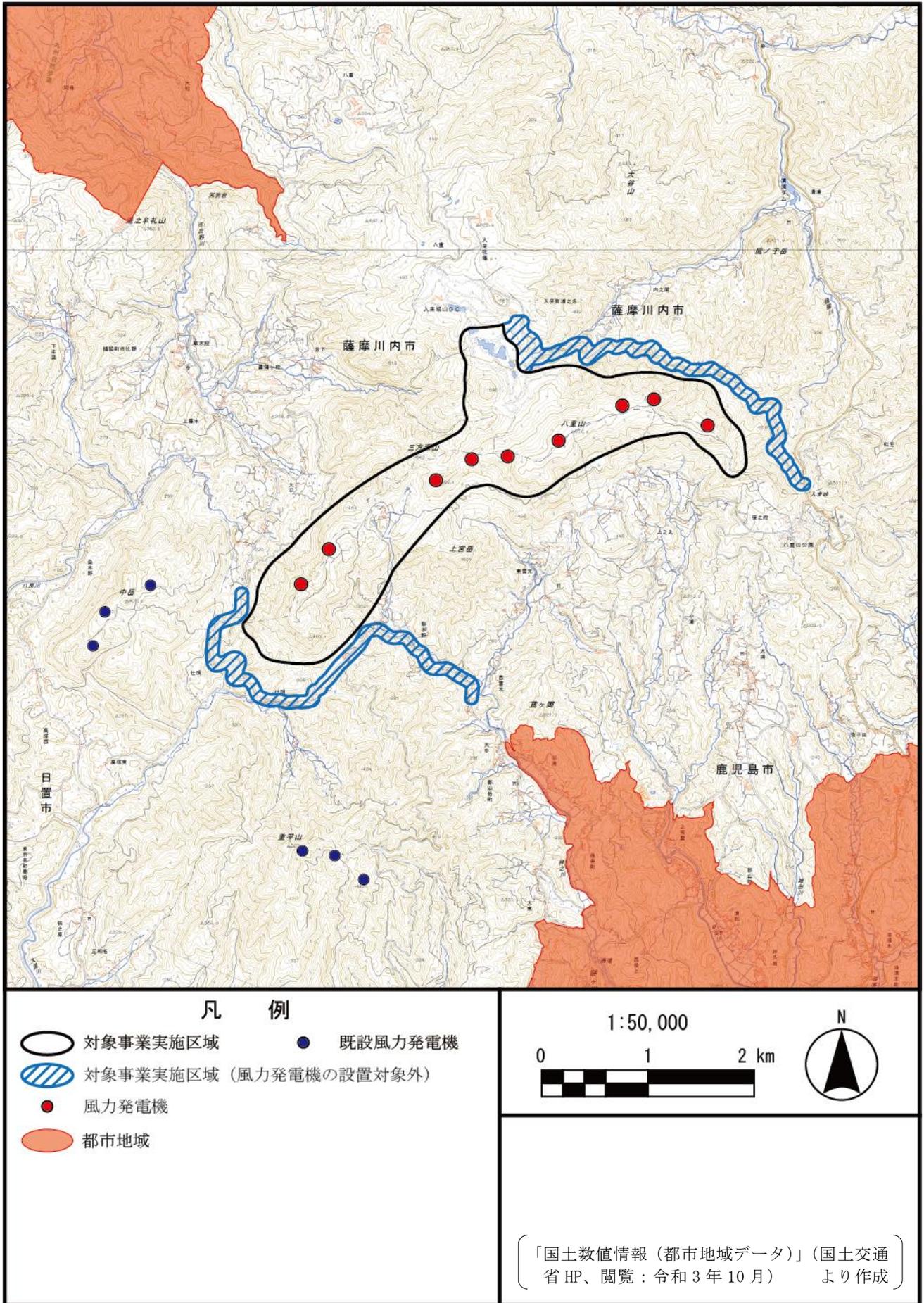


図 3.2-3 土地利用基本計画図 (都市地域)

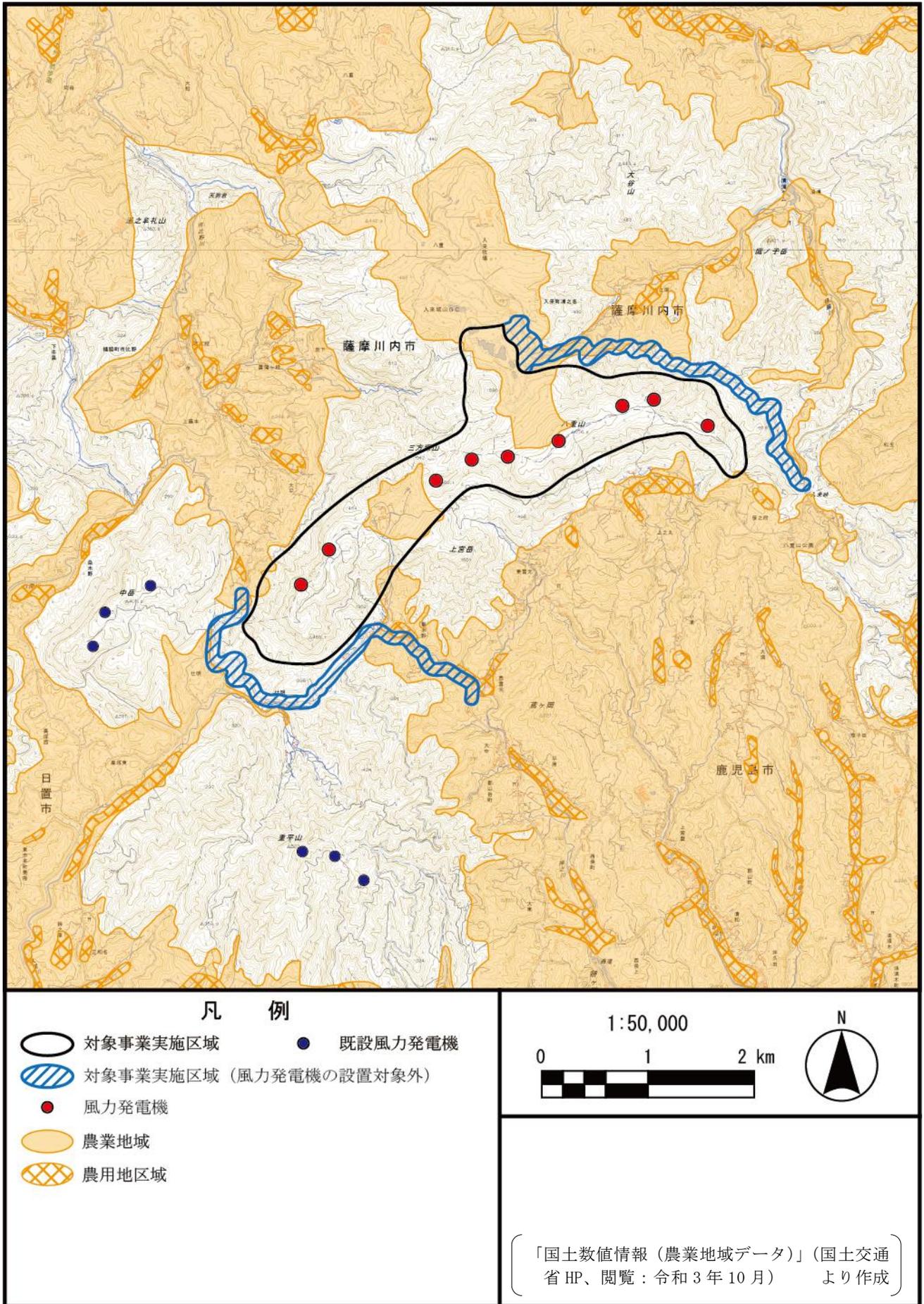


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

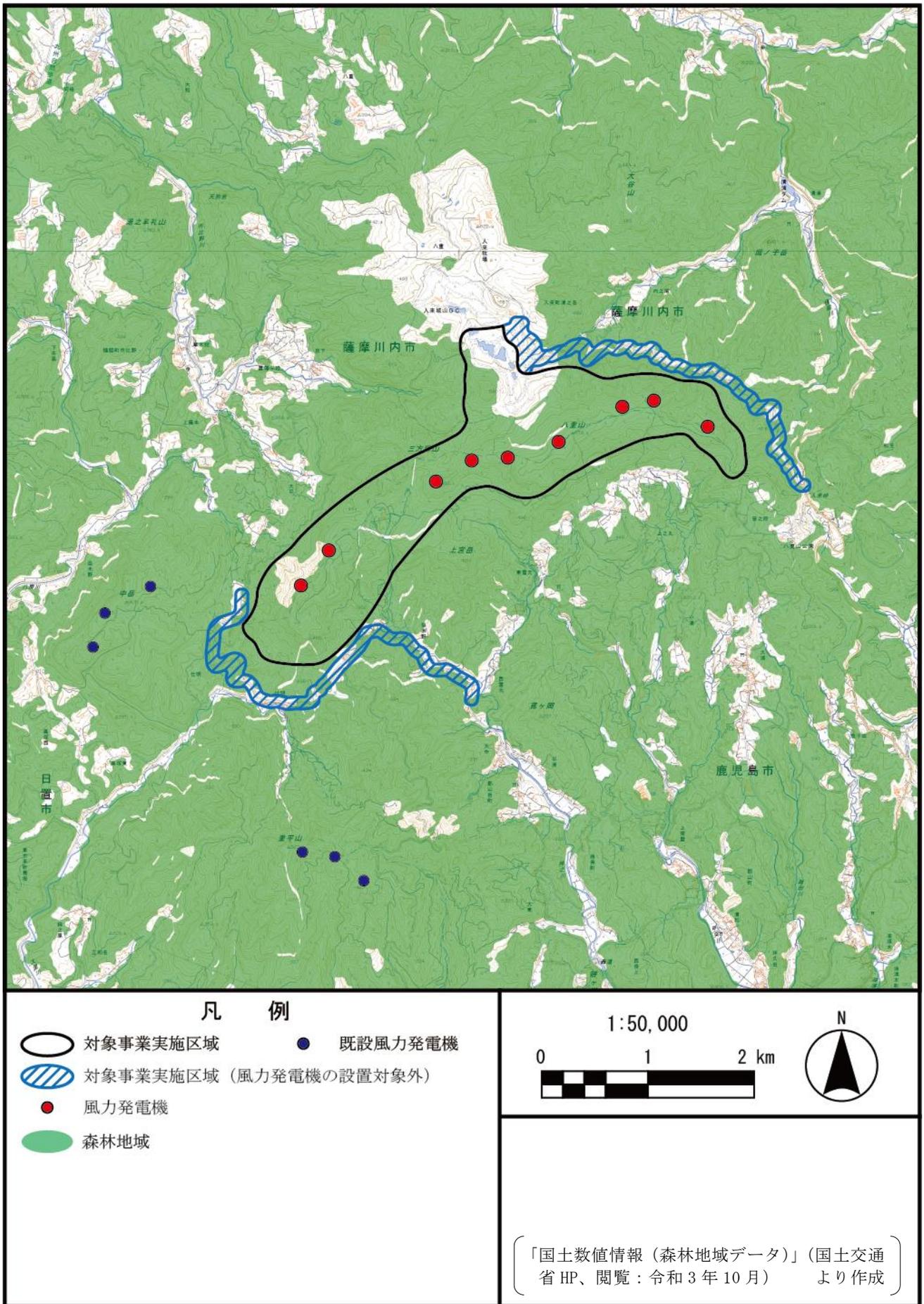


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市における上水道及び簡易水道の取水状況は表 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲においては鹿児島市、薩摩川内市及び始良市で河川からの取水が行われている。対象事業実施区域の周囲における水道用水の取水位置は図 3.2-6 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川には表 3.2-9 及び図 3.2-7 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-8(1) 取水状況（上水道）（令和元年度）

事業主体名	年間取水量（千 m ³ ）							湧水	合計
	地表水			地下水					
	ダム	湖水	自流	伏流水	浅井戸	深井戸			
日置市	0	0	0	73	401	4,849	866	6,189	
鹿児島市	1,504	0	37,538	36	186	7,560	18,262	65,086	
薩摩川内市	0	0	3,828	0	199	5,129	1,652	10,808	
いちき串木野市	0	0	31	993	290	2,187	580	4,081	
始良市	0	0	0	0	1,844	7,314	1,334	10,492	

〔令和 2 年度版鹿児島県の水道（令和元年度水道統計調査）〕（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

表 3.2-8(2) 取水状況（簡易水道）（令和元年度）

市	箇所数 (箇所)	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	実績年間取水量						
				表流水		地下水		その他		計
				箇所	取水量(m ³)	箇所	取水量(m ³)	箇所	取水量(m ³)	取水量(m ³)
薩摩川内市	2	4,940	4,184	25	266,307	19	90,771	0	0	357,078

〔令和 2 年度版鹿児島県の水道（令和元年度水道統計調査）〕（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

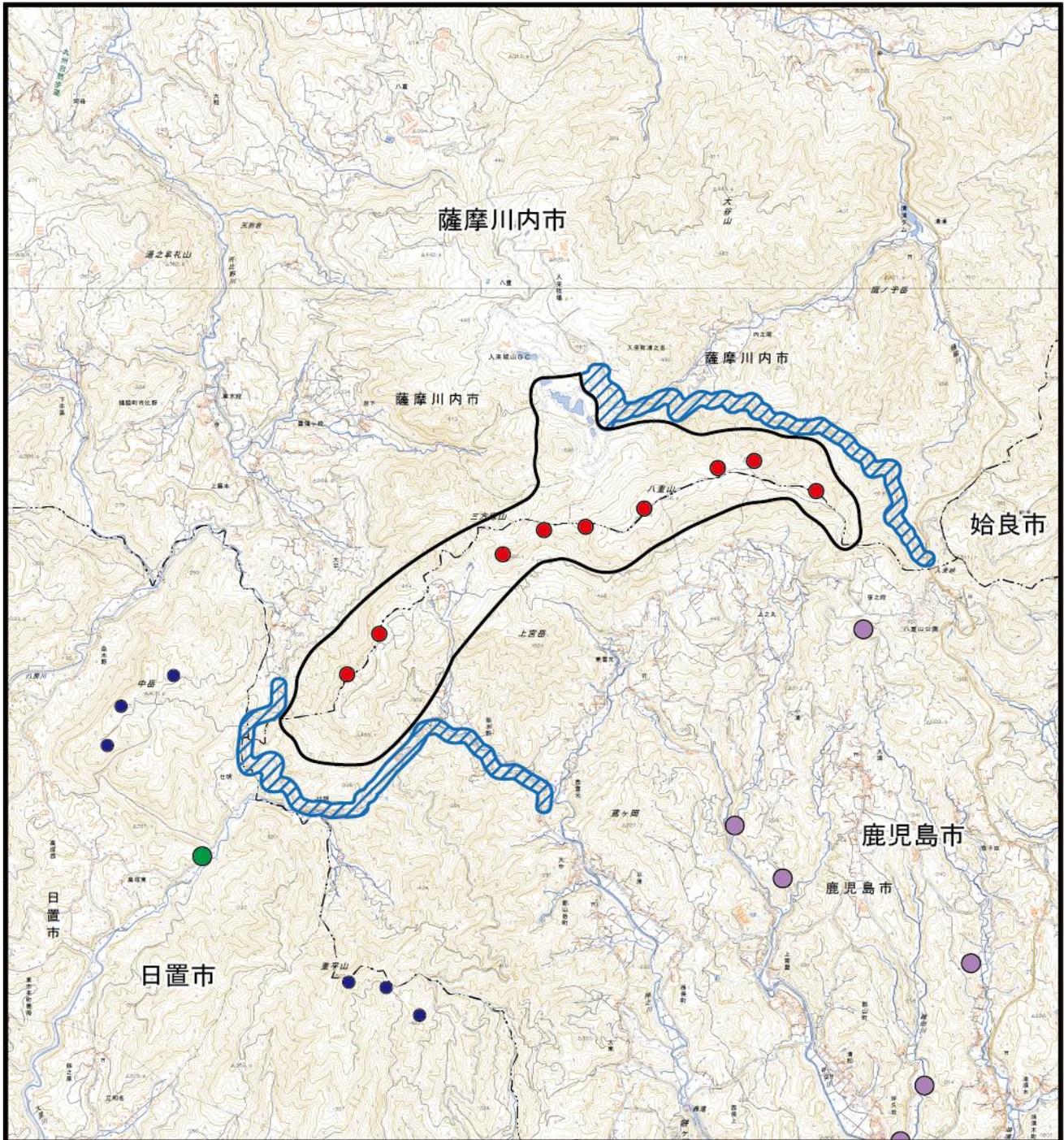
表 3.2-9 内水面漁業権の設定状況

漁場番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁業権者
鹿内共第 4 号	あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、ふな漁業、もくずがに漁業、てながえび漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	薩摩川内市、さつま町の川内川本流及び支流	川内川漁業協同組合 川内市内水面漁業協同組合
鹿内共第 9 号	あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、もくずがに漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	鹿児島市の甲突川本流及び支流	甲突川漁業協同組合

〔鹿児島県公報 第 2910 号の 4〕（鹿児島県、平成 25 年）より作成

2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水道用水としての利用状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-6 のとおりである。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
-  風力発電機
-  既設風力発電機
-  深井戸
-  湧水

※薩摩川内市水道局からの要請により、薩摩川内市の取水位置については記載していない。

1:50,000



「令和3年度水質検査計画」(日置市HP、閲覧:令和3年12月)
 「日置市水道局へのヒアリング」(実施:令和元年10月)
 「鹿児島市水道ビジョン」(鹿児島市、平成21年)より作成

図 3.2-6 水道用水の取水位置

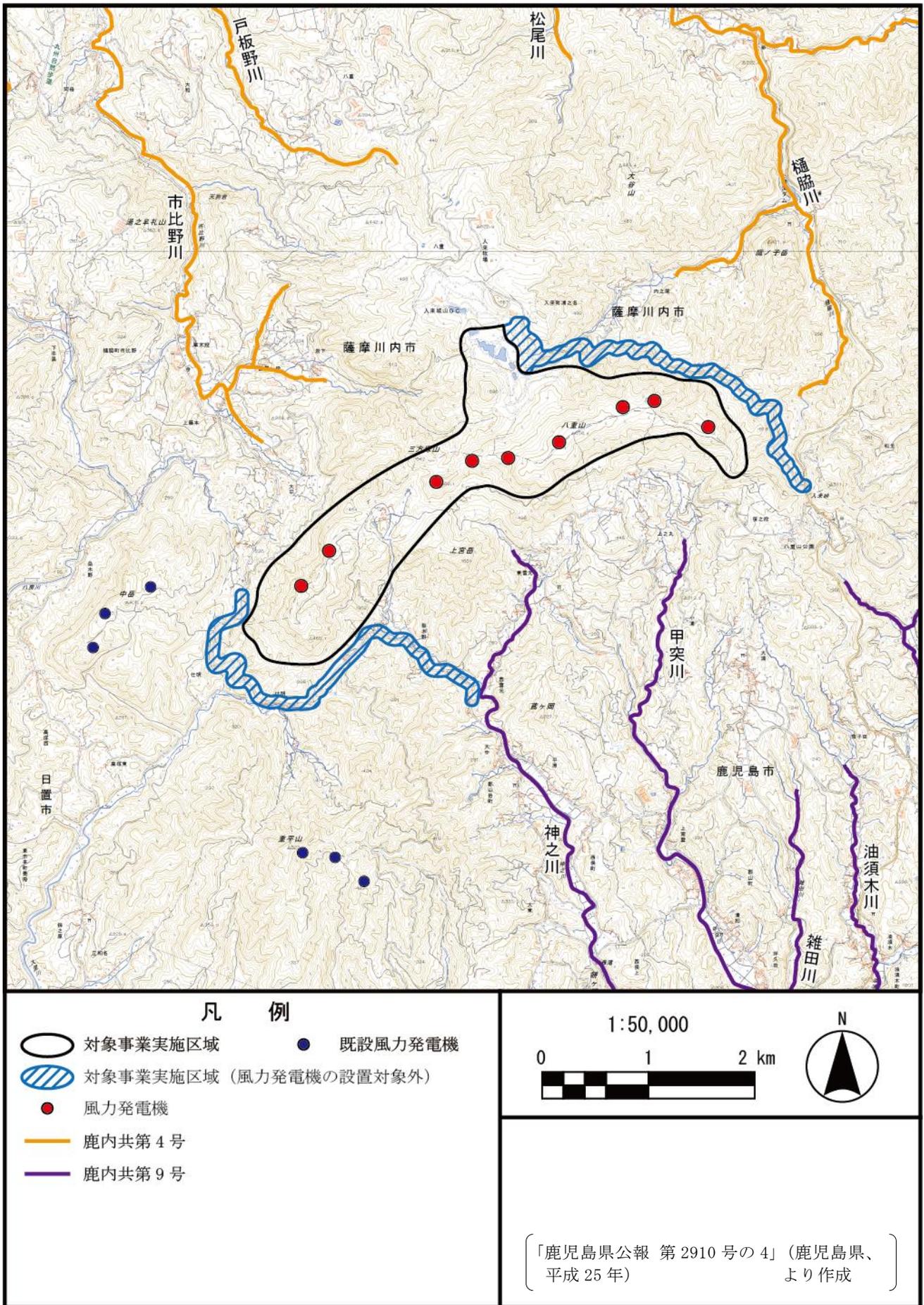


図 3.2-7 内水面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-8 のとおりであり一般国道 328 号、主要地方道 36 号（川内郡山線）、一般県道 304 号（仙名伊集院線）等が挙げられる。平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-10 のとおりである

表 3.2-10 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点		交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
		始点	終点		
一般国道 328 号	①	伊集院蒲生溝辺線	川内加治木線	5,057	6,382
主要地方道 36 号 (川内郡山線)	②	串木野樋脇線	仙名伊集院線	1,823	2,206
	③	仙名伊集院線	伊集院蒲生溝辺線	1,229	1,463
主要地方道 39 号 (串木野樋脇線)	④	いちき串木野市・ 薩摩川内市境	川内郡山線	3,116	3,802
一般県道 304 号 (仙名伊集院線)	⑤	川内郡山線	山田湯之元停車場線	2,245	2,739
一般県道 308 号 (郷戸市来線)	⑥	仙名伊集院線	日置市・いちき串木野市 境	245	282
一般県道 395 号 (山之口真黒線)	⑦	一般国道 328 号	薩摩川内市・始良市境	<u>166</u>	<u>193</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-8 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

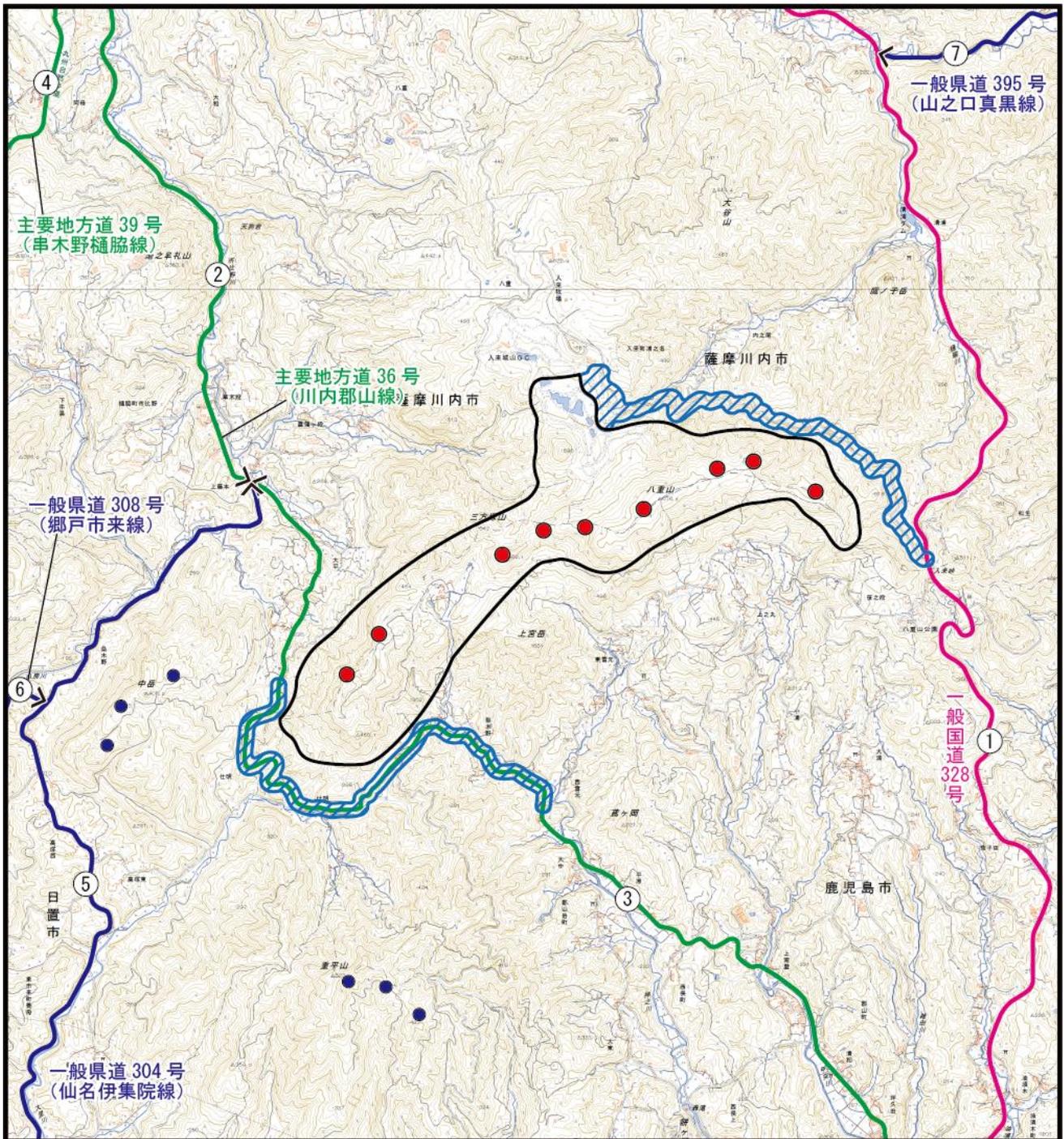
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
(国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 交通量調査の起点と終点
- 既設風力発電機

1:50,000



注: 図中の番号は、表 3.2-10 中の番号に対応する。

「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省 HP、閲覧: 令和 3 年 10 月) より作成

図 3.2-8 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域の周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-11 及び図 3.2-9 のとおりである。最寄りの配慮が特に必要な施設として、風力発電機から約 3.1km の位置に鹿児島自然学園が存在する。なお、対象事業実施区域及びその周囲には学校及び医療機関はない。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-9 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.5km である。

表 3.2-11 配慮が特に必要な施設

区 分	施設名	所在地
福祉施設	鹿児島自然学園	鹿児島市郡山岳町 2208
	第二ときわの家	鹿児島市郡山町 4112-1
	ときわの家	鹿児島市郡山町 4092-6
	ほたるの家デイサービスセンター	鹿児島市油須木町 5
	ほたるの里デイサービスセンター	鹿児島市油須木町 21-1
	住宅型有料老人ホームほたるの里	鹿児島市油須木町 21-1
	結いの里悠暮里	鹿児島市油須木町 629
	デイサービス結の里悠暮里	鹿児島市油須木町 629
	グループホーム竹山苑	鹿児島市郡山町 2570-1

〔「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成〕

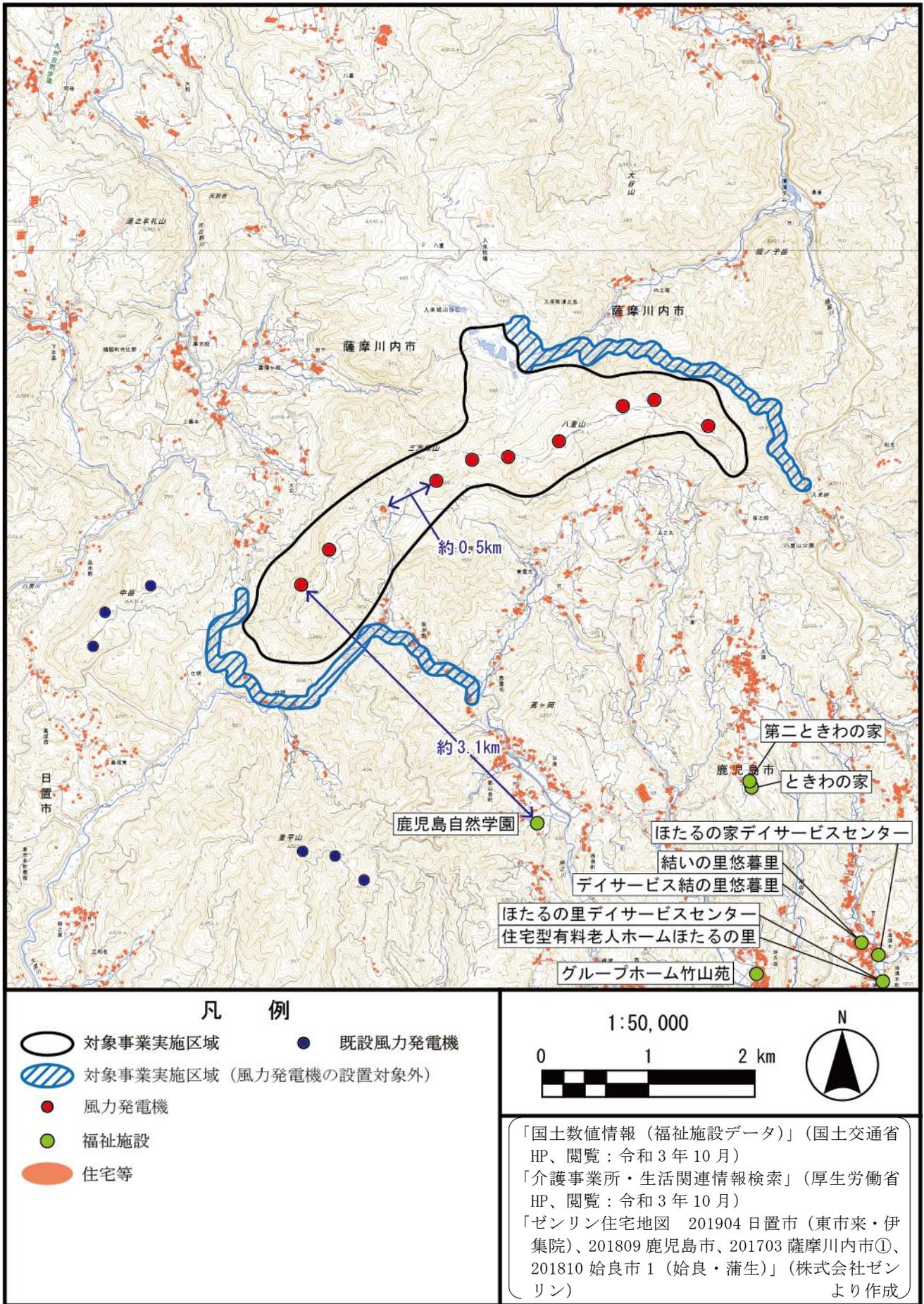


図 3.2-9 配慮が特に必要な施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は表 3.2-12 のとおりである。

令和元年度末における汚水処理人口普及率は日置市では 80.4%、鹿児島市では 94.1%、薩摩川内市では 76.8%、いちき串木野市では 80.4%、始良市では 81.9%となっている。また、下水道普及率は日置市では 39.8%、鹿児島市では 79.4%、薩摩川内市では 10.5%、いちき串木野市では 37.0%となっている。

表 3.2-12 下水道処理人口普及状況（令和元年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (千人)	汚水処理普及人口 (千人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
日置市	47.7	38.4	80.4	39.8
鹿児島市	600.9	565.3	94.1	79.4
薩摩川内市	94.0	72.2	76.8	10.5
いちき串木野市	27.5	22.1	80.4	37.0
始良市	77.3	63.3	81.9	—
鹿児島県	1,618.5	1,326.2	81.9	42.4

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

〔「市町村別汚水処理人口普及状況（令和元年度末）」（鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、始良市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は表 3.2-13 のとおりである。

令和元年度におけるごみ総排出量は日置市で 13,268t、鹿児島市で 215,270t、薩摩川内市で 29,230t、いちき串木野市で 10,000t、始良市で 25,840t となっている。

表 3.2-13 一般廃棄物処理施設の処理状況（令和元年度）

区 分		日置市	鹿児島市	薩摩川内市	いちき 串木野市	始良市	鹿児島県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	11,815	199,779	24,796	7,657	23,429	480,588
	直接搬入量(t)	1,453	12,916	4,434	2,343	2,411	65,277
	集団回収量(t)	0	2,575	0	0	0	3,046
	合計(t)	13,268	215,270	29,230	10,000	25,840	548,911
ごみ処理量	直接焼却量(t)	11,553	173,903	23,684	7,990	21,780	431,647
	直接最終処分量(t)	0	4,130	0	0	0	111,984
	焼却以外の中間処理量(t)	1,687	21,037	3,698	2,010	3,227	74,471
	直接資源化量(t)	28	13,625	1,368	0	756	28,079
	合計(t)	13,268	212,695	28,750	10,000	25,763	546,181
中間処理後再生利用量(t)		2,191	11,125	1,304	785	4,766	54,800
リサイクル率(%)		16.7	12.7	9.3	7.9	21.4	15.6
最終処分量(t)		396	29,216	3,627	1,041	349	63,306

注：リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

鹿児島県における令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-14のとおりである。令和2年度の1年間の排出量は8,170千tである。

また、対象事業実施区域を中心とした50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-15、立地状況は図3.2-10のとおりであり、中間処理施設182か所、最終処分場15か所となっている。

表3.2-14(1) 産業廃棄物の処理状況（令和2年度）

（単位：千t）

県	排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8,170	5,733	2,350	86

〔「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、令和3年）より作成〕

表3.2-14(2) 産業廃棄物の処理状況（農業を除くもの：令和2年度）

県	排出量 (千t)	中間処理量 (千t)	処理率 (%)	中間処理の内訳			有効利用量 (千t)	有効利用率 (%)	最終処分量 (千t)	最終処分率 (%)
				減量化分 (千t)	有効利用量 (千t)	最終処分 (千t)				
鹿児島県	2,280	2,127	93.3	738	1,344	46	1,457	63.9	86	3.8

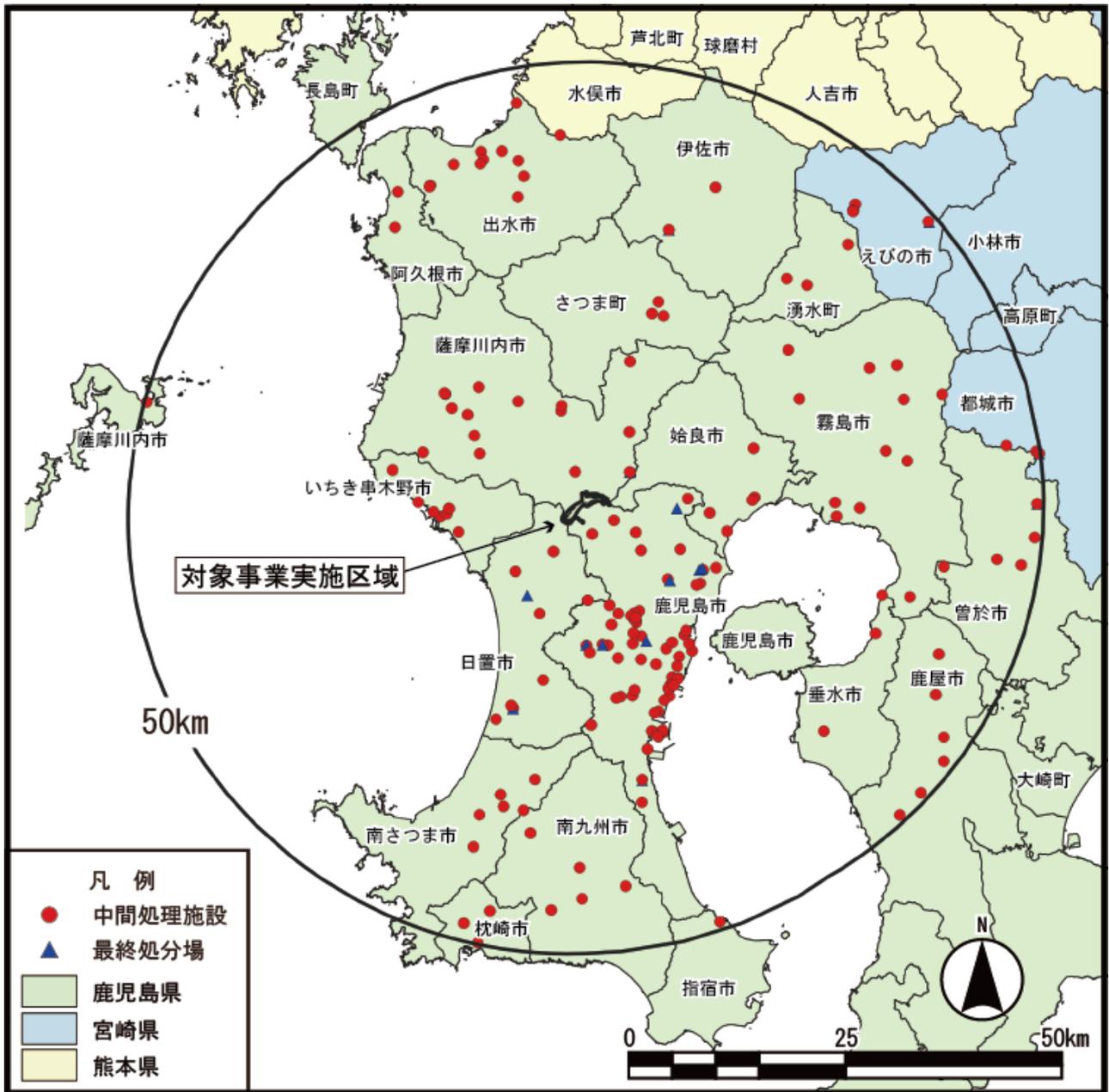
〔「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、令和3年）より作成〕

表3.2-15 産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

（単位：か所）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
鹿児島県	鹿児島市	70	8
	鹿屋市	6	0
	枕崎市	3	0
	阿久根市	2	0
	出水市	11	0
	指宿市	1	0
	垂水市	3	0
	薩摩川内市	16	1
	日置市	9	2
	曾於市	5	1
	霧島市	11	0
	いちき串木野市	9	0
	南さつま市	5	0
	南九州市	6	0
	伊佐市	2	1
	姪良市	6	0
	さつま町	3	0
湧水町	3	0	
熊本県	水俣市	1	0
宮崎県	都城市	5	1
	えびの市	5	1
合 計		182	15

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和3年10月）より作成〕

図 3.2-10 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-16(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-16(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-16(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

より作成

表 3.2-16(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

鹿児島県では表 3.2-17 のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域及びその周囲において類型の指定はない。

表 3.2-17(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、鹿児島県内には該当地域はない。
 類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
 類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「令和 2 年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 3 年）より作成

表 3.2-17(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-17(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-18のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-19～表3.2-21のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、図3.2-11のとおり八房川、大里川、神之川及び甲突川が河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-22のとおりすべての地下水について定められている。

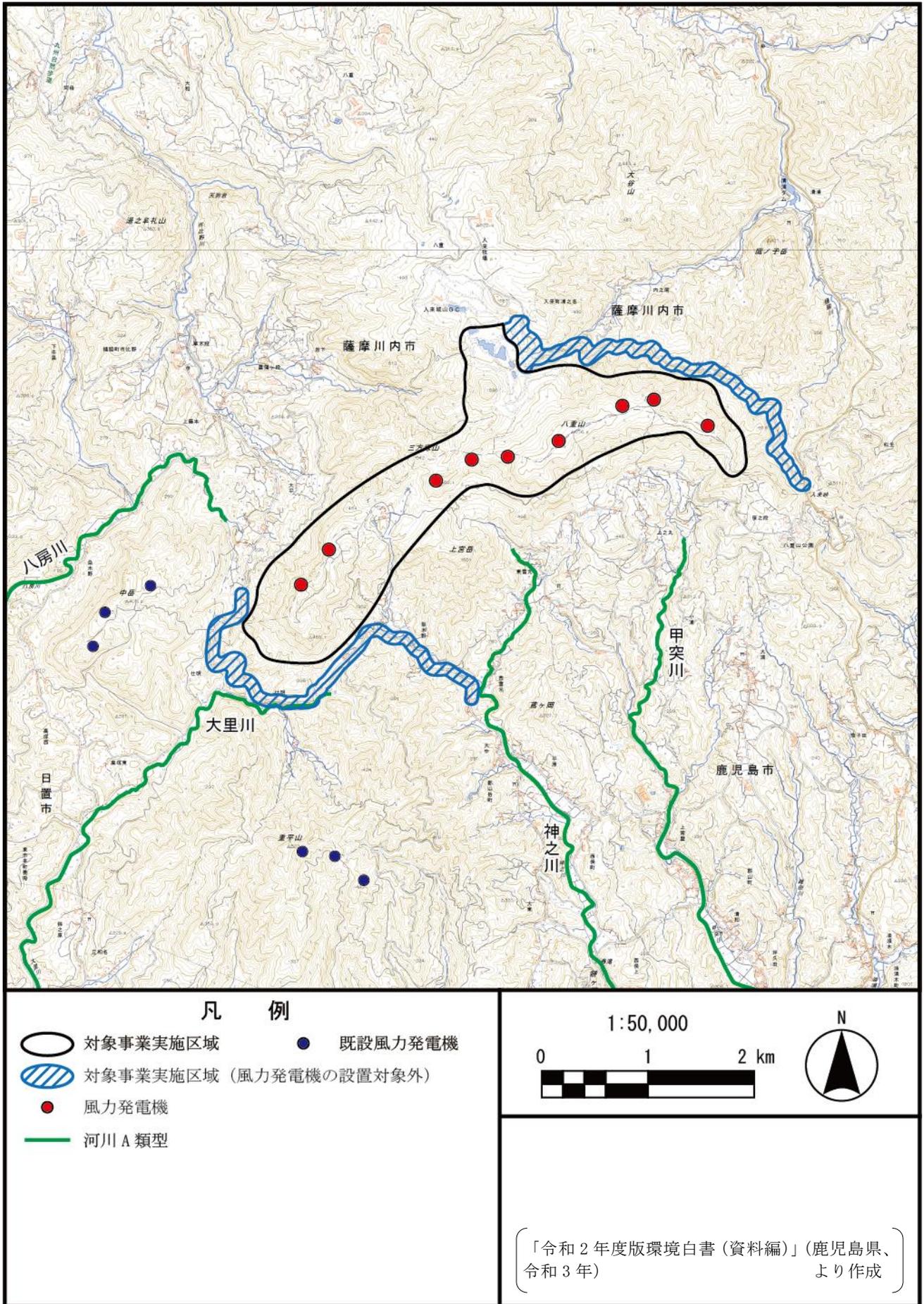


図 3.2-11 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-18 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成]

表 3.2-20(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日)より作成〕

表 3.2-21(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日)より作成〕

表 3.2-21(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日)より作成〕

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-23のとおりである。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)により、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値 (以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和3年3月25日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められており、鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域が14.5、薩摩川内市のうち旧川内市の区域が11.5、日置市、いちき串木野市及び始良市を含むその他の区域は17.5となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：令和2年6月5日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：平成26年6月18日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表3.2-25～表3.2-27のとおりである。

鹿児島県では、県知事（市の区域については市長）が用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲は第2種区域に指定されている。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔「令和元年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和元年）より作成〕

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
第1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：1. 地域の区分欄の第1号区域、第2号区域とは、次のとおりである。

第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
「令和2年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和3年） より作成

表 3.2-27 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75 デシベル、夜間においては70 デシベルとする。

2. a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)
「令和2年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和3年） より作成

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準及び要請限度は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。

鹿児島県では、県知事(市の区域については市長)が用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市は規制地域に指定されている。なお、対象事業実施区域は第 1 種区域に指定されている。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 第 2 種区域；住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

〔「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)
「令和 2 年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 3 年)より作成〕

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
第 2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 第 1 号区域：

- ① 特定工場等に係る区域区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域
- ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

2. 第 2 号区域：特定工場等に係る区域のうち、上記第 1 号区域以外の区域

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
「令和 2 年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 3 年)より作成〕

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日の午前8時)
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

〔「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：平成26年6月18日)
 「令和2年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和3年)より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質28物質、その他15項目)が表3.2-31のとおり定められている。

また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年鹿児島県条例第21号)により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されており、対象事業実施区域及びその周囲において甲突川が設定されている。

なお、本事業においてはこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕

表 3.2-31(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき鹿児島県知事（市の区域については市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用している。

薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市においては、表 3.2-32 のとおり特定悪臭物質の濃度による規制が、日置市及び鹿児島市においては表 3.2-33 のとおり臭気指数による規制が行われている。

表 3.2-32(1) 特定悪臭物質に係る規制基準（敷地境界）

(単位：ppm)

地域区分 特定悪臭物質	いちき串木野市、始良市		薩摩川内市		
	A 地域	B 地域	A 地域	B1 地域	B2 地域
アンモニア	1	2	1	2	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006	0.006
イソブタノール	0.9	4	0.9	4	4
酢酸エチル	3	7	3	7	7
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3	3
トルエン	10	30	10	30	30
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8	0.8
キシレン	1	2	1	2	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.001	0.004	0.004

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「令和 2 年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 3 年）
「悪臭防止法規制地域の指定」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

表 3.2-32(2) 特定悪臭物質に係る規制基準（排出口）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに表 3.2-32(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）第 3 条に定める方法により算出して得た流量。

〔「令和 2 年版環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 3 年）より作成〕

表 3.2-32(3) 特定悪臭物質に係る規制基準（排水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排水の量の区分	いちき串木野市、始良市		薩摩川内市	
		A 地域	B2 地域	A 地域 B1 地域	B2 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.03	0.09

注：Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排水の量 (m³/s) を表す。

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
 「令和 2 年版環境白書 (資料編)」(鹿児島県、令和 3 年)
 「悪臭防止法規制地域の指定」(薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) より作成

表 3.2-33(1) 臭気指数に係る規制基準（敷地境界）

区 分	日置市		鹿児島市		
	A 地域	B 地域	A 地域	B 地域	C 地域
臭気指数	12	15	12	15	18

「令和 2 年版環境白書 (資料編)」(鹿児島県、令和 3 年)
 「日置市臭気指数規制の導入 (変更) について」(日置市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月) より作成

表 3.2-33(2) 臭気指数に係る規制基準（排出口）

表 3.2-33(1) に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則 (昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日) 第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

〔令和 2 年版環境白書 (資料編)〕(鹿児島県、令和 3 年) より作成

表 3.2-33(3) 臭気指数に係る規制基準（排水）

表 3.2-33(1) に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則 (昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日) 第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数。

〔令和 2 年版環境白書 (資料編)〕(鹿児島県、令和 3 年) より作成

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、表 3.2-34 のとおり、区域の指定に係る基準が定められている。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）によると、令和 3 年 9 月 30 日現在、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-34(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-34(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、鹿児島県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づく規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、鹿児島県では、「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」（平成 22 年鹿児島県条例第 16 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

(3) その他の環境保全計画等

① 鹿児島県

鹿児島県の環境行政の基本的方向については、「鹿児島県環境基本条例」(平成 11 年鹿児島県条例第 10 号)において定められている。この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。条例の基本理念は表 3.2-35 のとおりである。

また、鹿児島県においては、「鹿児島県環境基本条例」第 11 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として平成 10 年 3 月に「鹿児島県環境基本計画」が策定され、令和 3 年 3 月に環境を巡る情勢の変化や新たな課題等に適切に対応するため改定されている。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、計画の基本目標(将来像)は表 3.2-36 のとおりである。

表 3.2-35 基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

〔「鹿児島県環境基本条例」(平成 11 年鹿児島県条例第 10 号)より作成〕

表 3.2-36 計画の基本目標

基本目標(将来像)	
(1)	自然と共生する地域社会づくり
(2)	地球環境を守る脱炭素社会づくり
(3)	再生可能エネルギーを活用した地域づくり
(4)	環境負荷が低減される循環型社会の形成

〔「鹿児島県環境基本計画」(鹿児島県、令和 3 年)より作成〕

② 第2期日置市環境基本計画

日置市では、まちづくりの基本となる「第2次日置市総合計画」（日置市、平成28年）の基本理念に基づく将来都市像である「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を環境面から実現するため、市民、事業者、市の協働により総合的に推進していくための指針となる「第2期日置市環境基本計画」（日置市、令和元年）が策定されている。

計画期間は令和元年度から令和10年度までの10年間とし、めざす環境の姿を「水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき」としている。計画の概要は表3.2-37のとおりである。

表 3.2-37 計画の概要

対象とする環境	環境目標
自然環境	「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」 ～自然環境の保全～【生物多様性地域戦略】
生活環境	「環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する」 ～生活環境の保全～
地球環境	「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」 ～地球環境の保全～
快適環境	「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」 ～快適環境の創造～
環境保全体制	「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」 ～協働による環境保全の推進～

〔第2期日置市環境基本計画〕（日置市、令和元年）より作成

③ 第二次鹿児島市環境基本計画

鹿児島市では、市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携し、それぞれの役割のもとで、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため、「第二次鹿児島市環境基本計画」（鹿児島市、平成24年）が策定されている。

計画期間は平成24年度から令和3年度までの10年間とし、望ましい環境像を「みんなでつなぐ人と地球にやさしい環境都市かごしま」としている。計画の基本方針は表3.2-38のとおりである。

表 3.2-38 計画の基本方針

基本方針	
1	地球市民として温暖化対策に取り組むまち（低炭素社会の構築）
2	資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）
3	恵み豊かなかごしまの自然を次の世代へ引き継ぐまち（自然共生社会の構築）
4	緑かがやく住みやすいまち（ゆとりや豊かさを実感できる都市環境の創出）
5	健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）
6	みんなで環境を考え協働するまち（環境教育・環境学習の推進と協働）

〔第二次鹿児島市環境基本計画〕（鹿児島市、平成24年）より作成

④ 薩摩川内市

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」（平成 16 年薩摩川内市条例第 171 号）の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「薩摩川内市環境基本計画」（薩摩川内市、平成 19 年）が策定されている。社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、中間年である令和元年度に見直しが行われている。

計画期間は平成 27 年度から令和 6 年までの 10 年間とし、望ましい環境像を「自然と共生し快適に暮せるまち 薩摩川内」としている。望ましい環境像実現のための 5 つの基本方針は表 3.2-39 のとおりである。

表 3.2-39 計画の基本方針

基本方針	
基本方針 1	みんなで考え、行動する快適なまちづくり
基本方針 2	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり
基本方針 3	自然にふれあい、共に生きるまちづくり
基本方針 4	資源を大切にすまちづくり
基本方針 5	地球を大切にすまちづくり

〔「薩摩川内市環境基本計画（第 2 期 中間見直し版）」（薩摩川内市、令和 2 年）より作成〕

⑤ いちき串木野市

いちき串木野市では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年 3 月に「いちき串木野市環境基本計画」が策定されており、計画期間が令和 2 年度をもって終了することから、引き続き計画を推進すべく「いちき串木野市第 2 次環境基本計画」が令和 3 年 3 月に策定されている。

計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、望ましい環境像として「みんなではぐくむ、水と緑と共生するまち・いちき串木野」を柱に推進を図っている。計画の分野別の目標は表 3.2-40 のとおりである。

表 3.2-40 分野別の基本目標

基本目標	
1 自然環境	豊かな豊かな自然環境の保全とふれあいの推進
2 生活環境分野	環境にやさしい暮らしの実践
3 地球環境分野	環境負荷の少ない環境の創出
4 快適環境分野	自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保
5 環境保全体制分野	環境を守り活かす地域づくりの推進

〔「いちき串木野市第 2 次環境基本計画」（いちき串木野市、令和 3 年）より作成〕

⑥ 始良市

始良市では、「始良市環境基本条例」（平成 24 年始良市条例第 10 号）に基づき、次世代によりよい環境を残すために、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること目的とし、「始良市環境基本計画」（始良市、平成 26 年）が策定されている。

計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、目指す環境像を「地域の恵みを受けた暮らしと持続可能な社会が実現し、県内一くらしやすいまち あいら」としている。施策の体系は表 3.2-41 のとおりである。

表 3.2-41 施策の体系

環境像	基本方針	基本施策
地域の恵みを受けた暮らしと持続可能な社会が実現し、県内一くらしやすいまち あいら	【低炭素社会の構築】 1 地域の資源を活用し、効率的にエネルギーを使うまちづくり	1 省エネルギーの推進
		2 再生可能エネルギーの利用促進
	【循環型社会の構築】 2 “ごみ＝貴重な資源”が循環する、地球にやさしいまちづくり	1 ごみの減量化・再資源化
		2 不法投棄の防止
	【自然共生社会の構築】 3 多様な自然や生きものとともに暮らすまちづくり	1 地形・地質の保全
		2 重要地域の保全
		3 里地里山の保全
		4 希少野生生物の保全
		5 自然とのふれあいの場の確保
	【生活環境の保全】 4 健康な暮らしを支える快適な環境のまちづくり	1 水資源の保全
		2 大気環境の保全
		3 騒音・振動防止対策の推進
	【環境教育・環境学習・環境保全活動の推進】 5 地域と地球の環境に貢献する人づくり	1 学校での環境教育の推進
		2 地域での環境学習の推進
		3 環境保全活動の推進

〔「始良市環境基本計画」（始良市、平成 26 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日) 及び「県立自然公園条例」(昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号) に基づく自然公園の指定はない。

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日) に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) 第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日) の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日) に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-42 及び図 3.2-12 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区(清浦ダム)がある。

表 3.2-42 鳥獣保護区の指定状況

名 称	所在地	指定区分	期 限
清浦ダム	薩摩川内市	身近な鳥獣生息地	令和 6 年 10 月 31 日

〔「令和 3 年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図 1」(鹿児島県 HP、閲覧：令和 3 年 12 月)
「鹿児島県環境林務部自然保護課へのヒアリング」(実施：令和元年 12 月)より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日) に基づく湿地の区域はない。

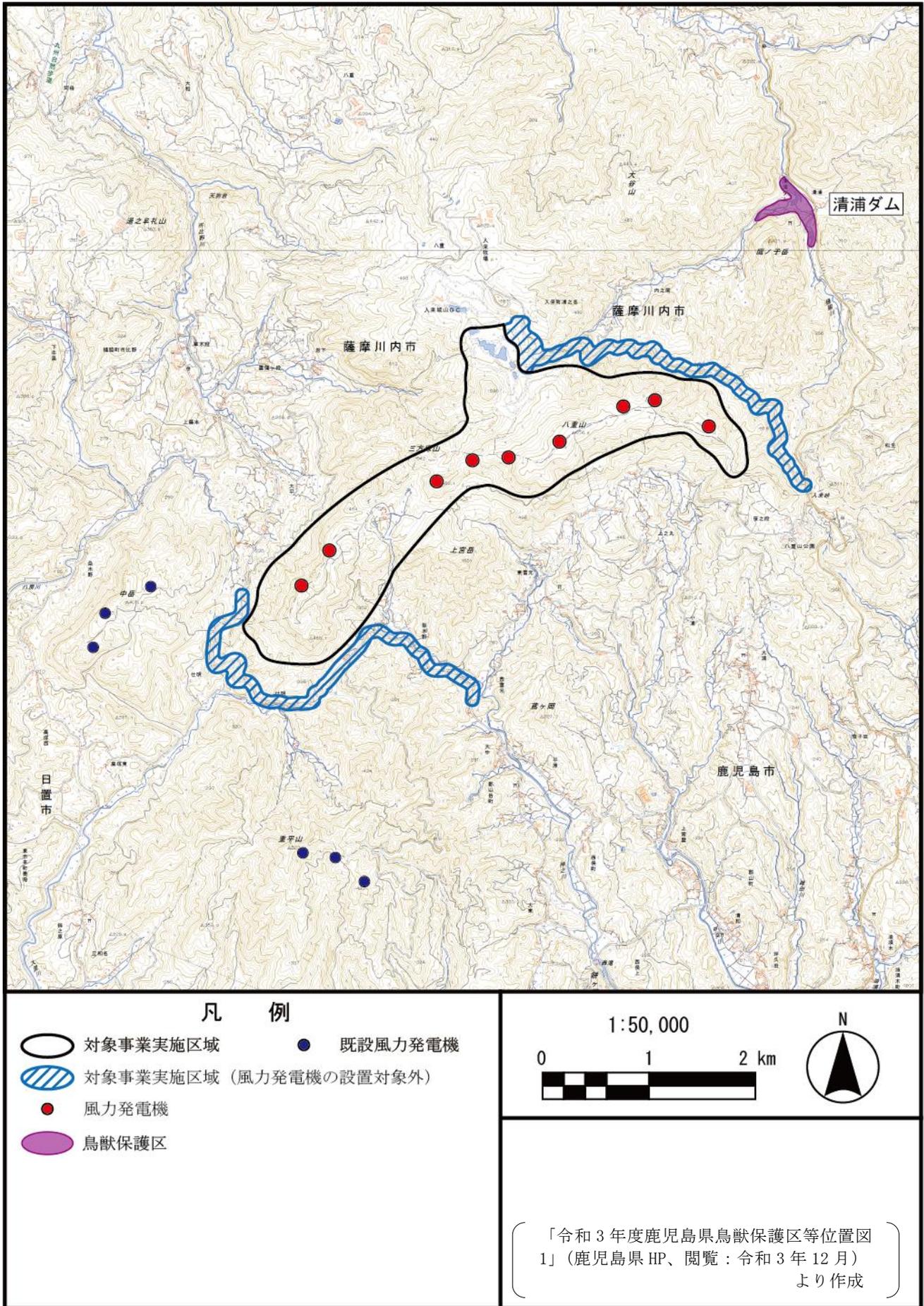


図 3.2-12 鳥獣保護区の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）等に基づく史跡の状況は、表 3.2-43 及び図 3.2-13 のとおりである。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-44 及び図 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-43 史跡の状況

指定区分	種類	名称	所在地
鹿児島市	史跡	常盤五輪塔群	鹿児島市郡山町 3136
薩摩川内市	史跡	阿弥陀殿の岩仏	薩摩川内市樋脇町市比野
		牛鼻の逆修塔群	薩摩川内市樋脇町市比野

「鹿児島市内の指定文化財等一覧表（令和 3 年 7 月 1 日現在）」（鹿児島市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）
 「薩摩川内市地図サービス 観光情報マップ」（薩摩川内市 HP、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

表 3.2-44 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

遺跡名	所在地	時代
西宮持原	日置市東市来町養母	古墳時代、中世
楠生	日置市東市来町養母	中世
柳ノ下	鹿児島市郡山岳町字柳ノ下	縄文時代
屋形尾	鹿児島市郡山町字屋形尾	縄文時代、中世
海江田鼻	鹿児島市郡山町字海江田鼻	縄文時代
峠	鹿児島市郡山町字笹ノ段	縄文時代、縄文時代 早期
小浦原	鹿児島市郡山町字小浦原	縄文時代、中世
大浦原	鹿児島市郡山町字大浦原	縄文時代、中世
堂ノ迫 A	鹿児島市郡山町字堂ノ迫	縄文時代、近世
堂ノ迫 B	鹿児島市郡山町字堂ノ迫	近世
中原	鹿児島市郡山町字中原	縄文時代、中世
仁田原	鹿児島市郡山町字仁田原	縄文時代、弥生時代、中世
菅傘田	鹿児島市郡山町字菅傘田	縄文時代、近世
前畑	鹿児島市郡山岳町字前畑	縄文時代、古代、中世、近世
北原	鹿児島市郡山町字北原	中世
常盤五輪塔群	鹿児島市郡山町	中世、中世 鎌倉
平城跡	鹿児島市西俣町字平ノ城	中世、中世 鎌倉
平城	鹿児島市西俣町字平城	縄文時代、古代、中世、近世
水ノ手城跡	鹿児島市郡山町字水ノ手	中世
常盤原	鹿児島市郡山町字常盤原	縄文時代、中世
松尾	鹿児島市油須木町字松尾	縄文時代、古代
油須木城跡	鹿児島市油須木町字上ノ原	中世
中方限	鹿児島市油須木町字中方限	縄文時代
松山 A	薩摩川内市樋脇町市比野字都	縄文時代、古墳時代、中世
松山 B	薩摩川内市樋脇町市比野字都	縄文時代、古墳時代
中津原	薩摩川内市入来町浦之名中津原	旧石器時代、縄文時代、近世
黒武者集落	薩摩川内市入来町浦之名小字黒武者	中世
岩下	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	旧石器時代、縄文時代
石坂	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	縄文時代
石坂	薩摩川内市樋脇町市比野藤本	縄文時代
松生	始良市蒲生町白男・松生	古墳時代、古代、古代 奈良、古代 平安

〔埋蔵文化財情報データベース〕（鹿児島県立埋蔵文化財センター、閲覧：令和 3 年 10 月）より作成

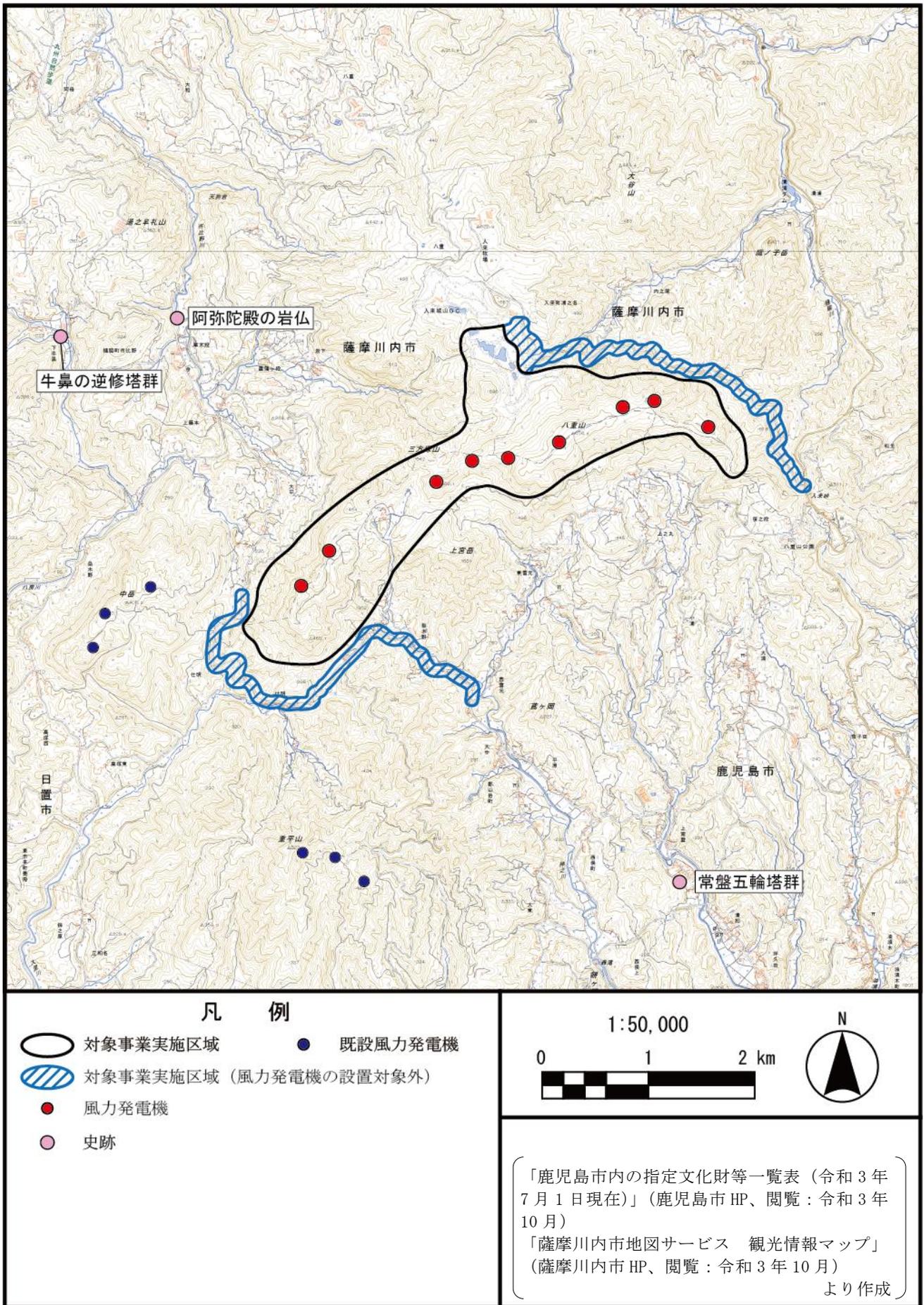


図 3.2-13 史跡の状況

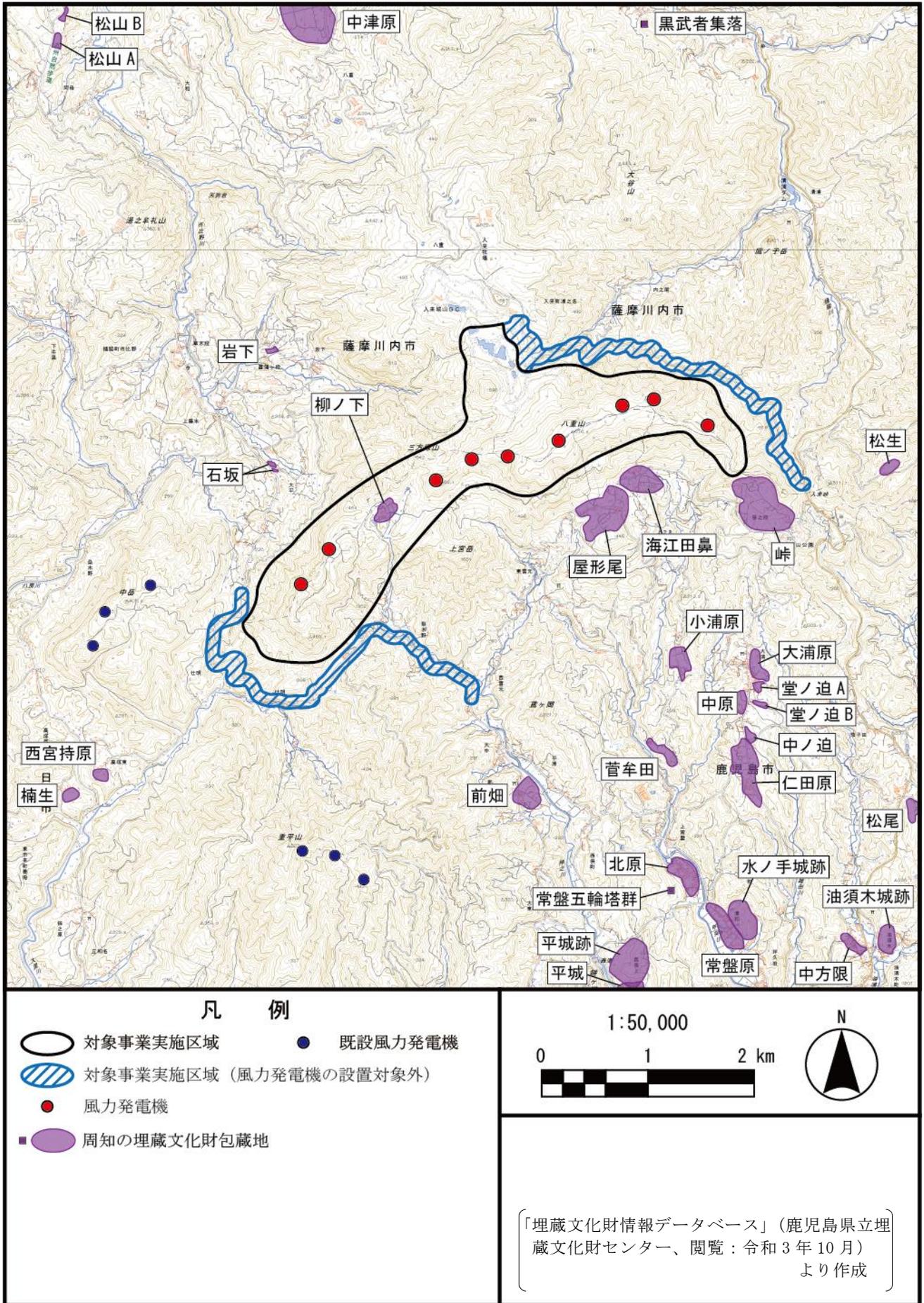


図 3.2-14 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

鹿児島県においては、「景観法」(平成16年法律第110号、最終改正:平成30年6月8日)に基づき、県内の全ての市町村が景観行政団体となっている。また、鹿児島県においては、「鹿児島県景観条例」(平成19年鹿児島県条例第62号)に基づき、市町村が景観計画の策定等を行う際の参考となる指針として「鹿児島県景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成20年)が策定されている。

鹿児島市及び薩摩川内市においては、「鹿児島市景観条例」(平成19年鹿児島市条例第68号)、「鹿児島市景観計画」(鹿児島市、平成20年)、「薩摩川内市景観条例」(平成20年薩摩川内市条例第42号)、「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、平成27年改正)が策定されており、両市の全域が景観計画区域に指定されている。

なお、日置市、いちき串木野市及び始良市においては、令和3年10月現在、景観条例及び景観計画の策定はない。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号、最終改正:令和2年6月10日)により指定された風致地区はない。

③ その他の景観保全計画等

鹿児島県においては、風力発電施設の建設に当たっては景観上の影響が広域に及ぶことが予想されることから、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成22年)が策定されている。本ガイドラインにおける、事業者が遵守すべき基準は、表3.2-45のとおりである。

表3.2-45 事業者が遵守すべき基準

(1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。
(2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。 イ 地域固有の景観を阻害しないこと。 ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。 (ア) 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 (イ) 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りではない。
(3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第8条1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

注:1. 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源^{*}を眺望する景観をいう。

景観資源^{*}…山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源(社寺、城趾、歴史的まちなみ等)をいう。

2. 「主要な眺望点」とは、建設等を行う地域周辺に存在する不特定多数の者が利用する場所のうち、風力発電施設を望むことができる場所(広場、休憩所、展望台等)をいう。

3. 「地域固有の景観」とは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される景観で、地域内外で一定の知名度を有する、又は地域住民が特別な愛着を持っている、地域の代表的な景観をいう(山並みや海岸線等)。

4. 「主要な眺望点」及び「主要な眺望景観」の選定に当たっては、NEDO作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を参照すること。

〔「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成22年)より作成〕

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林等

「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林がある。

また、対象事業実施区域及びその周囲においては、地域森林計画の対象となっている民有林が存在しており、森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において 1ha 以下の開発の場合は市町村長に伐採届出の提出(法第 10 条の 8)、1ha を超える開発の場合は林地開発の許可(法第 10 条の 2)が必要である。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

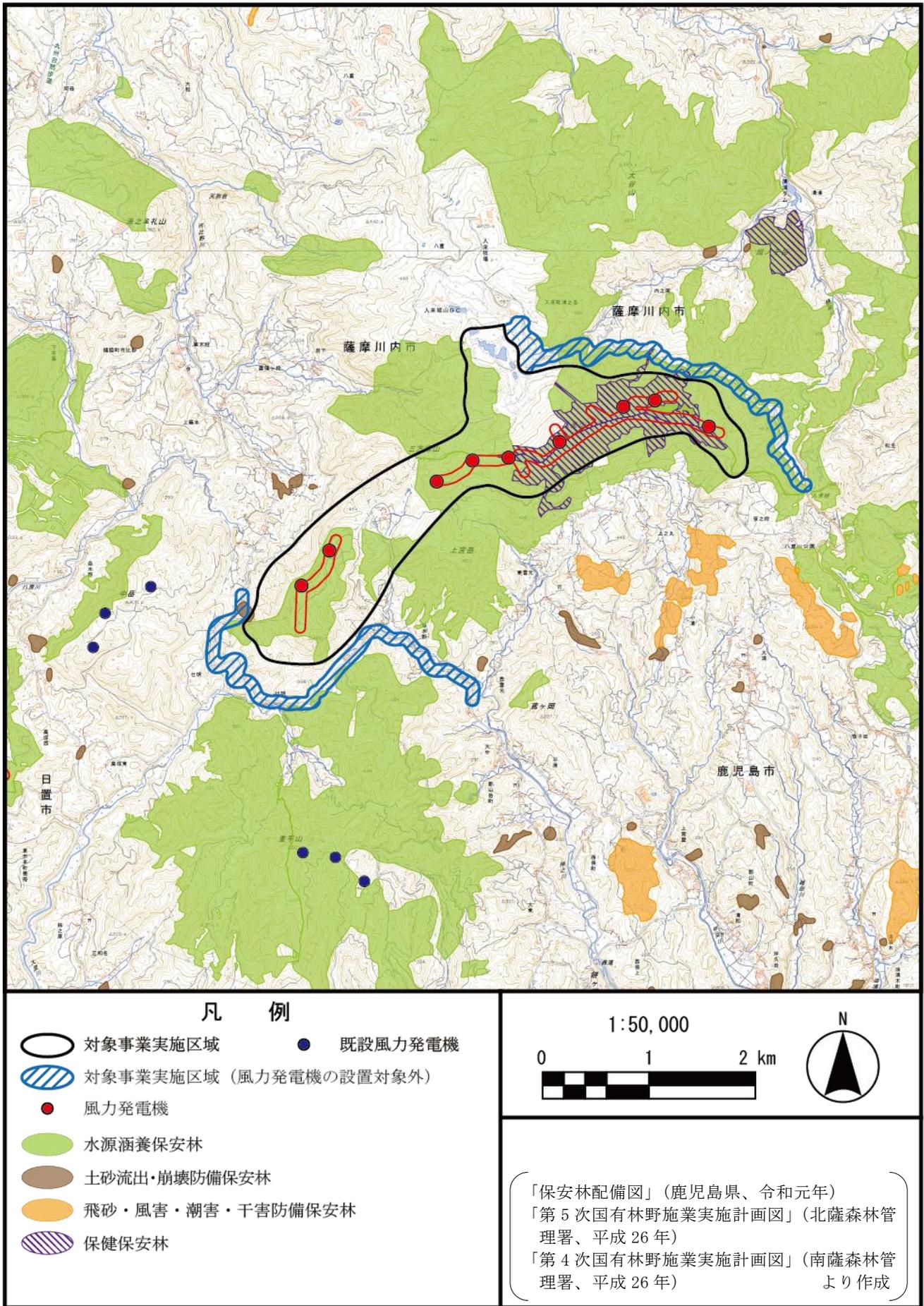


図 3.2-15 保安林の指定状況

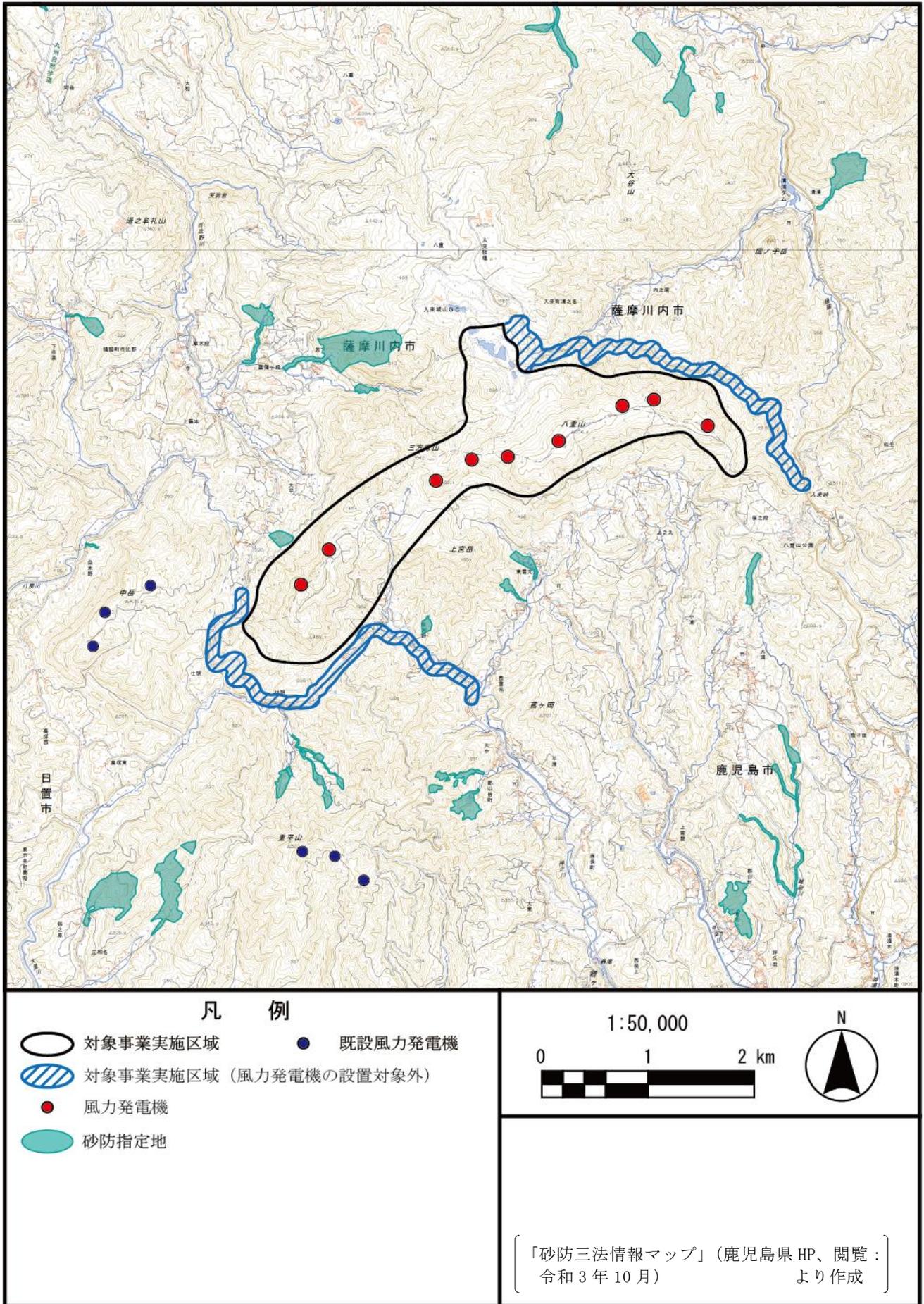


図 3.2-16 砂防指定地の状況

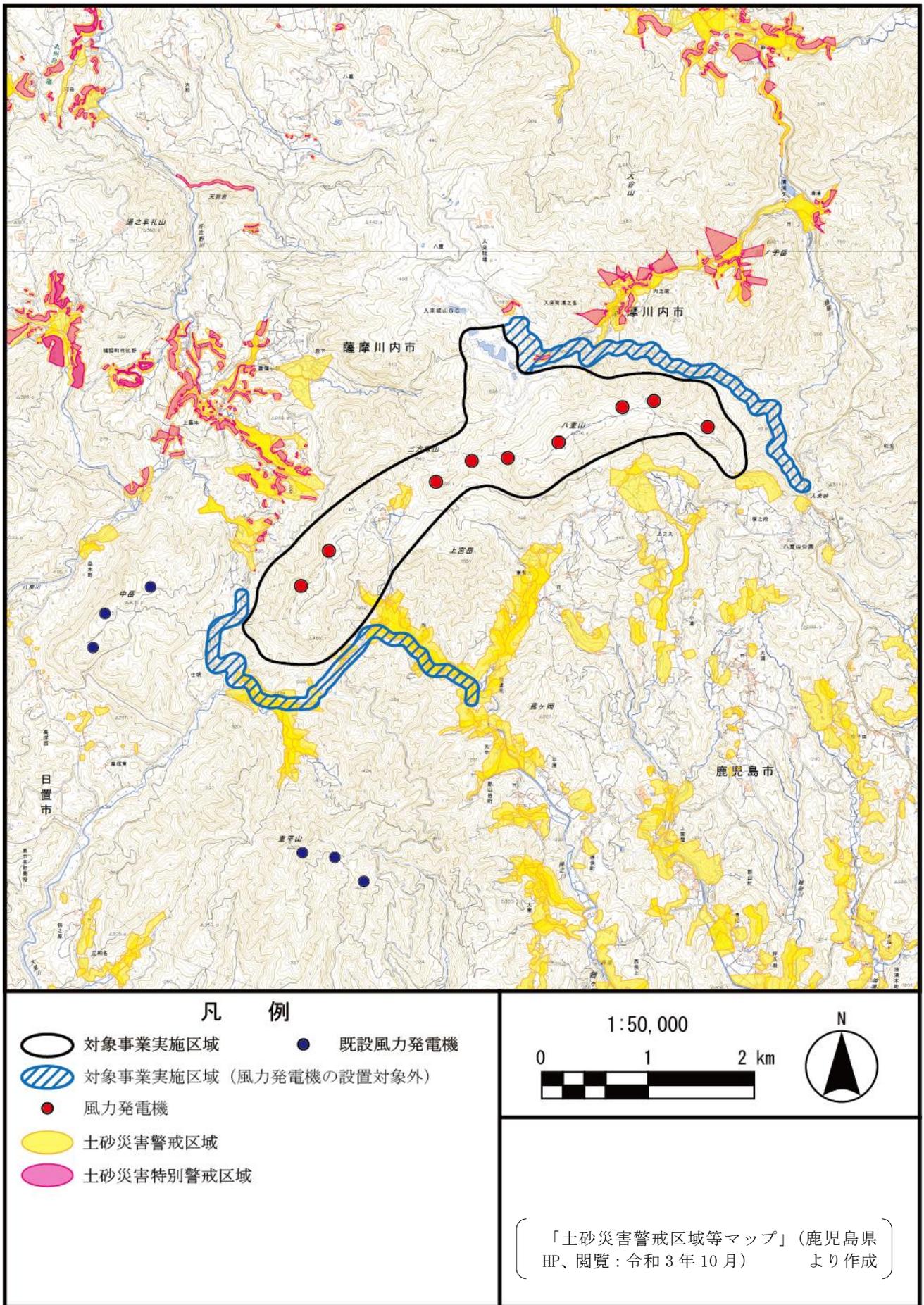


図 3.2-17 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-46 のとおりである。

表 3.2-46 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無						
			日置市	鹿児島市	薩摩川内市	串木野市 いちき	始良市	対象事業実施 区域の周囲	対象事業 実施区域内
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	○	○	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○	○	○	○
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	○	○	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	○	×	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	○	×	×	○	×	×
		国定公園	×	×	○	×	×	×	×
		県立自然公園	○	×	○	○	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	○	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	○	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×	○	×	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	○	○	×	×	○	○
	都市計画法	風致地区	×	○	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○	○
		地域森林計画の対象民有林(公有林を含む)	○	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×	○	×	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	○	○	

注：○；指定あり、×；指定なし